

総 則
総 則

節	節 名	旧	新
2	計画の概要	<p>第1 計画の内容</p> <p>1 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 防災上重要な機関の責務と災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。</p> <p>2 災害予防計画 災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての基本的な計画を定める。</p> <p>3 災害応急対策計画 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置についての基本的な計画を定める。</p> <p>4 災害復旧計画 災害復旧の実施についての基本的な計画を定める。</p>	<p>第1 計画の内容</p> <p>1 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 防災上重要な機関の責務と災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務</p> <p>2 災害予防計画 災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度に食い止めるための措置についての基本的な計画</p> <p>3 災害応急対策計画 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置についての基本的な計画</p> <p>4 災害復旧計画 災害復旧の実施についての基本的な計画</p>
3	防災ビジョン	<p>第1 行政の責務と町民の心構え 町と国、県及び各防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と町民の防災意識の高揚を図る。 町民は、「自分の命は自分で守る」との認識に立って、地域、職場、家庭における各種災害を念頭において、近隣と協力しその実態に応じた防災対策を、自ら講じなければならない。</p> <p>第2 防災施策の大綱</p> <p>3 急傾斜地等の災害予防 豪雨等に伴い生ずる山崩れや、傾斜地での土砂災害、土石流は破壊力が大きく、多数の人的被害をもたらすので、急傾斜地崩落防止のための施策など各種の土砂災害対策を講ずる。</p> <p>4 火災予防 都市化と工業の町としての発展に伴い建物の密集化、大型化が進んでいる。これらの施設等に火災が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。また、当町の場合、林野面積が総面積の約67%を占めており、林野火災も憂慮される。平素から火災予防運動等を通じ、防火思想の普及に努めるとともに、消防組織の充実、消防施設の整備等消防力の強化を推進する。</p> <p>6 防災通信設備等の整備 (1) 防災行政無線システムの充実 (2) 有線放送施設の整備促進と活用 (3)・(4) 〔略〕</p> <p>7 町民への防災知識の普及</p>	<p>第1 行政の責務と町民の心構え 町と国、県及び各防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と町民の防災意識の高揚を図る。 町民は、「自らの命は自らが守る」との認識に立って、地域、職場、家庭における各種災害を念頭において、近隣と協力しその実態に応じた防災対策を、自ら講じなければならない。</p> <p>第2 防災施策の大綱</p> <p>3 急傾斜地等の災害予防 豪雨等に伴い生じる山崩れや、傾斜地での土砂災害、土石流は破壊力が大きく、多数の人的被害をもたらすことから、急傾斜地崩落防止のための施策など各種の土砂災害対策を講ずる。</p> <p>4 火災予防 工業の町としての発展や都市化に伴い建物の密集化、大型化が進んでいる。これらの施設等に火災が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。また、当町の場合、林野面積が総面積の約67%を占めており、林野火災も憂慮される。平素から火災予防運動等を通じ、防火思想の普及に努めるとともに、消防組織の充実、消防施設の整備等消防力の強化を推進する。</p> <p>6 防災通信設備等の整備 (1) 防災行政無線システムの充実と活用 (2) 複層的な情報発信の充実 (3)・(4) 〔略〕</p> <p>7 町民への防災知識の普及</p>

節	節 名	旧	新
4	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>災害の際、その被害を最小限にとどめるためには町民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して町民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 町 (1)～(5) [略] (6) 避難勧告・指示に関すること。 (7)～(15) [略]</p> <p>2 県 (1)～(6) [略] (7) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (8)・(9) [略]</p> <p>3 千曲警察署 (1)～(3) [略] (4) 死体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること。</p> <p>5 指定地方行政機関 (1) [略] (2) 関東農政局 (長野農政事務所) ア [略] イ 応急対策 (ア) [略] (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) [略] (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (オ)・(カ) [略]</p> <p>ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 北陸信越運輸局 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。</p> <p>(7) [略] (8) 関東地方整備局長野国道工事事務所</p>	<p>災害の際、その被害を最小限にとどめるためには町民一人ひとりの日頃からの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して町民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 町 (1)～(5) [略] (6) 避難指示に関すること。 (7)～(15) [略]</p> <p>2 県 (1)～(6) [略] (7) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (8)・(9) [略]</p> <p>3 千曲警察署 (1)～(3) [略] (4) 遺体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること。</p> <p>5 指定地方行政機関 (1) [略] (2) 関東農政局 (長野県拠点) ア [略] イ 応急対策 (ア) [略] (イ) 災害時における営農資材等の確保に関すること。 (ウ) [略] (エ) 災害時における農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (オ)・(カ) [略]</p> <p>ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後の速やかな査定の実施及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 北陸信越運輸局 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに自動車による輸送の確保に関すること。</p> <p>(7) [略] (8) 関東地方整備局長野国道事務所</p>

節	節 名	旧	新
4	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>北陸地方整備局千曲川工事事務所</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(エ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(1) 郵便事業(株)信越支社</p> <p>(2) 郵便局(株)信越支社 (坂城・南条郵便局)</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 日本貨物鉄道株式会社関東支社長野支店</p> <p>(5) 電気通信事業者 (東日本電信電話株式会社長野支店・(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店・KDD I (株)長野テクニカルセンター)</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) 中部電力株式会社長野支店上田営業所</p> <p>(10) [略]</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土地改良区等 ため池及び水こう門の防災に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 厚生医療社会事業団体 (医師会、病医院、社会福祉協議会等)</p>	<p>北陸地方整備局千曲川河川事務所</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。</p> <p>(イ) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。</p> <p>(ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること。</p> <p>(イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。</p> <p>(ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。</p> <p>(エ) 所管施設の緊急点検の実施に関すること。</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵便(株)信越支社</p> <p>(2) 日本郵便(株)信越支社 (坂城・南条郵便局、中之条・上五明簡易郵便局)</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 日本貨物鉄道株式会社関東支社長野営業所</p> <p>(5) 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)長野支店・(株)NTTドコモ長野支店・KDD I (株)中日本テクニカルセンター・ソフトバンク(株))</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) 中部電力パワーグリッド株式会社上田営業所</p> <p>(10) [略]</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土地改良区等 ため池及び水門の防災に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 厚生医療社会事業団体 (医師会、医療機関等)</p>
5	防災面から見た坂城町の概要	<p>第1 自然的条件</p> <p>2 地 勢</p> <p>坂城町は、上田盆地から長野盆地に流下する千曲川を挟んで上田市下塩尻と鼠宿の間にある岩鼻から、千曲市磯部に隣接する苧屋原に至る南北に長く開けた町である。</p> <p>網掛から上五明にかけての地区及び南条のしなの鉄道と千曲川堤防の間は明らかに千曲川の水路痕を示している。福沢及び出浦沢は扇端部まで完全な形態を示した扇状地を形成し、さらに右岸においては、谷川、御堂川、反町川から溪流が複合して中之条扇状地を作りあげている。</p> <p>この広谷を挟んで西側に三ツ頭山 (922m)、大林山 (1,330m)、冠着山 (1,252.2 m)へと続く山系が、東側には太郎山 (1,164.3m)、鳩ヶ峰 (1,319.4m)、鏡台山 (1,269</p>	<p>第1 自然的条件</p> <p>2 地 勢</p> <p>坂城町は、上田盆地から長野盆地に流下する千曲川を挟んで上田市下塩尻と鼠宿の間にある岩鼻から、千曲市磯部に隣接する苧屋原に至る南北に長く開けた町である。</p> <p>網掛から上五明にかけての地区及び南条のしなの鉄道と千曲川堤防の間は明らかに千曲川の水路痕を示している。福沢及び出浦沢は扇端部まで完全な形態を示した扇状地を形成し、さらに右岸においては、谷川、御堂川、反町川から溪流が複合して中之条扇状地を作りあげている。</p> <p>この広谷を挟んで西側に三ツ頭山 (922m)、大林山 (1,330m)、冠着山 (1,252m)へと続く山系が、東側には太郎山 (1,164m)、鳩ヶ峰 (1,319m)、鏡台山 (1,269m)</p>

節	節 名	旧	新
5	防災面からみた坂城町の概要	<p>m)をつらねる山系が町を抱きこむように走っている。</p> <p>3 地 質</p> <p>更埴地域は、いわゆるフォッサマグナに属する。フォッサマグナとは“大きな裂けめ”という意味であり、第三紀中新生のはじめに、それまで陸地であった地域に陥没が起こり、南の太平洋から海が進入してきた。したがって厚い海成の地層が堆積したところであるばかりでなく、長い間、激しい火山活動を繰り返し、褶曲や断層によって複雑な構造をつくっている。</p> <p>中之条扇状地は古紀と新紀の堆積物によって構成されているが、古期堆積物は砂礫からなり、かつての千曲川の側方が浸食され、その後に新期堆積物で覆われた。</p> <p>新期堆積物は、ほぼ410mの等高線沿いにその扇端部が見られ、現千曲川の氾濫原を覆っている。</p> <p>坂城町では、地層と地形がほとんど一致していて、標式地のように地層の上下関係が変わる所は少ないが、御所沢北方では黒色～暗灰色の砂質泥岩層である。</p> <p>また、福沢川の流域では砂質泥岩が優勢で砂岩と互層する所もある。</p> <p>4 気 候</p> <p>坂城町は、本州の内陸高地にあり、東海型気候と北陸型気候との中間に位置して、中央高地の、しかも内陸盆地の気候を持っている。冬季多雨の北陸型の影響も少なく、また、夏季多雨型の東海型の影響も少なく、年間を通じて降水量が少なく晴天の日が多い。ここ10年間の平均降水量は約760mmであって、これは日本の最も雨量の少ない地帯の一つである。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>坂城町は、昭和30年に坂城、南条、中之条の旧三町村が合併し、さらに昭和35年には村上村が編入し、人口1万5千人で地形、行政とも最も適した規模としてスタートした。千曲川沿岸地帯の千曲市との一定のまとまりの中で活力ある発展を続けてきている。</p> <p>人口は、1万6千人程度で、現在は減少傾向にある。</p> <p>2 交 通</p> <p>坂城町には、千曲川に沿って、東岸を国道18号、しなの鉄道及び西岸を県道が南北に通り、交通運輸の大きな役割を果たしている。昭和62年には坂城大橋が、続いて63年には鼠橋が相次いで竣工し、東西を結ぶ大動脈が完成した。</p> <p>さらに平成8年には、上信越自動車道及び県道坂城インター線が完成し、続いて平成9年には長野新幹線が開業し、高速交通網時代が幕開けした。</p> <p>一方で、生活道路としての国道18号は、近年の交通量の増加に伴い渋滞が著しかったが、国道18号上田坂城バイパスの建設促進により、平成22年3月には上田市小泉から当町の鼠橋までの2.3kmが開通し、渋滞の緩和、交通事故防止が期待されている。</p>	<p>をつらねる山系が町を抱きこむように走っている。</p> <p>3 地 質</p> <p>坂城町は、いわゆるフォッサマグナに属する。フォッサマグナとは“大きな裂けめ”という意味であり、第三紀中新生のはじめに、それまで陸地であった地域に陥没が起こり、南の太平洋から海が進入してきた。したがって厚い海成の地層が堆積したところであるばかりでなく、長い間、激しい火山活動を繰り返し、褶曲や断層によって複雑な構造を作っている。</p> <p>中之条扇状地は古紀と新紀の堆積物によって構成されているが、古期堆積物は砂礫からなり、かつての千曲川の側方が浸食され、その後に新期堆積物で覆われた。</p> <p>新期堆積物は、ほぼ410mの等高線沿いにその扇端部が見られ、現千曲川の氾濫原を覆っている。</p> <p>坂城町では、地層と地形がほとんど一致していて、標式地のように地層の上下関係が変わる所は少ないが、御所沢北方では黒色～暗灰色の砂質泥岩層である。</p> <p>また、福沢川の流域では砂質泥岩が優勢で砂岩と互層する所もある。</p> <p>4 気 候</p> <p>坂城町は、本州の内陸高地にあり、東海型気候と北陸型気候との中間に位置して、中央高地の、しかも内陸盆地の気候を持っている。冬季多雨の北陸型の影響も少なく、また、夏季多雨型の東海型の影響も少なく、年間を通じて降水量が少なく晴天の日が多い。ここ10年間の平均降水量は772.6mmであって、これは日本の最も雨量の少ない地帯の一つである。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>坂城町は、昭和30年に坂城、南条、中之条の旧三町村が合併し、さらに昭和35年には村上村が編入し、人口1万5千人で地形、行政とも最も適した規模としてスタートした。千曲川沿岸地帯の千曲市との一定のまとまりの中で活力ある発展を続けてきている。</p> <p>人口は、1万4千人程度で、現在は減少傾向にある。</p> <p>2 交 通</p> <p>坂城町には、千曲川に沿って、東岸を国道18号、しなの鉄道及び西岸を県道が南北に通り、交通運輸の大きな役割を果たしている。昭和62年には坂城大橋が、続いて63年には鼠橋が相次いで竣工し、東西を結ぶ大動脈が完成した。</p> <p>さらに平成8年には、上信越自動車道及び県道坂城インター線が完成し、続いて平成9年には長野新幹線が開業し、高速交通網時代が幕開けした。</p> <p>一方で、生活道路としての国道18号は、近年の交通量の増加に伴い渋滞が著しかったが、国道18号上田坂城バイパスの建設促進により、平成22年3月には上田市小泉から当町の鼠橋までの2.3kmが開通し、さらなる延伸及び県道坂城インター先線の開通により、渋滞の緩和、交通事故防止が期待されている。</p>

節	節 名	旧	新
5	防災面からみた坂城町の概要	<p>3 産 業</p> <p>○工 業</p> <p>坂城町の工業は、戦時中の疎開工場や誘致工場から始まり、昭和50年代には全国でもいち早くF A化に取り組み、高付加価値化を実現させるなど、めざましい発展を遂げてきた。概況は、約270の企業が集積し、従業員約5,900人、製造品出荷額約1,730億円で、高い技術力と創造性に富んだ県下有数の「テクノのまち」として知られている。また、住工混在の解消に向けて、テクノさかき工業団地や坂城インター工業団地の整備も行われてきた。</p> <p>これまで築いてきた工業立町としての足腰の強さをバネに、(財)さかきテクノセンターや工業支援機関などと連携を図り、環境と調和を図りながら工業振興を推進している。</p> <p>○農 業</p> <p>坂城町の農業は、平均耕作面積がおおよそ39 a と小規模であるものの、果樹栽培や施設園芸による花き栽培に特化する形で、振興が図られてきました。</p> <p>果樹ではりんご、ぶどうが主で、栽培面積237ha、算出額9億3千万円であり、産地として高い評価を受けています。</p> <p>花きについては、ばらが県内出荷量の22%を占めて県内第1位であり、トルコギキョウやカーネーションと併せ、産地を形成しています。</p> <p>町特産の辛味大根である「ねずみ大根」は、「ねずみ大根と言えば坂城町」というように、食文化である「おしぼりうどん」とともに広く認知されつつあります。</p> <p>また、町内産農産物の高付加価値化に向け、農産物加工センターを利用して、ねずみ大根やりんご、ぶどう等を原材料とした加工品が作られています。</p> <p>農業従事者の高齢化と後継者不足、遊休農地の増加、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く状況は厳しさを増していますが、町では、農業委員会、J Aちくま、農業改良普及センター等の関係機関と連携するなかで、町内産農産物の生産振興とブランド化を進めています。</p> <p>○商 業</p> <p>坂城町の商業は、坂城駅周辺を中心とした中心市街地の商業集積地から、郊外の大型店舗等に商業活動の中心は移行している状況にある。</p> <p>一方、中心市街地においては「けやき横丁」(商業インキュベーター施設)をはじめ、「鉄の展示館」、「坂木宿ふるさと歴史館」などの商業観光施設の整備や、アクセス道路・駐車場の整備を進め、賑わいの創設に努めている。</p> <p>平成14年にオープンしたびんぐし湯さん館は年間約30万人の集客、また同年に開園したさかき千曲川バラ公園にもシーズン中4万人を超える愛好者が訪れている。</p>	<p>3 産 業</p> <p>○工 業</p> <p>坂城町の工業は、戦時中の疎開工場や誘致工場から始まり、昭和50年代には全国でもいち早くF A化に取り組み、高付加価値化を実現させるなど、めざましい発展を遂げてきた。概況は、約200の企業が集積し、従業員約6,200人、製造品出荷額約2,224億円で、高い技術力と創造性に富んだ県下有数の「テクノのまち」として知られている。また、住工混在の解消に向けて、テクノさかき工業団地や坂城インター工業団地の整備も行われてきた。</p> <p>これまで築いてきた工業立町としての足腰の強さをバネに、(公財)さかきテクノセンターや工業支援機関などと連携を図り、環境と調和を図りながら工業振興を推進している。</p> <p>○農 業</p> <p>坂城町の農業は、平均耕作面積がおおよそ39アールと小規模であるものの、昼夜の温度差が大きく、降水量が少ない地理的条件を活かした果樹栽培や花きの施設園芸などに特化した産地化が図られてきた。</p> <p>近年は農業者の高齢化と農業生産人口の減少により、農地の遊休化や農業生産量の低下などの課題があるものの、果樹を中心に生産振興が進められている。</p> <p>なかでも、ぶどうはシャインマスカットの単価を背景に生産量が伸びており、町内ぶどう生産の47.6%を占めるほか、種なし巨峰が22.5%、ナガノパープルが16.1%といった順位で、出荷量合計537.9 t を誇る基幹品目となっているほか、りんごはサンふじ38.1%、シナノスイート19.5%、つがる19%、秋映11.8%と続き、出荷量合計933.1 t となっている(ながの農協令和元年実績)。</p> <p>また新たな品目として、現在ワインぶどうの産地化にも取り組まれており、町内ワイナリーへの原材料供給により、多様な銘柄のワインやシードルの製造販売がなされているほか、今後ワインツーリズムなどの観光分野への波及も期待される。</p> <p>施設園芸ではバラ栽培のほか、トルコギキョウの生産に力を入れているほか、新たにベッチーズブルーなどの新品目の導入が図られている一方、施設栽培によるトマト栽培など、新たな取組も始まっている。</p> <p>○商 業</p> <p>坂城町の商業は、坂城駅周辺を中心とした中心市街地の商業集積地から、郊外の大型店舗等に商業活動の中心が移行している状況にある。</p> <p>一方、中心市街地においては「けやき横丁」(商業インキュベーター施設)をはじめ、「鉄の展示館」、「坂木宿ふるさと歴史館」などの商業観光施設の整備や、アクセス道路・駐車場の整備を進め、賑わいの創出に努めている。</p> <p>平成14年にオープンした「びんぐし湯さん館」は年間約25万人の集客、また同年に開園した「さかき千曲川バラ公園」にもシーズン中4万人を超える愛好者が訪れている。</p>

節	節名	旧	新
1	過去に発生した風水害の特性	<p>4 台風の進路による影響</p> <p>(1) 中央部縦断コース 県内を南北に縦断する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が発生する。特に千曲川水系では嚴重な警戒が必要となる。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>5 過去に発生した風水害 江戸時代の寛保2年(1742年)8月30日、千曲川一帯、特に佐久地方を襲来した「戌の満水」では、流域全体で2,800人以上の死者を出し、田畑の流出も広範囲に渡る未曾有の大災害だった。坂城町誌によると、本町では「六ヶ郷用水の大口水門、川除石土手や出し枠が押し流され、田畑2,557石のところ2,045石に石砂入り、居家屋敷、食糧、農具、家財を流失した者多く、上五明村では全村浸水、流死58人」と記録されている。</p> <p>また、昭和34年(1959年)9月の伊勢湾台風では、死者3人、重傷者1人のほか家屋の倒壊、農作物等被害総額は1億3千万円で、災害救助法の適用を受けている。</p> <p>さらに、昭和56年(1981年)から3年連続で来襲した台風による鼠橋・箕橋の流失などの被害が発生している。</p> <p>[追加]</p>	<p>4 台風の進路による影響</p> <p>(1) 長野県を通過するコース 県内を通過する最悪のコースで、全県的に大雨と強風の被害が発生する。特に千曲川水系では嚴重な警戒が必要となる。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>5 過去に発生した風水害 江戸時代の寛保2年(1742年)8月30日、千曲川一帯、特に佐久地方を襲来した「戌の満水」では、流域全体で2,800人以上の死者を出し、田畑の流出も広範囲に渡る未曾有の大災害だった。坂城町誌によると、本町では「六ヶ郷用水の大口水門、川除石土手や出し枠が押し流され、田畑2,557石のところ2,045石に石砂入り、居家屋敷、食糧、農具、家財を流失した者多く、上五明村では全村浸水、流死58人」と記録されている。</p> <p>また、昭和34年(1959年)9月の伊勢湾台風では、死者3人、重傷者1人のほか家屋の倒壊、農作物等被害総額は1億3千万円で、災害救助法の適用を受けている。</p> <p>さらに、昭和56年(1981年)から3年連続で来襲した台風による鼠橋・箕橋の流失などの被害が発生している。</p> <p>令和元年(2019年)10月12日から13日に日本列島を通過した台風19号は、関東、甲信、東北地方などで記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂災害など大きな災害が生じ、長野県内でも千曲川が氾濫して甚大な被害をもたらした。</p> <p>当町災害対策本部では、自主避難所の設置から避難勧告の発令、避難所設置とその運営、増水河川の現場確認や指示などを行うとともに、速やかに避難情報を同報系防災行政無線とすぐメールなどにより伝達した。</p> <p>当町における被害状況は、負傷者2名、建物被害は住宅、事業所や物置など合計92件、農業関係では、主にりんごを中心に風害による果実の落果やブドウ棚の倒壊、ビニールハウス等の損傷に加え、千曲川の増水による河川敷内の農業施設や機械の流失など、被害額は約7,700万円に及んだ。また、公共施設関係では、小中学校の壁、屋根の損傷のほか、特に甚大なものは昭和橋橋脚の一部洗堀、上五明運動公園と坂城大橋上流の消防ポンプ操法訓練場の流失、鼠橋運動公園とさかき千曲川バラ公園駐車場の土砂の流失や倒木などの被害が生じた。</p>

節	節名	旧	新
2	防災をめぐる社会構造の変化と対応	<p>1 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層建築物の増加等が見られる。これらに対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層建築物等の安全確保策等を講ずるよう努める。</p> <p>2 災害時要援護者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。</p> <p>3 ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。</p> <p>4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。</p>	<p>1 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大等が見られる。これらに対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開等の安全確保策等を講ずるよう努める。</p> <p>2 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。</p> <p>3 ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。</p> <p>4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。</p>

風水害対策編 第2章 災害予防計画

節	節名	旧	新
1	風水害に強いまちづくり	<p>町は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い町づくりを行う。</p> <p>主な取組み 1・2 [略] [追加]</p> <p>第1 風水害に強い地域基盤づくり 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 2 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。 3 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。 4 風水害に強い地域基盤の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。 [追加]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり 都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。 1 風水害に強いまちの形成 [追加]</p> <p>(1) 町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項に</p>	<p>町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い町づくりを行う。</p> <p>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>主な取組 1・2 [略] 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築することから、あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。</p> <p>第1 風水害に強い地域基盤づくり 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 2 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 3 住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。 4 風水害に強い地域基盤の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 5 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり 核家族化等による居住地域の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。 1 風水害に強いまちの形成 (1) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害や洪水等のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害や洪水等に関する情報等の伝達について定める。 (2) 予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事</p>

節	節名	旧	新
1	風水害に強いまちづくり	<p>ついて住民に周知するよう努める。</p> <p>(2) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。</p> <p>(4) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>(5) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進 [追加] イ 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進 ウ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保 [追加]</p>	<p>項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。</p> <p>(3) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。</p> <p>(5) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</p> <p>(6) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用を推進する。 イ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクを提供する。 ウ 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等を推進する。 エ 地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを実施することによる流域の保水・遊水機能を確保する。 オ 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。 カ 町は、町地域防災計画において、名称及び所在地を定めたこれらの施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。 キ 浸水想定区域を含む場合は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在</p>

節	節名	旧	新
1	風水害に強いまちづくり	<p>[追加]</p> <p>エ 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>[追加]</p> <p>オ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進</p> <p>カ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進</p> <p>キ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進</p> <p>ク 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備</p> <p>ケ 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進</p> <p>コ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進</p> <p>2 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>[追加]</p> <p>(1) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>(2) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>(3) 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(4) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。</p>	<p>地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>ク 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。</p> <p>ケ 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</p> <p>コ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進する。</p> <p>サ 経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。</p> <p>シ 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備を推進する。</p> <p>ス 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</p> <p>セ 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</p> <p>ソ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等を推進する。</p> <p>2 風水害に対する建築物等の安全性</p> <p>(1) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。</p> <p>(2) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>(3) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>(4) 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(5) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。</p>

節	節名	旧	新
1	風水害に強いまちづくり	<p>3 ライフライン施設等の機能の確保 〔追加〕</p> <p>(1) 上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。</p> <p>4 災害応急対策等への備え 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。 〔追加〕</p>	<p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。</p> <p>(2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>4 災害応急対策等への備え</p> <p>(1) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、地域住民は防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p>(5) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>(6) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>(7) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p>

節	節名	旧	新
2	災害発生直前対策	<p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第2 避難誘導體制の整備</p> <p>1 町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 〔追加〕</p> <p>2 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。 〔追加〕</p> <p>第3 災害未然防止活動 〔追加〕</p>	<p>主な取組</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第2 避難誘導體制の整備</p> <p>1 町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。</p> <p>2 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>3 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>4 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難の受入活動計画」参照。</p> <p>5 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>6 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p> <p>7 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>第3 災害未然防止活動</p> <p>1 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>

節	節名	旧	新
2	災害発生直前対策	<p>各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の緊急点検体制の整備 2 応急復旧のための体制の整備 3 防災用資機材の備蓄 4 水防活動体制の整備（水防管理者） 5 ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） 6 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備 <p>[追加]</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の緊急点検体制の整備 (2) 応急復旧のための体制の整備 (3) 防災用資機材の備蓄 (4) 水防活動体制の整備（水防管理者） (5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備 3 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。</p> <p>町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～3 [略] <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。 2・3 [略] 4 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。 5 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。 6 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 <p>[追加]</p> <p>第2 情報の分析整理</p> <p>町及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p>	<p>災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。</p> <p>町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知に役立てるものとする。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～3 [略] <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。 2・3 [略] <p>[削除]</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 5 河川水位情報、雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける洪水・土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 6 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。 <p>第2 情報の分析整理</p> <p>町及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に活かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。</p>

節	節名	旧	新
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。 2 〔略〕 3 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。 4 〔略〕 5 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。 <p>〔追加〕</p>	<p>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の定期的な保守点検を実施し、設備・機器の正常な維持を図る。 2 〔略〕 3 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。 4 〔略〕 <p>〔削除〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。
4	活動体制計画	<p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進する。 <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>第1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 2 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 <p>〔追加〕</p> <p>第3 防災中枢機能等の確保</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p>	<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 2・3 〔略〕 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第1 職員の参集・活動体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。 2 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 3 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 4 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 5 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。 <p>第3 防災中枢機能等の確保</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p>

節	節名	旧	新
4	活動体制計画	<p>〔追加〕</p> <p>このため、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p> <p>町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。</p> <p>〔追加〕</p>	<p>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p> <p>1 町は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。</p> <p>また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。</p> <p>2 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。</p> <p>第4 複合災害への備え</p> <p>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。</p> <p>災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。</p> <p>第5 業務継続性の確保</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>1 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>2 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。</p> <p>3 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</p>

節	節名	旧	新
5	広域相互応援計画	<p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>主な取組み</p> <p>〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。 2 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。 3 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。 <p>〔追加〕</p> <p>第1 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>本町では長野県内の全市町村で締結された長野県市町村災害時相互応援協定（平成8年4月1日協定締結）の中の長野ブロック内に位置づけられている。（長野ブロック代表＝長野市 電話026—226—4911）</p> <p>今後は、協定先との実務的な協議を重ね、連携を強化し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急対策が実施できるよう努める。</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>第2 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。</p> <p>県内を東・北・中・南信の4ブロックに分け、県消防長会正副会長が属する4消防本部が、それぞれのブロックの地域代表消防機関になっており、本町は、北信地域に所属している。北信以外の応援を求めるときは、北信地域代表消防機関を通じて要請する。</p> <p>（北信ブロック代表＝長野市消防局 電話026—227—8000）</p> <p>また、大規模災害時に県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合</p>	<p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。 5 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。 <p>第1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。 3 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 <p>第2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>本町では長野県内の全市町村で締結された長野県市町村災害時相互応援協定（平成8年4月1日協定締結）の中の長野ブロック内に位置づけられている。（長野ブロック代表＝長野市 電話026—226—4911）</p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>第3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。</p> <p>県内を東・北・中・南信の4ブロックに分け、本町は、北信地域に所属している。北信以外の応援を求めるときは、北信地域代表消防機関を通じて要請する。</p> <p>また、大規模災害時に県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合</p>

節	節名	旧	新
5	広域相互応援計画	<p>に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。</p> <p>平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。</p> <p>この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>第3 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定</p> <p>第4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>県と市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。</p> <p>〔追加〕</p>	<p>に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。</p> <p>平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。</p> <p>この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>第4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定</p> <p>第5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>県と市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。</p> <p>第6 広域防災拠点の確保</p> <p>1 町は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。</p> <p>2 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</p>
6	救助・救急・医療計画	<p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。</p> <p>また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p> <p>主な取組み</p> <p>1 災害等緊急時に備え、救助・救急用資機材の整備を図る。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。</p> <p>第1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>1 消防本部は、救助工作車について、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。</p> <p>2 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。</p>	<p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。</p> <p>また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>主な取組</p> <p>1 救助工作車及び救急自動車の計画的な更新を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救急用資機材の整備を図る。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療機関・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。</p> <p>第1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>1 消防本部は、救助工作車について、消防力の整備指針による台数の維持、計画的な更新を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の維持、計画的な更新を図るとともに、救急救命士の計画的配置にも努める。</p> <p>2 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。</p>

節	節名	旧	新
6	救助・救急・医療計画	<p>3 町は、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p>第2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>1 町は、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。</p> <p>2 医薬品等の備蓄は、医薬品取扱業者等の協力を得て行う。</p> <p>第3 災害医療支援体制の整備</p> <p>千曲医師会の協力を得て、別途詳細な防災業務計画を策定し、災害時の医療体制に万全を期すものとする。</p> <p>第4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート^の多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p> <p>このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。</p> <p>1 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。</p> <p>2 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。</p> <p>また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。</p> <p>3 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。</p>	<p>3 町は、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p>第2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>町は、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。</p> <p>[削除]</p> <p>第3 災害医療支援体制の整備</p> <p>千曲医師会等の協力を得て、別途災害時の活動計画を策定し、災害時の医療体制に万全を期す。</p> <p>第4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート^の多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p> <p>このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。</p> <p>1 風水害等災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。</p> <p>2 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。</p> <p>また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。</p> <p>3 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p>

節	節名	旧	新
7	消防・水防活動計画	<p>大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>主な取組み</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第1 消防計画</p> <p>1 町は、「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</p> <p>また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。</p> <p>(5) 火災予防</p> <p>ア 防火思想、知識の普及</p> <p>火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。</p> <p>イ 防火管理者制度の効果的な運用</p> <p>消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。</p>	<p>大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>主な取組</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第1 消防計画</p> <p>1 町は、「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による学生層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</p> <p>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</p> <p>(5) 火災予防</p> <p>ア 防火思想、知識の普及</p> <p>火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、住宅用火災警報器及び感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。</p> <p>イ 防火管理者制度の効果的な運用</p> <p>消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。</p>

節	節名	旧	新
7	消防・水防活動計画	<p>また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(6) 活動体制の整備</p> <p>大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。</p> <p>特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等、火災防衛計画等を定める。</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>2 住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>第2 水防計画</p> <p>1 水防組織、水防団、消防団の確立・整備</p> <p>2 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>(1) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p> <p>(2) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備</p> <p>6 居住者への立退の指示体制の整備</p> <p>9 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成</p> <p>10 浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表</p> <p>11 10に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 [追加]</p>	<p>また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(6) 活動体制の整備</p> <p>大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。</p> <p>特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等、火災防衛計画等を定める。</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>2 住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。</p> <p>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>第2 水防計画</p> <p>1 水防組織、水防団、消防団の確立・整備</p> <p>2 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>(1) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p> <p>(2) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備</p> <p>6 居住者への立退きの指示体制の整備</p> <p>9 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成</p> <p>10 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>11 10に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>12 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>13 12に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。</p> <p>14 水防機関の整備</p> <p>15 水防計画の策定</p>

節	節名	旧	新
7	消防・水防活動計画	〔追加〕	<p>16 水防協議会の設置</p> <p>17 水防訓練の実施（年1回以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防技能の習熟 ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練 <p>18 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。</p> <p>19 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>（1） 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>（2） 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</p> <p>20 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画</p> <p>（1） 浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p> <p>（2） 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>近年の都市化、高齢化、国際化、核家族化等社会構造の変化などに伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。このため、町、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織、その他関係機関等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅の要配慮者（特に避難行動要支援者）の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 3 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 4 外国籍住民や観光客等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 <p>第1 在宅者対策</p> <p>在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた必要な支援の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備 <p>町及び県は、災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> (2) 〔略〕 (3) 応援体制及び受援体制の整備 	<p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅の要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 2 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備促進を図るとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 <p>〔削除〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。 4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 <p>第1 在宅者対策</p> <p>在宅の要配慮者については、その所在や生活環境等、個々の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定避難所の整備 <p>町は、災害時において避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープやバリアフリートイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> (2) 〔略〕 (3) 応援体制及び受援体制の整備

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>町及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>2 避難行動要支援者に関する対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成・活用</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>町は、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置付け、避難行動要支援者名簿を整備する。</p> <p>名簿作成に当たっては、関係部署で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、必要があると認められるときは県知事その他の者に対して情報提供を求める等、必要な情報の取得に努めなければならない。また、避難行動要支援者に関する情報は継続的に把握するよう努め、定期的に名簿を更新するものとする。</p>	<p>町及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉士、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>町及び県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。</p> <p>(6) 避難行動要支援者に関する対策（2に後述）</p> <p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>町は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉サービス等提供事務所、地域住民などの協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(8) 支援協力体制の整備</p> <p>町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、要配慮者の災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>2 避難行動要支援者に関する対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成・活用</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>町は、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づけ、避難行動要支援者名簿を整備する。</p> <p>名簿作成に当たっては、関係部署で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、必要があると認められるときは県知事その他の者に対して情報提供を求める等、必要な情報の取得に努めなければならない。また、避難行動要支援者に関する情報は継続的に把握するよう努め、定期的に名簿を更新する。</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>〔追加〕</p> <p>避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載するものとする。また、名簿作成の際には、避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する説明をし、平常時からの情報提供については避難行動要支援者本人の同意を要するものとする。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 避難支援等関係者となる者 町は、消防、警察、行政協力員、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とし、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の提供及び管理 町は、災害時において円滑かつ迅速な避難支援に資するため、以下の事項に留意して避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の提供を行うよう努めるものとする。 (ア) 平常時からの避難行動要支援者名簿の提供は、避難行動要支援者本人の同意がある場合に限りできるものとする。 (イ) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとし、個人情報が無用に共有、利用されないようにする。 (ウ) 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p>	<p>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平常時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制の整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</p> <p>避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。また、名簿作成に当たっては、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する説明をし、平常時からの情報提供については避難行動要支援者本人の同意を必要とする。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 避難支援等関係者となる者 町は、消防、警察、行政協力員、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる者を避難支援等関係者とし、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の提供及び管理 町は、災害時において円滑かつ迅速な避難支援に資するため、以下の事項に留意して避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の提供を行うよう努める。</p> <p>(ア) 平常時からの避難行動要支援者名簿の提供は、避難行動要支援者本人の同意がある場合に限りできる。 (イ) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないようにする。</p> <p>(ウ) 〔略〕</p> <p>(2) 避難行動要支援者の態様に配慮した個別避難計画の作成・活用</p> <p>ア 個別避難計画の整備 町は、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、令和7年度の完了を目標として個別避難計画の作成推進に努めるものとし、地域の支え合いによる支援が十分発揮できるよう、避難行動要支援者名簿で提供を受けた情報等に基づき、行政協力員、民生委員、自主防災組織等を中心とする避難支援等関係者及び町が協力連携して進める。 個別避難計画の作成に当たっては、計画の作成に必要な限度で、関係部署で把握している避難行動要支援者の情報を集約するとともに、必要があると認められるときは県知事その他の者に対して情報の提供を求め、必要な情報の取得に努め、定期的に更新する。</p> <p>イ 優先度を踏まえた個別避難計画の作成 町は、次に掲げる事項を勘案し、優先度の高い者から個別避難計画の作成を進めるよう努める。</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>(2) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>避難支援等関係者が、災害発生時において実施する避難支援は、避難支援等関係者本人または家族等の安全が前提であることから、特に地域における避難支援は次のことを留意して実施すること。</p> <p>ア 避難支援等関係者の行う支援は、避難行動要支援者の状況に応じて避難情報等の伝達、避難時の支援、避難生活支援等を行うこととし、支援を行う前に自らまたは家族等の生命及び身体の安全を確保すること。</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>(3) 多様な手段の活用による情報伝達</p> <p>災害発生時、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末を活用した「さかきまちすぐメール」、緊急速報メールやUCV、FM臨時災害放送局等を活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達を行えるよう適切な準備を行う。</p> <p>(4) 避難行動要支援者の態様に配慮した避難支援計画の策定</p> <p>町は、避難行動要支援者を安全かつ適切な避難誘導をするため、地域共助を基本とした避難支援計画の作成推進に努めるものとし、作成に当たっては、地域の支え合いによる支援が十分発揮できるよう、避難行動要支援者名簿で提供を受けた情報等に基づき、行政協力員、民生委員、自主防災組織等を中心とする避難支援等関係者及び町が協力連携して進めるものとする。</p> <p>(5) 避難支援計画等の活用</p> <p>避難支援計画については、町防災・福祉担当、自主防災組織等の避難支援関係者が共有できるよう努める。</p> <p>(6) 支援協力体制の整備</p> <p>町は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、地域支援者、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p>	<p>(ア) 浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等、地域のハザードの状況</p> <p>(イ) 人工呼吸器等生命に関わる医療機器の使用など、本人の心身の状況</p> <p>(ウ) 同居家族の有無などの生活の状況</p> <p>ウ 避難支援等関係者となる者</p> <p>「名簿」を「個別避難計画」に読み替え、前頁(1)のウを準用する。</p> <p>エ 個別避難計画の提供及び管理</p> <p>「避難行動要支援者名簿」を「個別避難計画」に読み替え、前頁(1)のエを準用する。</p> <p>(3) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>避難支援等関係者が、災害発生時において実施する避難支援は、避難支援等関係者本人又は家族等の安全が前提であることから、特に地域における避難支援は次のことを留意して実施すること。</p> <p>ア 避難支援等関係者の行う支援は、避難行動要支援者の状況に応じて避難情報等の伝達、避難時の支援、避難生活支援等を行うこととし、支援を行う前に自ら又は家族等の生命及び身体の安全を確保すること。</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>(4) 多様な手段の活用による情報伝達</p> <p>災害発生時、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、屋外告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末を活用した「さかきまちすぐメール」、緊急速報メールやUCV、FM臨時災害放送局等を活用するなど、複数の手段を組み合わせることにより情報伝達を行えるよう適切な準備を行う。</p> <p>〔削除〕</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>第2 社会福祉施設等対策</p> <p>要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。</p> <p>[追加]</p> <p>1 町及び県の実施計画</p> <p>町は、社会福祉施設等に対し、以下の(1)～(4)に関する必要な指導を行い、各社会福祉施設等は、施設利用者の様態に応じた災害予防対策を講じる。</p> <p>[追加]</p> <p>(1) 防災設備等の整備</p> <p>町及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、建築物の耐震改修に関する法律等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品及びその他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。</p> <p>(2) 組織体制の整備</p> <p>町及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、防災計画等の策定や、自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(3) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>町及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練を定期的に実施するよう指導する。</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>町及び県は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）</p>	<p>第2 要配慮者利用施設対策</p> <p>高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。</p> <p>入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。</p> <p>1 町及び県の実施計画</p> <p>要配慮者利用施設等に対し、以下の(1)～(9)に関する必要な指導を行い、各要配慮者利用施設等は、施設利用者の様態に応じた災害予防対策を講ずる。</p> <p>(1) 非常災害時の整備</p> <p>町及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。</p> <p>(2) 防災設備等の整備</p> <p>町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。</p> <p>(3) 組織体制の整備</p> <p>町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>町及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災組織等との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、町は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。</p> <p>[追加]</p> <p>2 社会福祉施設等の実施計画 [追加]</p> <p>(1) 防災設備等の整備 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行う。</p> <p>(2) 組織体制の整備 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(3) 防災教育・防災訓練の実施</p>	<p>チャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治区等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>[削除]</p> <p>(6) 町及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。</p> <p>(7) 町及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。</p> <p>(8) 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>(9) ホテル・旅館等の確保 町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。</p> <p>2 要配慮者利用施設等の実施計画</p> <p>(1) 非常災害時の体制整備 社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p> <p>(2) 防災設備等の整備 要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行う。</p> <p>(3) 組織体制の整備 要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(4) 防災教育・防災訓練の実施</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練を定期的に実施する。</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>社会福祉施設等においては、町及び県の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災会等との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>[追加]</p> <p>第3 病院入院患者等対策</p> <p>入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。</p>	<p>要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>(5) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設等においては、町及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治区等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>(6) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、千曲医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。</p> <p>(7) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。</p> <p>(8) 医療機関においては、町、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>そこで、町及び県は、次のとおり指導を行う。</p> <p>1 町及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。</p> <p>2 町及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。</p> <p>第4 外国籍住民等、観光客対策</p> <p>外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。</p> <p>このため、外国籍住民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。</p> <p>また、滞在地の地理に不案内な観光客に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。</p> <p>1 町及び県の実施計画</p> <p>(1) 外国籍住民等の被災者への情報提供体制の整備</p> <p>町及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。</p> <p>(2) 広域避難場所及び避難経路の周知</p> <p>町及び県は、外国籍住民等や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>2 町の実施計画</p> <p>(1) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備</p> <p>当該区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 観光客の安全対策の推進</p> <p>観光関連事業者（観光施設等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。</p> <p>3 関係機関の実施計画</p> <p>(1) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。</p>	<p>(削除)</p> <p>第4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策</p> <p>外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。</p> <p>このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。</p> <p>また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。</p> <p>1 町及び県の実施計画</p> <p>(1) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備</p> <p>町及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知</p> <p>町及び県は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p> <p>2 町の実施計画</p> <p>(1) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備</p> <p>当該区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。</p> <p>(2) 観光客の安全対策の推進</p> <p>観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。</p> <p>3 関係機関の実施計画</p> <p>(1) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。</p>

節	節名	旧	新
8	要配慮者支援計画	<p>(2) 医療機関においては、外国籍住民等に対する応急救護体制の整備を図る。</p> <p>第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設対策</p> <p>要配慮者関連施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している現状から、要配慮者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要し、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>1 町及び県の実施計画 町及び県は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>2 町の実施計画 町は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p> <p>3 要配慮者関連施設の管理者の実施計画 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設(社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても)の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>[追加]</p>	<p>(2) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。</p> <p>第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している現状から、要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要し、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>1 町及び県の実施計画 町及び県は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>2 町の実施計画 (1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。 また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。 (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 町は浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。 また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。</p> <p>3 要配慮者利用施設の管理者の実施計画 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく町長へ報告する。</p>

節	節名	旧	新
9	緊急輸送計画	<p>大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>第1 緊急交通路確保計画</p> <p>大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>1 緊急輸送道路の指定</p> <p>緊急輸送のための道路を確保するため、あらかじめ確保すべき幹線道路を指定し、その確保に努める。選定の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本町と隣接市町村を接続する幹線道路</p> <p>(2) 避難所等に接続し、応急対策を実施する上で重要な道路</p> <p>(3) 上記の道路と病院等の主要公共施設又は防災関係機関等の施設を接続する道路</p> <p>2 緊急輸送道路の確保</p> <p>次により、緊急輸送道路の確保に努める。</p> <p>(1) 国県と緊密な連絡をとり、幹線道路に架かる橋梁への防災対策を実施し、流失、落下等を防止する。</p> <p>(2) 建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。</p> <p>(3) 積極的な都市計画の推進により災害に強い道路幅の確保に努める。</p> <p>第2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>1 町は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。</p> <p>このヘリポートは、避難所(場所)と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。</p>	<p>大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>主な取組</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。</p> <p>第1 緊急交通路確保計画</p> <p>大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>[削除]</p> <p>第2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>1 町は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する（資料編資料30参照）。</p> <p>このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。</p>

節	節名	旧	新
9	緊急輸送計画	<p>(1) 拠点ヘリポート 複数の機体が同時に利用できるような広さをもった緊急用ヘリポートで、ヘリコプターによる応急活動の拠点となる。</p> <p>(2) その他のヘリポート</p> <p>第3 輸送体制の整備計画</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。</p> <p>町は、管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。</p> <p>1 緊急輸送道路の指定に当たり、交通規制等が円滑に実施できるよう、千曲警察署、千曲坂城消防本部等と事前協議を行う。</p> <p>2 旅客・貨物輸送機関の協力を得て、応急対策に必要な車両等の確保を行う。</p> <p>{追加}</p>	<p>{削除}</p> <p>第3 輸送体制の整備計画</p> <p>大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。</p> <p>1 町は、管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。</p> <p>2 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</p> <p>3 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結をしているが、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>4 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、町は、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p>第4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。</p>

節	節名	旧	新
10	障害物の処理計画	<p>河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。</p> <p>また、災害発生時の円滑な応急対策の実施及び被災者が必要最小限の日常生活が可能となるよう、障害物の除去を行う。</p> <p>主な取組み 〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。 2 建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去に努める。 3 除去した障害物の集積場所の確保に努める。 <p>第1 体制の整備 長野森林組合と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。</p>	<p>災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。</p> <p>〔削除〕</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。 3 建設団体等の協力を得て、障害物の円滑な除去に努める。 4 除去した障害物の集積場所の確保に努める。 <p>第1 体制の整備 長野森林組合等と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。</p>
11	避難の受入活動計画	<p>第11節 避難収容活動計画</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。</p> <p>〔追加〕</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 〔略〕 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第1 避難計画の策定等 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、避難所における感染症対策については大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</p> <p>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により防災に備える。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 〔略〕 4 学校における迅速かつ適切な避難のための計画策定を行う。 <p>第1 避難計画の策定等 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>1 町と県の実施計画 〔追加〕</p> <p>(1) 町が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。</p> <p>(2) 町及び県は避難場所、避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。</p> <p>(3) 県は、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 〔追加〕</p> <p>2 町の実施計画 〔追加〕</p> <p>(1) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 〔追加〕</p> <p>ア 避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法 イ 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法 (避難勧告、避難指示、避難準備情報については第3章第12節を参照) ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 エ 避難場所への経路及び誘導方法 〔追加〕</p>	<p>1 町及び県の実施計画</p> <p>(1) 町及び県は、避難指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(2) 町は、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。</p> <p>(3) 町及び県は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。</p> <p>(4) 県は、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>(5) 町及び県は、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。 また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。</p> <p>2 町の実施計画</p> <p>(1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。 イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(2) 避難計画の作成 町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法 イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法（避難指示、高齢者等避難については第3章第12節「避難受入及び情報提供活動」を参照） ウ 指定緊急避難場所の対象となる災害等の種類 エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>オ 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>カ 避難場所の管理に関する事項 (ア) 避難収容中の秩序保持 (イ)～(エ) [略]</p> <p>キ 広域避難地等の整備に関する事項 (ア) 収容施設 (イ) 給水施設 (ウ) 情報伝達施設</p> <p>ク [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(2) 災害時要援護者対策 災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。 ア 所在、援護の要否等の状況把握 イ 配慮すべき個々の態様 ウ 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備 エ 災害発生時の安否の確認 オ 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画 カ 情報提供手段 キ 配慮すべき救護・救援対策 ク 地域の支え合いによる支援協力体制 特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>(3) 帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>3 関係機関の実施計画</p>	<p>カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>キ 指定避難所の管理に関する事項 (ア) 避難受入中の秩序保持 (イ)～(エ) [略]</p> <p>[削除]</p> <p>ク [略]</p> <p>なお町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、また、個別避難計画の作成に努め、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。</p> <p>(4) 帰宅困難者等対策 町は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>3 関係機関の実施計画</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>(2) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。</p> <p>(3) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>特に、災害時要援護者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。</p> <p>〔追加〕</p> <p>4 住民の実施計画</p> <p>(1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。</p> <p>〔追加〕</p> <p>ア 家の中でどこが一番安全か。 イ 救急医薬品や火気などの点検。 ウ 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。 エ 避難場所、避難路はどこにあるか。 オ 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。 カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。 キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。</p> <p>〔追加〕</p>	<p>(2) 関係機関は、町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等による連携の強化と避難体制の確立を図る。</p> <p>(4) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から避難指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。</p> <p>4 住民の実施計画</p> <p>(1) 各家庭においては、家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。</p> <p>ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。 (ア) 指定緊急避難場所への立退き避難 (イ) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難 (ウ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動) イ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(同報系防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等)。 ウ 家の中でどこが一番安全か。 エ 救急医薬品や火気などの点検。 オ 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。 カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。 キ 避難する時、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか。 ク 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。 ケ 昼の場合、夜の場合の家族の分担。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。</p> <p>5 企業等において実施する計画</p> <p>(1) 帰宅困難者対策</p> <p>公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>第2 避難場所等の確保</p> <p>町地域防災計画において、避難場所が指定されているところであるがより円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。</p> <p>また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) 避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定し、「町地域防災計画」に明記しておく。</p> <p>(2) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行う。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>エ 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。</p> <p>(3) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。</p> <p>(4) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(5) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>(6) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。</p> <p>(7) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>(8) 指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>(9) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。</p> <p>(10) 密集市街地など、必要に応じ、広域避難場所を選定確保する。</p> <p>(11) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p>	<p>第2 避難場所の確保</p> <p>災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載する。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火災、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>(3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。</p> <p>(4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(12) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(13) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めている。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。</p> <p>2 関係機関の実施計画</p> <p>(1) 管理施設についての避難場所の指定に協力する。</p> <p>(2) 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者等に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>[追加]</p>	<p>2 関係機関の実施計画</p> <p>(1) 関係機関は、管理施設について、町の指定緊急避難場所の指定に協力する。</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者等に周知徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>第3 避難所の確保</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(2) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(3) 町は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定し、受入を想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じてあらかじめ受入対象者を特定して公示する。</p> <p>(4) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	〔追加〕	<p>(5) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</p> <p>(6) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、太陽光発電設備、蓄電池設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、平常時より点検の実施や使用方法などを確認しておく。</p> <p>(7) 防災行政無線、テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器及びインターネット通信環境等の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</p> <p>(8) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等感染症にも配慮した避難生活に必要な物資の備蓄に努めるとともに、物資の調達に際しては、要配慮者や女性、子どもに配慮する。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄した物資については迅速かつ確実に使用できるよう、平常時より点検の実施や使用方法などを確認しておく。</p> <p>(9) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(10) 医療機関、社会福祉施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(11) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。</p> <p>(12) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>(13) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	〔追加〕	<p>(14) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(15) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(16) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(17) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(18) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>2 関係機関の実施計画</p> <p>(1) 関係機関は、管理施設について、町の指定避難所の指定に協力する。</p> <p>(2) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>第3 住宅の確保体制の整備</p> <p>3 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。</p> <p>第4 学校における避難計画</p> <p>災害が発生した場合、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。</p> <p>1 県の実施計画</p> <p>県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。</p> <p>また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。</p>	<p>第4 住宅の確保体制の整備</p> <p>3 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</p> <p>4・5 [略] [削除]</p> <p>第5 学校における避難計画</p> <p>災害が発生した場合、幼稚園、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>町立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。</p> <p>また、私立の学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。</p>

節	節名	旧	新
11	避難の受入活動計画	<p>(1) 防災計画</p> <p>ア 学校長は、風水害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。</p> <p>イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> <p>ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。</p> <p>（ウ）県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 防火管理</p> <p>ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。</p> <p>イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>（ア）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。</p> <p>（イ）～（エ） [略]</p> <p>(5) 私立学校に対する指導</p> <p>私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>(1) 防災計画</p> <p>ア 学校長は、風水害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。</p> <p>イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。</p> <p>ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。</p> <p>（ウ）町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 防火管理</p> <p>ア 日常点検は、職員室、事務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。</p> <p>イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>（ア）児童生徒等の行動基準並びに学校や教員の対処、行動を明確にする。</p> <p>（イ）～（エ） [略]</p> <p>[削除]</p> <p>2 [略]</p> <p>第6 在宅避難者等の支援</p> <p>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。） ○ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。） <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p>

節	節名	旧	新
12	孤立防止対策	<p>本町山間地における地勢は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 <p>第1 通信手段の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。 2 [略] <p>[追加]</p> <p>第3 孤立予想地域の実態把握</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町の実施計画 <p>[追加]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。 (2) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。 <ol style="list-style-type: none"> 2 住民の実施計画 各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努める。 <p>第6 備蓄</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 住民等の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。 (2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。 	<p>本町山間地における地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設の確保に努める。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、住民は各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、町は孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 <p>第1 通信手段の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動系及び同報系防災行政無線の活用により、多ルートでの情報通信を行う。 2 [略] 3 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。 4 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。 <p>第3 孤立予想地域の実態把握</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。 (2) 平常時の行政活動を通じ、要配慮者の実態を把握しておく。 <p>[削除]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 住民の実施計画 各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。 <p>第6 備蓄</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 住民等の実施計画 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行う。 <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
13	食料品等の備蓄・調達計画	<p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要である。</p> <p>備蓄体制等の整備を推進し、災害の発生後、できるだけ速やかな食料供給を行うため、県、長野農政事務所、関係業者等との間で発災時に対応ができるよう協力関係の強化を進める。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 食料の供給について、関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。 〔略〕 <p>〔追加〕</p> <p>第1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> 県地震対策基礎調査等の結果とその後の社会情勢等を考慮し、地形、気象条件等地域の特性を考慮して乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を計画的に行うものとし、必要に応じて更新する。 ・(3) 〔略〕 住民の実施計画 <p>自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり2日から3日分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。</p> 	<p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>（地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき）町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。 〔略〕 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。 <p>第1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、町地域防災計画等で定める。 ・(3) 〔略〕 県と町の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努める。 住民の実施計画 <p>「自らの命は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄する</p>

節	節名	旧	新
13	食料品等の備蓄・調達計画	<p>また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。</p> <p>第2 食料品等の供給計画</p> <p>2 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。</p>	<p>ことを原則とする。</p> <p>また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。</p> <p>第2 食料品等の供給計画</p> <p>2 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。</p>
14	給水計画	<p>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等によるろ水器を設置し製造を行う。</p> <p>また、被災していない市町村による応急給水活動により飲料水の確保を図る。このほか、町は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>主な取組み</p> <p>1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。</p>	<p>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等によるろ水器を設置し製造を行う。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。このほか、町は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p>主な取組</p> <p>1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p>
15	生活必需品の備蓄・調達計画	<p>（災害時の主な生活必需品）</p> <p>○ 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等）</p> <p>主な取組み</p> <p>地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。</p> <p>第1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>災害に備えて、本節前文に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行う。</p>	<p>（災害時の主な生活必需品）</p> <p>○ 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）</p> <p>主な取組</p> <p>地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。</p> <p>第1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>災害に備えて、本節前文に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、感染症対策用品（マスク、消毒液等）、モバイルバッテリー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。</p>

節	節名	旧	新																																																																																																																				
16	危険物施設等災害予防計画	<p>風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。</p> <p>主な取組み</p> <p>2 火薬類施設・高圧ガス施設・液化石油ガス施設・毒物・劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。</p> <p>第1 危険物施設災害予防計画</p> <p>消防法に定める危険物施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。</p> <p>1 危険物施設の状況</p> <p style="text-align: right;">(平成22年1月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所</th> <th colspan="7">貯蔵所</th> <th rowspan="2">小計</th> </tr> <tr> <th>屋内貯蔵所</th> <th>屋外タンク貯蔵所</th> <th>屋内タンク貯蔵所</th> <th>地下タンク貯蔵所</th> <th>簡易タンク貯蔵所</th> <th>移動タンク貯蔵所</th> <th>屋外貯蔵所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>14</td> <td>29</td> <td>1</td> <td>55</td> <td>0</td> <td>42</td> <td>1</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">取扱所</th> <th rowspan="2">小計</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">給取</th> <th rowspan="2">油取</th> <th colspan="2">販売取扱所</th> <th rowspan="2">移送取扱所</th> <th rowspan="2">一般取扱所</th> <th colspan="2">小計</th> </tr> <tr> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>1</th> <th>18</th> <th>27</th> <th>169</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>18</td> <td>27</td> <td>169</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 規制及び指導の強化</p> <p>(1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。</p> <p>(2) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>(3) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。 ア・イ 〔略〕</p> <p>4 科学的な消火、防災資機（器）材の整備促進</p>	製造所	貯蔵所							小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	0	14	29	1	55	0	42	1	142	取扱所								小計	合計	給取	油取	販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所	小計		第1種	第2種	1	18	27	169	8				1	18	27	169		<p>災害により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。</p> <p>主な取組</p> <p>2 火薬類施設・高圧ガス施設・液化石油ガス施設・毒物・劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設・石綿使用建築物等・大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。</p> <p>第1 危険物施設災害予防計画</p> <p>消防法に定める危険物施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。</p> <p>1 危険物施設の状況</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">製造所</th> <th colspan="7">貯蔵所</th> <th rowspan="2">小計</th> </tr> <tr> <th>屋内貯蔵所</th> <th>屋外タンク貯蔵所</th> <th>屋内タンク貯蔵所</th> <th>地下タンク貯蔵所</th> <th>簡易タンク貯蔵所</th> <th>移動タンク貯蔵所</th> <th>屋外貯蔵所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>2</td> <td>41</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>2</td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">取扱所</th> <th rowspan="2">小計</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">給取</th> <th rowspan="2">油取</th> <th colspan="2">販売取扱所</th> <th rowspan="2">移送取扱所</th> <th rowspan="2">一般取扱所</th> <th colspan="2">小計</th> </tr> <tr> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>1</th> <th>21</th> <th>29</th> <th>149</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>21</td> <td>29</td> <td>149</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 規制及び指導の強化</p> <p>(1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。</p> <p>(2) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>(3) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。 ア・イ 〔略〕</p> <p>4 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進</p>	製造所	貯蔵所							小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	0	15	24	2	41	0	37	2	121	取扱所								小計	合計	給取	油取	販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所	小計		第1種	第2種	1	21	29	149	7				1	21	29	149	
製造所	貯蔵所							小計																																																																																																															
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所																																																																																																																
0	14	29	1	55	0	42	1	142																																																																																																															
取扱所								小計	合計																																																																																																														
給取	油取	販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所	小計																																																																																																																	
		第1種	第2種			1	18	27	169																																																																																																														
8				1	18	27	169																																																																																																																
製造所	貯蔵所							小計																																																																																																															
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所																																																																																																																
0	15	24	2	41	0	37	2	121																																																																																																															
取扱所								小計	合計																																																																																																														
給取	油取	販売取扱所		移送取扱所	一般取扱所	小計																																																																																																																	
		第1種	第2種			1	21	29	149																																																																																																														
7				1	21	29	149																																																																																																																

節	節名	旧	新
16	危険物施設等災害予防計画	<p>第2 その他の危険物施設等の災害予防計画</p> <p>1 施設の状況</p> <p>(4) 毒物、劇物保管貯蔵施設</p> <p>(5) [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>第2 その他の危険物施設等の災害予防計画</p> <p>1 施設の状況</p> <p>(4) 毒物・劇物保管貯蔵施設</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設</p>
17	ライフライン施設災害予防計画	<p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第3 関係機関との連携</p> <p>1 電気施設</p> <p>町は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>3 上水道施設</p> <p>(1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。</p> <p>(2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。</p> <p>(3) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。</p> <p>(4) 復旧資材の備蓄を行う。</p> <p>(5) 水道管路図等の整備を行う。</p> <p>4 下水道施設</p> <p>(1) 雨水排除整備の促進</p> <p>「下水道計画」策定にあたり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて公共下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による雨水整備を行う。</p> <p>(2) 雨水流出抑制型下水道の整備</p> <p>雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行う。</p> <p>(3) 緊急連絡体制の整備</p> <p>ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。</p> <p>イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</p> <p>ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。</p>	<p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第3 関係機関との連携</p> <p>1 電気施設</p> <p>町は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。</p> <p>また、町及び県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</p> <p>3 上水道施設</p> <p>町は、地域防災計画等の定めるところにより、水道管理事務所との連携を図る。</p> <p>4 下水道施設</p> <p>(1) 雨水排除整備の促進</p> <p>浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置づけるとともに、雨水渠等による整備を行う。</p> <p>(2) 雨水流出抑制型下水道の整備</p> <p>雨水型貯留施設や雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行う。</p> <p>(3) 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>ア 町は、災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。</p> <p>イ 町は、業務継続計画や対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</p> <p>ウ 町は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。</p>

節	節名	旧	新
17	ライフライン施設災害予防計画	<p>(4) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保 緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。</p> <p>(5) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充 下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備える。</p> <p>5 通信施設</p> <p>(1) 防災行政無線通信施設災害予防 整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系及び防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。 また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。</p> <p>(2) 電信電話施設災害予防 町は、地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図る。</p> <p>6 鉄道施設 町は、地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。</p>	<p>(4) 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄 発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。</p> <p>(5) 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実 下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。</p> <p>5 通信施設</p> <p>(1) 防災行政無線通信施設災害予防 整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系及び防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。 また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。</p> <p>(2) 電信電話施設災害予防 町は、地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話株等の電気通信事業者との連携を図る。</p> <p>6 鉄道施設</p> <p>(1) 町は、地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。</p> <p>(2) しなの鉄道株 ア 関係機関との連携 部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。</p>
18	災害広報計画	<p>災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>主な取組み</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>1 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。</p> <p>2 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。</p> <p>3 町のホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。</p> <p>4 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</p>	<p>災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>主な取組</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>1 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン(インターネット)を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。</p> <p>2 コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。</p> <p>3 Lアラート(災害情報共有システム)、同報系防災行政無線の放送機能及び町のホームページ、ソーシャルメディア等への情報連携機能を利用し、住民に対して各種の情報を提供する。</p> <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
18	災害広報計画	<p>5 4のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p> <p>[追加]</p>	<p>4 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p> <p>5 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p>
19	土砂災害等の災害予防計画	<p>本町は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。</p> <p>これら土砂災害を防止するため、国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p> <p>特に、災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点から開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。 <p>[追加]</p> <p>第1 地すべり対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。 おおむね対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行う。 <p>[追加]</p> <ol style="list-style-type: none"> 住民の実施計画 <p>地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。</p> 	<p>本町は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。</p> <p>これら土砂災害を防止するため、国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。</p> <p>特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わない。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 <p>第1 地すべり対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> 防災バトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 住民の実施計画 <p>ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。</p>

節	節名	旧	新
19	土砂災害等の災害予防計画	<p>第3 土石流対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知する。</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。</p> <p>(3) がけくずれ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(4) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。</p> <p>(5) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。</p> <p>第5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p>町は、防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。</p>	<p>第3 土石流対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。</p> <p>第4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。</p> <p>(3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 〔削除〕</p> <p>(4) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」の整備に努める。</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。</p> <p>第5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p>1 町は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。</p> <p>2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。</p>

節	節名	旧	新
19	土砂災害等の災害予防計画	<p>第6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>1 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>(1) 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>(2) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保</p> <p>2 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。</p> <p>(1) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。</p> <p>第7 二次災害防止対策</p> <p>災害時において、地盤の緩み等から、二次的発生のおそれがある山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流に対し、二次災害予防のため、それらの災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握し、二次災害防止に必要な対策を講ずる。</p>	<p>第6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</p> <p>イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。</p> <p>ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。</p> <p>(ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法</p> <p>(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路</p> <p>(ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項</p> <p>(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地</p> <p>(オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</p> <p>(カ) 救助に関する事項</p> <p>(キ) その他警戒避難に関する事項</p> <p>イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。</p> <p>(4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。</p> <p>2 住民の実施計画</p> <p>(1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町及び警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。</p>
20	防災都市計画	<p>第20節 防災まちづくり計画</p> <p>人口や産業の集中にともなう町の高密度化等により、町における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、町防災に関する総合的な</p>	<p>第20節 防災都市計画</p> <p>人口や産業の集中に伴う町の高密度化等により、町における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、(地震防災緊急事業五箇年計</p>

節	節名	旧	新
20	防災都市計画	<p>対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。</p> <p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第1 建築物の不燃化の促進</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。</p> <p>4 防災まちづくり計画を策定する。</p> <p>第2 防災空間の整備拡大</p> <p>1 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。</p> <p>2 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。</p> <p>3 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。</p> <p>第3 市街地開発事業によるまち整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。</p>	<p>画等に基づき) 町防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。</p> <p>主な取組</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第1 建築物の不燃化の促進</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定に努める。</p> <p>4 防災まちづくり計画の策定に努める。</p> <p>第2 防災空間の整備拡大</p> <p>[削除]</p> <p>1 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。</p> <p>2 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定に努める。</p> <p>第3 市街地開発事業による都市整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定に努める。</p>
21	建築物災害予防計画	<p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第1 建築物の風害対策</p> <p>1 町及び県の実施計画</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[追加]</p> <p>第2 建築物の水害対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>2 建築物の所有者等の実施計画</p> <p>出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>主な取組</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第1 建築物の風害対策</p> <p>1 町及び県の実施計画</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>第2 建築物の水害対策</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を県と調整のうえ、必要に応じて策定し、移転事業の推進を図る。</p> <p>(3) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。</p> <p>2 建築物の所有者等の実施計画</p> <p>出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとる。</p>

節	節名	旧	新
21	建築物災害予防計画	<p>第3 文化財の風水害予防</p> <p>1 町の実施計画 町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 所有者の実施計画 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p>	<p>第3 文化財の風水害予防</p> <p>1 町の実施計画 町教育委員会は、各種文化財（資料編資料17参照）の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[削除]</p>
22	道路及び橋梁災害予防計画	<p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化する。</p> <p>主な取組み</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>2 既存道路の対策 (2) 橋梁についても、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等を計画的に行う。 (3) 第3節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路又は孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。</p> <p>第3 関係団体との協力体制の整備 国、県及び東日本高速道路(株)等の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通 報連絡体制等、協力体制の整備に努める。</p> <p>第4 危険防止のための事前規制 気象情報等により、あらかじめ災害の発生が予想される道路・橋梁については、千曲警察署、千曲坂城消防本部の協力を得て、車両等の通行を事前に規制する。</p>	<p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。</p> <p>主な取組</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>2 既存道路の対策 (2) 橋梁についても、永久橋への架け替え、橋梁取付部等の強化等を計画的に行う。 (3) 第9節「緊急輸送計画」に基づく緊急輸送道路又は孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。</p> <p>第3 関係団体との協力体制の整備</p> <p>1 町は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。 2 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</p> <p>第4 危険防止のための事前規制</p> <p>1 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図る。 また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。 2 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。 3 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</p>

節	節名	旧	新
23	河川施設等災害 予防計画	<p>第23節 河川施設災害予防計画</p> <p>主な取組み</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第1 河川施設災害予防</p> <p>2 県管理の一級河川の河川改修 本町にある県管理の一級河川は5河川である。これらの河川は千曲建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められている。</p> <p>第2 流域治水対策</p> <p>市街地に流域をもつ中小河川（都市河川）では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広がるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。このため、排水条件の悪いところでは、しばしば内水氾濫を起こすことがある。</p> <p>今後も、都市化の進展に伴い農地が減少し、その保水機能の低下から中小河川の氾濫が増加すると考えられるので、次により対策を講ずる。</p> <p>第3 浸水想定区域内の災害予防</p> <p>1 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。</p> <p>2 災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p> <p>3 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>[追加]</p>	<p>第23節 河川施設等災害予防計画</p> <p>主な取組</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第1 河川施設災害予防</p> <p>2 県管理の一級河川の河川改修 本町にある県管理の一級河川は4河川である。これらの河川は千曲建設事務所において、緊急性の高い河川から計画的に河川改修が進められている。</p> <p>第2 流域治水対策</p> <p>市街地に流域をもつ中小河川では、建物や道路などの施設に地表を被覆されている面積が広がるのとあいまって、水路の整備が進み、雨水の河川への流出量が一時的に急増する傾向にある。このため、排水条件の悪いところでは、しばしば内水氾濫を起こすことがある。</p> <p>今後も、都市化の進展に伴い農地が減少し、その保水機能の低下から中小河川の氾濫が増加すると考えられるので、次により対策を講ずる。</p> <p>第3 浸水想定区域内の災害予防</p> <p>1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（防災行政無線、FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。</p> <p>2 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p> <p>3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>4 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</p>

節	節名	旧	新
24	ため池災害予防計画	<p>洪水によるため池の災害は、ため池自体の被害のほかに、農業関係にとどまらず、公共施設、人家等にも及ぶため、適正な管理を行い災害予防に努めるものとする。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 定期的な点検を実施し、必要な施設の改修に努める。 地元自治区等の受益水利団体は、施設の適正な維持管理と日常的な点検に努め、異常がある場合は直ちに管理者に通報する。 <p>第1 町の実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。 〔略〕 <p>〔追加〕</p>	<p>下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については、補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>主な取組</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策 ハザードマップの更新及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策 「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。なお、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。 <p>第1 町の実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。 ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。 〔略〕 ハザードマップを更新し、住民への周知を図る。
25	農林水産物災害予防計画	<p>複雑な地勢と気象条件、水質環境にある農林水産業は、絶えず災害におびやかされているが、これを未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 円滑な農林水産業者等への気象情報の伝達を実施する。 県及び農林漁業団体との連携を図り、気象条件に対応した技術指導に努める。 災害予防のための観測体制の構築、強化を図る。 <p>第1 農水産物災害予防計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 長野農業改良普及センター、ちくま農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図り、気象情報の伝達、気象条件に対応した技術指導を行う。 農業者等は、県が策定した農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。 	<p>風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。</p> <p>そこで、被害を最小限にとどめるため、関係機関の協力を得て予防対策に努める。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。 <p>第1 農水産物災害予防計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 町は、農業農村支援センター、ながの農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。 住民は、県、町、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施する。

節	節名	旧	新
25	農林水産物災害 予防計画	<p>第2 林産物災害予防計画</p> <p>1 町森林整備計画に基づき、県、長野森林組合等関係機関・団体等と連携し、健全な森林づくりを推進するものとする。</p> <p>2 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。</p> <p>3 住民は、町が計画的に行う森林整備に協力する。</p>	<p>第2 林産物災害予防計画</p> <p>1 町森林整備計画に基づき、県、長野森林組合等関係機関・団体等と連携し、健全な森林づくりを推進する。</p> <p>2 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</p> <p>(削除)</p>
26	二次災害の予防 計画	<p>主な取組み</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。</p> <p>2 危険物施設に係る二次災害防止のための措置を講じる。</p> <p>第1 構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>町は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。 また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。</p> <p>第2 危険物施設に係る二次災害予防対策</p> <p>第3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p>	<p>主な取組</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止のための措置をとる。</p> <p>2 危険物施設に係る二次災害防止のための措置をとる。</p> <p>第1 構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>町は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災時に迅速な点検作業が行えるよう体制を整備する。</p> <p>第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</p> <p>第3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p>
27	防災知識普及計 画	<p>「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、町、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p>主な取組み</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(追加)</p> <p>第1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>1 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行</p>	<p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p>主な取組</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。</p> <p>第1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>1 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>う。</p> <p>〔追加〕</p> <p>(1) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p>(2) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</p> <p>(3) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>(4) 災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>(5) 正確な情報入手の方法</p> <p>(6) 災害時要援護者に対する配慮</p> <p>(7) 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>(8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(9) 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容</p> <p>(10) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(11) 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p>〔追加〕</p> <p>2 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>〔追加〕</p>	<p>う。</p> <p>(1) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、感染症対策用品等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>(2) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(3) 警報等や、避難指示等の意味や内容</p> <p>(4) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</p> <p>(5) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> <p>(6) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>(7) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>(8) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</p> <p>(9) 正確な情報入手の方法</p> <p>(10) 要配慮者に対する配慮</p> <p>(11) 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>(12) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(13) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(14) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(15) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動</p> <p>(16) 避難生活に関する知識</p> <p>(17) 家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(18) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について</p> <p>(19) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>2 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</p> <p>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>(1) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>イ 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>イ 避難地に関する事項</p> <p>〔追加〕</p> <p>3 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。</p> <p>4 上記3の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>5 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災</p>	<p>(1) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>イ 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項</p> <p>3 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>4 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。</p> <p>5 上記4の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>7 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p> <p>8 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p> <p>9 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>10 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>11 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>12 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力する。</p> <p>6 住民等は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。</p> <p>(1) 避難路、避難所の確認 (2) 発災時の連絡方法 〔追加〕</p> <p>(3) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認 (4) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認 (5) 備蓄食料の試食及び更新 〔追加〕</p> <p>7 企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。</p> <p>第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>1 町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>第3 学校における防災教育の推進</p> <p>2 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>(5) 災害時要援護者に対する配慮 〔追加〕</p>	<p>情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画する。</p> <p>13 住民等は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭における防災に関する話し合いを定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。</p> <p>(1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認 (2) 災害の状況に応じた避難行動の確認 ア 指定緊急避難場所への立退き避難 イ 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難 ウ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動) (3) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(同報系防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等) (4) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認 (5) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認 (6) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認 (7) 備蓄食料の試食及び更新 (8) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 (9) 地域の防災マップの作成 (10) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加</p> <p>14 企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。</p> <p>第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>1 町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>第3 学校における防災教育の推進</p> <p>2 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。</p> <p>(5) 要配慮者に対する配慮</p> <p>第5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。</p> <p>1 町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	〔追加〕	<p>関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。</p>
28	防災訓練計画	<p>主な取組み</p> <p>2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、事後評価を行う。</p> <p>第1 本町の実施する防災訓練</p> <p>5 災害時要援護者対策として、災害時要援護者施設等と協力し防災訓練等を実施する。</p> <p>第2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には事後評価を行う必要がある。</p> <p>1 実践的な訓練の実施</p> <p>(1) 訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>(2) 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努める。</p> <p>(3) 災害時要援護者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>2 訓練の事後評価</p> <p>訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。</p>	<p>主な取組</p> <p>2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</p> <p>第1 本町の実施する防災訓練</p> <p>5 要配慮者対策として、要配慮者施設等と協力し防災訓練等を実施する。</p> <p>第2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。</p> <p>1 実践的な訓練の実施</p> <p>(1) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(2) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。</p> <p>(3) 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>2 訓練の事後評価</p> <p>訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p>

節	節名	旧	新
29	災害復旧・復興への備え	<p>災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。</p> <p>主な取組み 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。</p> <p>[追加]</p> <p>データの保存及びバックアップ 災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。 これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。 町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。</p> <p>[追加]</p>	<p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。</p> <p>また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。 <p>第1 災害廃棄物の発生への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。 また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 2 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画の策定に努める。 3 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 4 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 <p>第2 データの保存及びバックアップ 災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。 これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。 町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。</p> <p>第3 罹災証明書の発行体制の整備 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

節	節名	旧	新
29	災害復旧・復興への備え	〔追加〕	また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
30	自主防災組織等の育成に関する計画	<p>第30節 自主防災組織の育成計画</p> <p>災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応等が期待される。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容 2 〔略〕 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。 4 〔略〕 <p>第3 組織の活性化</p> <p>自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。</p> <p>〔追加〕</p> <p>第4 各防災組織相互の協調</p> <p>自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。</p> <p>〔追加〕</p>	<p>第30節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平常時、災害時の自主防災組織の活動内容の周知と促進を図る。 2 〔略〕 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。 4 〔略〕 <p>第3 組織の活性化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。 2 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。 3 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。 また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。 <p>第4 各防災組織相互の協調</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。 2 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。 3 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

節	節名	旧	新
31	企業防災に関する計画	<p>企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。</p> <p>主な取組み 1・2 [略]</p> <p>第1 現状及び課題 災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。</p> <p>また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。</p> <p>第2 町及び県の実施計画 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。</p> <p>第3 企業の実施計画 1 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。 2 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。 3 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。</p>	<p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>[削除]</p> <p>主な取組 1・2 [略]</p> <p>第1 現状及び課題 大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。</p> <p>また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。</p> <p>第2 町の実施計画 町は、企業における防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。</p> <p>[削除]</p> <p>第3 企業の実施計画 1 企業は、社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。 [削除] 2 組織力を活かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。</p>

節	節名	旧	新
31	企業防災に関する計画	<p>4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p> <p>〔追加〕</p>	<p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p> <p>4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</p> <p>5 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>
32	ボランティア活動の環境整備	<p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>主な取組み</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、町社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>2 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。</p> <p>3 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。</p> <p>第1 ボランティアの事前登録</p> <p>1 町及び県は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。</p> <p>2 町社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>第2 ボランティア活動の現状</p> <p>本町におけるボランティア活動の現状は、坂城町社会福祉協議会ボランティアセンターが中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>主な取組</p> <p>1 ボランティアの事前登録を、町災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備を推進する。</p> <p>3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。</p> <p>4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。</p> <p>5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。</p> <p>6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。</p> <p>第1 ボランティアの事前登録</p> <p>1 町及び県は、町社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。</p> <p>2 町社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等は、災害時における被災者の多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>第2 ボランティア活動の現状</p> <p>本町におけるボランティア活動の現状は、坂城町社会福祉協議会のボランティアセンターが中心となり、それぞれの団体・個人が独自の活動を行っている。</p>

節	節名	旧	新
32	ボランティア活動の環境整備	<p>平成21年10月現在の同センターへの登録状況は、36団体482名、個人41名で、総数は523名である。</p> <p>第3 活動拠点 ボランティアセンターは坂城町社会福祉協議会事務局内にある。災害時もこの施設を活動拠点とし受入体制等の整備を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>第4 ボランティア団体間の連携 町及び県は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p> <p>第5 ボランティアコーディネーターの養成 1 災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。 町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等は、協力して長野県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</p>	<p>[削除]</p> <p>第3 活動拠点 ボランティアセンターは坂城町社会福祉協議会事務局内にある。災害時も同センターを活動拠点とし受入体制等の整備を図る。</p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備 1 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。 2 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入や調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備を推進し、研修や訓練を通じてその強化を図る。 3 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、適切なボランティア活動が行われるよう努める。 4 町は、社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。</p> <p>第5 ボランティア団体間の連携 町及び県は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p> <p>第6 ボランティアコーディネーターの養成 1 災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズに的確に対応するためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。 町、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して長野県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</p>

節	節名	旧	新
33	防災対策に関する財政措置計画	<p>主な取組み</p> <p>2 災害対策基金の積立てについて検討を行う。</p> <p>第1 財政措置</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに防火水槽等の防災施設の整備については、平常業務として予算化されているが、さらに予防措置の徹底を期するため、可能な限り必要な財政措置に努める。</p> <p>第2 坂城町災害対策基金</p> <p>災害対策基本法第101条の規定により、災害対策基金を積み立てなければならないとされているため、財政事情を勘案し、剰余金の積極的な積立てに配慮するとともに、災害対策基金としての積立てについて検討する。</p>	<p>主な取組</p> <p>2 災害対策に活用できる基金の積立てについて検討を行う。</p> <p>第1 財政措置</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害による被害の軽減を図るための公共土木施設及び農業土木関係施設の補修又は改良並びに防火水槽等の防災施設の整備については、可能な限り必要な財政措置に努める。</p> <p>第2 坂城町災害対策基金</p> <p>災害対策基本法第101条の規定により、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならないとされていることから、財政事情を勘案し、剰余金の積極的な積立てに配慮するとともに、災害対策基金としての積立てについて検討する。</p>
34	風水害対策に関する調査研究及び観測	<p>台風、集中豪雨等の風水害は、町内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。</p> <p>また、長野県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。</p> <p>既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。</p> <p>主な取組み</p> <p>町・県・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。</p> <p>町の実施計画</p> <p>1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするよう努める。</p>	<p>台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように全国各地で被害をもたらしている。町内においても例外ではなく、しばしば被害が発生している。</p> <p>また、長野県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。</p> <p>既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。</p> <p>主な取組</p> <p>町、県、各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。</p> <p>町の実施計画</p> <p>1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするよう努める。</p>

節	節名	旧	新
35	観光地の災害予防計画	〔新設〕	<p>第35節 観光地の災害予防計画</p> <p>観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。 <p>第1 観光地での観光客の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県が実施する対策 観光地での災害発生時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。 2 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。 (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。 3 関係機関が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。 (2) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。 <p>第2 外国人旅行者の安全確保策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。 (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。 2 町が実施する対策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。 3 関係機関が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。 (2) 駅など多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図る。

節	節名	旧	新
36	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	〔新設〕	<p>第36節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>町内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町地域防災計画に定め、町と住民等による防災活動の効果的な連携を図る。</p> <p>主な取組</p> <p>住民等の提案により町地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。</p> <p>第1 計画の内容</p> <p>地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町等が活動の中心となる町地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。</p> <p>なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。</p> <p>1 町の実施計画</p> <p>町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。</p> <p>2 住民及び事業所を有する事業者の実施計画</p> <p>町内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを町地域防災計画に定めることを提案するなど、町と連携して防災活動を行う。</p>

風水害対策編 第3章 災害応急対策計画

節	節名	旧	新																																				
1	災害直前活動	<p>風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報・注意報等を迅速に住民に対して伝達する。 2・3 [略] <p>第1 警報等の住民に対する伝達活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の種類及び発表基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象業務法に基づく警報・注意報等 気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいい、長野地方気象台から発表される。 長野地方気象台が発表する警報・注意報 <p>警 報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴 風</td> <td>平均風速 17m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪</td> <td>平均風速 17m/s 以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td>別紙1の大雨警報基準の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td>別紙1の洪水警報基準の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大 雪 (24 時間 降雪の深さ) (≧：以上を示す)</td> <td>長野地域 40 cm ≧ [山沿い 60 cm ≧]</td> </tr> <tr> <td>※1 地面現象</td> <td>大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>※1 浸水</td> <td>大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>※2 (水防活動用気象注意報)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>一般の大雨警報と同じ</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>一般の洪水警報と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	暴 風	平均風速 17m/s 以上	暴 風 雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う	大 雨	別紙1の大雨警報基準の基準に到達することが予想される場合	洪 水	別紙1の洪水警報基準の基準に到達することが予想される場合	大 雪 (24 時間 降雪の深さ) (≧：以上を示す)	長野地域 40 cm ≧ [山沿い 60 cm ≧]	※1 地面現象	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	※1 浸水	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	※2 (水防活動用気象注意報)		大雨警報	一般の大雨警報と同じ	洪水警報	一般の洪水警報と同じ	<p>風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 2・3 [略] <p>第1 警報等の伝達活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の種類及び発表基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 ア 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。 <p>特別警報・警報・注意報の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	特別警報・警報・注意報の種類	概 要	特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
種 類	発 表 基 準																																						
暴 風	平均風速 17m/s 以上																																						
暴 風 雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う																																						
大 雨	別紙1の大雨警報基準の基準に到達することが予想される場合																																						
洪 水	別紙1の洪水警報基準の基準に到達することが予想される場合																																						
大 雪 (24 時間 降雪の深さ) (≧：以上を示す)	長野地域 40 cm ≧ [山沿い 60 cm ≧]																																						
※1 地面現象	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																						
※1 浸水	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																						
※2 (水防活動用気象注意報)																																							
大雨警報	一般の大雨警報と同じ																																						
洪水警報	一般の洪水警報と同じ																																						
種 類	概 要																																						
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																																						
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報																																						
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																																						
特別警報・警報・注意報の種類	概 要																																						
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																						
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																						

節	節名	旧	新																																																												
1	災害直前活動	<p>注意報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速 13m/s 以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速 13m/s 以上</td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td>別紙2の大雨注意報基準の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>別紙2の洪水注意報基準の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪 (24時間降雪の深さ) (≥:以上を示す)</td> <td>長野地域 20 cm ≥ [山沿い 40 cm ≥]</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度 20%以下で実効湿度 55%以下</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程 100m以下</td> </tr> <tr> <td>雪崩</td> <td>雪が 50 cm以上あって、降雪の深さが 20 cm以上で風速が 10m/s 以上。 又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上。 雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上。</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>最低気温が 2℃以下。(早霜、晩霜期)</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td>著しい着氷、着雪が予想される時。</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td>平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温が 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2日以上続くとき。 冬季:最低気温が-11℃以下。高冷地で-17℃以下になるとき。</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20 mm以上。</td> </tr> <tr> <td>※1 地面現象</td> <td>大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>※1 浸水</td> <td>大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>※2 (水防活動用気象注意報)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>一般の大雨注意報と同じ</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>一般の洪水注意報と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う	強風	平均風速 13m/s 以上	大雨	別紙2の大雨注意報基準の基準に到達することが予想される場合	洪水	別紙2の洪水注意報基準の基準に到達することが予想される場合	大雪 (24時間降雪の深さ) (≥:以上を示す)	長野地域 20 cm ≥ [山沿い 40 cm ≥]	雷	落雷等により被害が予想される場合	乾燥	最小湿度 20%以下で実効湿度 55%以下	濃霧	視程 100m以下	雪崩	雪が 50 cm以上あって、降雪の深さが 20 cm以上で風速が 10m/s 以上。 又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上。 雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上。	霜	最低気温が 2℃以下。(早霜、晩霜期)	着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想される時。	低温	平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温が 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2日以上続くとき。 冬季:最低気温が-11℃以下。高冷地で-17℃以下になるとき。	融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20 mm以上。	※1 地面現象	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。	※1 浸水	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。	※2 (水防活動用気象注意報)		大雨注意報	一般の大雨注意報と同じ	洪水注意報	一般の洪水注意報と同じ	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	洪水警報	大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
種類	発表基準																																																														
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う																																																														
強風	平均風速 13m/s 以上																																																														
大雨	別紙2の大雨注意報基準の基準に到達することが予想される場合																																																														
洪水	別紙2の洪水注意報基準の基準に到達することが予想される場合																																																														
大雪 (24時間降雪の深さ) (≥:以上を示す)	長野地域 20 cm ≥ [山沿い 40 cm ≥]																																																														
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																														
乾燥	最小湿度 20%以下で実効湿度 55%以下																																																														
濃霧	視程 100m以下																																																														
雪崩	雪が 50 cm以上あって、降雪の深さが 20 cm以上で風速が 10m/s 以上。 又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上。 雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15 mm以上。																																																														
霜	最低気温が 2℃以下。(早霜、晩霜期)																																																														
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想される時。																																																														
低温	平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温が 15℃以下(高冷地で 13℃以下)が 2日以上続くとき。 冬季:最低気温が-11℃以下。高冷地で-17℃以下になるとき。																																																														
融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20 mm以上。																																																														
※1 地面現象	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																														
※1 浸水	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																														
※2 (水防活動用気象注意報)																																																															
大雨注意報	一般の大雨注意報と同じ																																																														
洪水注意報	一般の洪水注意報と同じ																																																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																																														
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																														
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																														
洪水警報	大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。																																																														
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																														
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																														
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。																																																														
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																														
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																														
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																														
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																														

節	節名	旧	新																				
1	災害直前活動		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1386 196 1576 339">風雪注意報</td> <td data-bbox="1576 196 2136 339">雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 339 1576 411">濃霧注意報</td> <td data-bbox="1576 339 2136 411">濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 411 1576 592">雷注意報</td> <td data-bbox="1576 411 2136 592">落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 592 1576 699">乾燥注意報</td> <td data-bbox="1576 592 2136 699">空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 699 1576 770">なだれ注意報</td> <td data-bbox="1576 699 2136 770">「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 770 1576 914">着氷注意報</td> <td data-bbox="1576 770 2136 914">著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 914 1576 1058">着雪注意報</td> <td data-bbox="1576 914 2136 1058">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1058 1576 1161">融雪注意報</td> <td data-bbox="1576 1058 2136 1161">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1161 1576 1265">霜注意報</td> <td data-bbox="1576 1161 2136 1265">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1265 1576 1441">低温注意報</td> <td data-bbox="1576 1265 2136 1441">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。</td> </tr> </table>	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																						
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																						
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。																						

節	節名	旧	新																		
1	災害直前活動		<p>特別警報基準</p> <table border="1" data-bbox="1240 220 2148 472"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</p> <p>イ 雨を要因とする特別警報の指標</p> <p>以下(ア)又は(イ)いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度(イの場合は、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は洪水警報の危険度分布)が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。</p> <p>(ア) 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>(イ) 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。</p> <p>(ウ) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。</p> <p>ウ 雨に関する坂城町の50年に一度の値(令和3年3月25日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1240 1107 2148 1182"> <thead> <tr> <th>二次細分区域</th> <th>R48</th> <th>R03</th> <th>SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂城町</td> <td>213</td> <td>104</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。</p> <p>注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、坂城町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。</p> <p>注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。</p> <p>注4) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	二次細分区域	R48	R03	SWI	坂城町	213	104	155
種類	発表基準																				
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																				
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																				
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																				
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																				
二次細分区域	R48	R03	SWI																		
坂城町	213	104	155																		

節	節名	旧	新																																						
1	災害直前活動		<p>注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。</p> <p>エ 台風等を要因とする特別警報の指標 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>オ 雪を要因とする特別警報の指標 府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くことが予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>カ 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（令和2年10月29日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1240 711 2152 786"> <thead> <tr> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深 (cm)</th> <th>既往最深積雪 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野</td> <td>67</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。</p> <p>注2) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年8月6日現在） 発表官署 長野地方気象台</p> <p>（警報・注意報発表基準）</p> <table border="1" data-bbox="1240 1067 2136 1433"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">坂城町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="3">長野県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="3">中部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="3">長野地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>日名沢川流域=6.2、谷川流域=5.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>複合基準^{*1}</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>千曲川 [生田・杭瀬下]</td> </tr> </tbody> </table>	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	長野	67	80	坂城町	府県予報区	長野県			一次細分区域	中部			市町村等をまとめた地域	長野地域			警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	100	洪水		流域雨量指数基準	日名沢川流域=6.2、谷川流域=5.4		複合基準 ^{*1}	—			指定河川洪水予報による基準	千曲川 [生田・杭瀬下]
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																							
長野	67	80																																							
坂城町	府県予報区	長野県																																							
	一次細分区域	中部																																							
	市町村等をまとめた地域	長野地域																																							
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8																																					
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	100																																					
	洪水		流域雨量指数基準	日名沢川流域=6.2、谷川流域=5.4																																					
			複合基準 ^{*1}	—																																					
		指定河川洪水予報による基準	千曲川 [生田・杭瀬下]																																						

節	節名	旧	新																																																																	
1	災害直前活動		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1332 196 1599 233">暴風</td> <td data-bbox="1599 196 1771 233">平均風速</td> <td data-bbox="1771 196 2125 233">17m/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 233 1599 269">暴風雪</td> <td data-bbox="1599 233 1771 269">平均風速</td> <td data-bbox="1771 233 2125 269">17m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 269 1599 306">大雪</td> <td data-bbox="1599 269 1771 306">降雪の深さ</td> <td data-bbox="1771 269 2125 306">12 時間降雪の深さ 25 cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 306 1599 379" rowspan="2">大雨</td> <td data-bbox="1599 306 1771 343">表面雨量指数基準</td> <td data-bbox="1771 306 2125 343">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 343 1771 379">土壌雨量指数基準</td> <td data-bbox="1771 343 2125 379">89</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 379 1599 560" rowspan="3">洪水</td> <td data-bbox="1599 379 1771 453">流域雨量指数基準</td> <td data-bbox="1771 379 2125 453">日名沢川流域=4.9、谷川流域=4.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 453 1771 489">複合基準※1</td> <td data-bbox="1771 453 2125 489">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 489 1771 560">指定河川洪水予報による基準</td> <td data-bbox="1771 489 2125 560">千曲川 [生田・杭瀬下]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 560 1599 596">強風</td> <td data-bbox="1599 560 1771 596">平均風速</td> <td data-bbox="1771 560 2125 596">13m/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 596 1599 633">風雪</td> <td data-bbox="1599 596 1771 633">平均風速</td> <td data-bbox="1771 596 2125 633">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 633 1599 670">大雪</td> <td data-bbox="1599 633 1771 670">降雪の深さ</td> <td data-bbox="1771 633 2125 670">12 時間降雪の深さ 15 cm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 670 1599 707">雷</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 670 2125 707">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 707 1599 815">融雪</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 707 2125 815">1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 815 1332 852" rowspan="2">注意報</td> <td data-bbox="1332 815 1599 852">濃霧</td> <td data-bbox="1599 815 1771 852">視程</td> <td data-bbox="1771 815 2125 852">100m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 852 1599 888">乾燥</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 852 2125 888">最小湿度 20% で実効湿度 55%※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 888 1599 1099">なだれ</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 888 2125 1099">1. 表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって、降雪の深さ 20 cm以上で風速 10m/s 以上、又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上 2. 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15 mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1099 1599 1214">低温</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 1099 2125 1214">夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -14℃以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1214 1599 1251">霜</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 1214 2125 1251">早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1251 1599 1287">着氷</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 1251 2125 1287">著しい着氷が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1287 1599 1324">着雪</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 1287 2125 1324">著しい着雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 1324 1332 1361" rowspan="2">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="1332 1324 1599 1361">1 時間雨量</td> <td colspan="2" data-bbox="1599 1324 2125 1361">100 mm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 1361 1599 1398"></td> <td colspan="2" data-bbox="1599 1361 2125 1398"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1301 1430 2136 1457">※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p data-bbox="1301 1465 1637 1492">※2 湿度は長野地方気象台の値</p>	暴風	平均風速	17m/s	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 cm	大雨	表面雨量指数基準	3	土壌雨量指数基準	89	洪水	流域雨量指数基準	日名沢川流域=4.9、谷川流域=4.3	複合基準※1	—	指定河川洪水予報による基準	千曲川 [生田・杭瀬下]	強風	平均風速	13m/s	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15 cm	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm以上		注意報	濃霧	視程	100m	乾燥	最小湿度 20% で実効湿度 55%※2		なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって、降雪の深さ 20 cm以上で風速 10m/s 以上、又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上 2. 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15 mm以上		低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -14℃以下		霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		着氷	著しい着氷が予想される場合		着雪	著しい着雪が予想される場合		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm				
暴風	平均風速	17m/s																																																																		
暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う																																																																		
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25 cm																																																																		
大雨	表面雨量指数基準	3																																																																		
	土壌雨量指数基準	89																																																																		
洪水	流域雨量指数基準	日名沢川流域=4.9、谷川流域=4.3																																																																		
	複合基準※1	—																																																																		
	指定河川洪水予報による基準	千曲川 [生田・杭瀬下]																																																																		
強風	平均風速	13m/s																																																																		
風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																		
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15 cm																																																																		
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																			
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20 mm以上																																																																			
注意報	濃霧	視程	100m																																																																	
	乾燥	最小湿度 20% で実効湿度 55%※2																																																																		
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が 50 cm以上あって、降雪の深さ 20 cm以上で風速 10m/s 以上、又は積雪が 70 cm以上あって、降雪の深さ 30 cm以上 2. 全層なだれ：積雪が 70 cm以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15 mm以上																																																																			
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温 -14℃以下																																																																			
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下																																																																			
着氷	著しい着氷が予想される場合																																																																			
着雪	著しい着雪が予想される場合																																																																			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm																																																																		

節	節名	旧	新																																																																																																																																									
1	災害直前活動	<p>(注) 1 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。</p> <p>2 ※1 この警報・注意報は標題を出さずに気象警報・注意報に含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の気象警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。</p> <p>3 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。</p> <p>4 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。</p> <p>別紙1 大雨・洪水警報基準</p> <table border="1" data-bbox="324 603 1211 1246"> <thead> <tr> <th colspan="3">細分区域</th> <th colspan="4">大雨警報基準</th> <th colspan="4">洪水警報基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">一次</th> <th rowspan="3">二次</th> <th rowspan="3">市町村</th> <th colspan="4">雨量基準</th> <th rowspan="3">流域雨量指数基準 (〇〇川は〇〇川流域を示す)</th> <th colspan="2">雨量基準</th> <th rowspan="3">複合基準 (〇〇川は〇〇川流域を示す)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平地</th> <th colspan="2">平地以外</th> <th colspan="2">平地以外</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">北部</td> <td rowspan="8">長野地域</td> <td>長野市</td> <td>45</td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>70</td> <td>45</td> <td></td> <td>50</td> <td>鳥居川=8 聖川=6</td> <td>平地：R3=50&千曲川=20</td> </tr> <tr> <td>須坂市</td> <td>50</td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td>92</td> <td>50</td> <td></td> <td>60</td> <td>松川=19</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千曲市</td> <td></td> <td>60</td> <td>70</td> <td></td> <td>71</td> <td></td> <td>60</td> <td>70</td> <td>—</td> <td>平地：R3=45&千曲川=20</td> </tr> <tr> <td>坂城町</td> <td>40</td> <td></td> <td>70</td> <td></td> <td>78</td> <td>40</td> <td></td> <td>70</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小布施町</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>103</td> <td>45</td> <td></td> <td></td> <td>松川=19</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高山村</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>103</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>松川=19</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>信濃町</td> <td>40</td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>112</td> <td>40</td> <td></td> <td>50</td> <td>鳥居川=13 関川=17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小川村</td> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td></td> <td>89</td> <td></td> <td></td> <td>45</td> <td>土尻川=13</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>飯綱町</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td></td> <td>110</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>鳥居川=18 斑尾川=9</td> <td>平地以外：R1=30&鳥居川=6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注</p> <p>(1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。 例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。</p> <p>(2) 洪水の欄中「and」は2つの指標による基準を示す。例えば、「R1=45and〇〇川流域=10」は、「1時間雨量45mmかつ〇〇川流域の流域雨量指数10以上」を意味する。</p>	細分区域			大雨警報基準				洪水警報基準				一次	二次	市町村	雨量基準				流域雨量指数基準 (〇〇川は〇〇川流域を示す)	雨量基準		複合基準 (〇〇川は〇〇川流域を示す)	平地		平地以外		平地以外		R1	R3	R1	R3	R1	R3	北部	長野地域	長野市	45		50		70	45		50	鳥居川=8 聖川=6	平地：R3=50&千曲川=20	須坂市	50		60		92	50		60	松川=19	—	千曲市		60	70		71		60	70	—	平地：R3=45&千曲川=20	坂城町	40		70		78	40		70	—	—	小布施町	45				103	45			松川=19	—	高山村			50		103			50	松川=19	—	信濃町	40		50		112	40		50	鳥居川=13 関川=17	—	小川村			45		89			45	土尻川=13	—	飯綱町			50		110			50	鳥居川=18 斑尾川=9	平地以外：R1=30&鳥居川=6	<p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1238 220 2148 328"> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> </table> <p>警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。</p> <p>[削除]</p>	流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
細分区域			大雨警報基準				洪水警報基準																																																																																																																																					
一次	二次	市町村	雨量基準				流域雨量指数基準 (〇〇川は〇〇川流域を示す)	雨量基準		複合基準 (〇〇川は〇〇川流域を示す)																																																																																																																																		
			平地		平地以外			平地以外																																																																																																																																				
			R1	R3	R1	R3		R1	R3																																																																																																																																			
北部	長野地域	長野市	45		50		70	45		50	鳥居川=8 聖川=6	平地：R3=50&千曲川=20																																																																																																																																
		須坂市	50		60		92	50		60	松川=19	—																																																																																																																																
		千曲市		60	70		71		60	70	—	平地：R3=45&千曲川=20																																																																																																																																
		坂城町	40		70		78	40		70	—	—																																																																																																																																
		小布施町	45				103	45			松川=19	—																																																																																																																																
		高山村			50		103			50	松川=19	—																																																																																																																																
		信濃町	40		50		112	40		50	鳥居川=13 関川=17	—																																																																																																																																
		小川村			45		89			45	土尻川=13	—																																																																																																																																
飯綱町			50		110			50	鳥居川=18 斑尾川=9	平地以外：R1=30&鳥居川=6																																																																																																																																		
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。																																																																																																																																											

節	節名	旧	新																																																																																																																													
1	災害直前活動	<p>(3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。</p> <p>(4) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、「平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域」をいい、「平坦地以外：当該地域以外の地域」をいう。</p> <p>(5) 二次細分区域内の市町村において、いずれかの市町村が発表基準に達した場合は、当該市町村を含む二次細分区域に注意報及び警報を発表する。</p> <p>別紙2 大雨・洪水注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">細分区域</th> <th colspan="3">大雨注意報基準</th> <th colspan="4">洪水注意報基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">一次</th> <th rowspan="2">二次</th> <th rowspan="2">市町村</th> <th colspan="2">雨量基準</th> <th rowspan="2">土壌雨量指数基準</th> <th colspan="2">雨量基準</th> <th colspan="2">流域雨量指数基準</th> </tr> <tr> <th>R1</th> <th>R3</th> <th>R1</th> <th>R3</th> <th colspan="2">(〇〇川は〇〇川流域を示す)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">北部</td> <td rowspan="9">長野地域</td> <td>長野市</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>鳥居川=6</td> <td>聖川=5</td> </tr> <tr> <td>須坂市</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>73</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>松川=6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千曲市</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂城町</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>62</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小布施町</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>82</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>松川=8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高山村</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>82</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>松川=6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信濃町</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>89</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>鳥居川=7</td> <td>関川=9</td> </tr> <tr> <td>小川村</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>71</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>土尻川=7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯綱町</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>88</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>鳥居川=8</td> <td>斑尾川=4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別紙1 大雨・洪水警報基準の注を参考)</p> <p>(2) 水防法に基づく警報等</p> <p>水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報、水防活動のために発する警報をいい、長野地方気象台及び水防関係機関から発表される。なお、避難判断水位到達情報は、千曲建設事務所から通知される。</p> <p>ア 洪水予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>基準地点の水位がはん濫注意水位を越え突破するおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき。</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報</td> <td>水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。</td> </tr> </tbody> </table>	細分区域			大雨注意報基準			洪水注意報基準				一次	二次	市町村	雨量基準		土壌雨量指数基準	雨量基準		流域雨量指数基準		R1	R3	R1	R3	(〇〇川は〇〇川流域を示す)		北部	長野地域	長野市	25	40	56	25	40	鳥居川=6	聖川=5	須坂市	25	40	73	25	40	松川=6		千曲市	25	40	56	25	40	—		坂城町	25	40	62	25	40	—		小布施町	25	40	82	25	40	松川=8		高山村	25	40	82	25	40	松川=6		信濃町	25	40	89	25	40	鳥居川=7	関川=9	小川村	25	40	71	25	40	土尻川=7		飯綱町	25	40	88	25	40	鳥居川=8	斑尾川=4	区分	発表基準	洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位を越え突破するおそれのあるとき。	洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき。	避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。	区分	発表基準	水防警報	水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。	<p>[削除]</p> <p>(2) 水防法に基づく警報等</p> <p>ア 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
細分区域			大雨注意報基準			洪水注意報基準																																																																																																																										
一次	二次	市町村	雨量基準		土壌雨量指数基準	雨量基準		流域雨量指数基準																																																																																																																								
			R1	R3		R1	R3	(〇〇川は〇〇川流域を示す)																																																																																																																								
北部	長野地域	長野市	25	40	56	25	40	鳥居川=6	聖川=5																																																																																																																							
		須坂市	25	40	73	25	40	松川=6																																																																																																																								
		千曲市	25	40	56	25	40	—																																																																																																																								
		坂城町	25	40	62	25	40	—																																																																																																																								
		小布施町	25	40	82	25	40	松川=8																																																																																																																								
		高山村	25	40	82	25	40	松川=6																																																																																																																								
		信濃町	25	40	89	25	40	鳥居川=7	関川=9																																																																																																																							
		小川村	25	40	71	25	40	土尻川=7																																																																																																																								
		飯綱町	25	40	88	25	40	鳥居川=8	斑尾川=4																																																																																																																							
区分	発表基準																																																																																																																															
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位を越え突破するおそれのあるとき。																																																																																																																															
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるとき。																																																																																																																															
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。																																																																																																																															
区分	発表基準																																																																																																																															
水防警報	水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。																																																																																																																															
種類	情報名	発表基準																																																																																																																														
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。																																																																																																																														
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。																																																																																																																														
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。																																																																																																																														
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。																																																																																																																														

節	節名	旧	新																														
1	災害直前活動	<p>(3) 消防法に基づく警報等 消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとされる通報、また、一般に警戒を促すため発表する警報をいい、長野地方気象台及び町長から発表される。 ア 火災気象通報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> 気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある) </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(4) その他の情報 台風その他異常気象の推移や火山現象及びその観測状況等について長野地方気象台から発表される。 ア 土砂災害警戒情報 大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。</p>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある)	<p>千曲川洪水予報の基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防用待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生田</td> <td>上田市生田下梨平 (大石橋下流約1km)</td> <td>0.8m</td> <td>1.9m</td> <td>3.1m</td> <td>4.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報 水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位到達情報</td> <td>対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 水防警報 水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は「坂城町水防計画」参照のこと。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 消防法に基づく警報等 消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとされる通報、また、一般に警戒を促すため発表する警報をいい、長野地方気象台及び町長から発表される。 ア 火災気象通報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> 長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(4) その他の情報 [削除]</p> <p>ア 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p>	観測所名	所在地	水防用待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	生田	上田市生田下梨平 (大石橋下流約1km)	0.8m	1.9m	3.1m	4.0m	区 分	発 表 基 準	避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。	氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。	区 分	発 表 基 準	水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は「坂城町水防計画」参照のこと。)	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。
区 分	発 表 基 準																																
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある)																																
観測所名	所在地	水防用待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																												
生田	上田市生田下梨平 (大石橋下流約1km)	0.8m	1.9m	3.1m	4.0m																												
区 分	発 表 基 準																																
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。																																
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。																																
区 分	発 表 基 準																																
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は「坂城町水防計画」参照のこと。)																																
区 分	発 表 基 準																																
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。																																

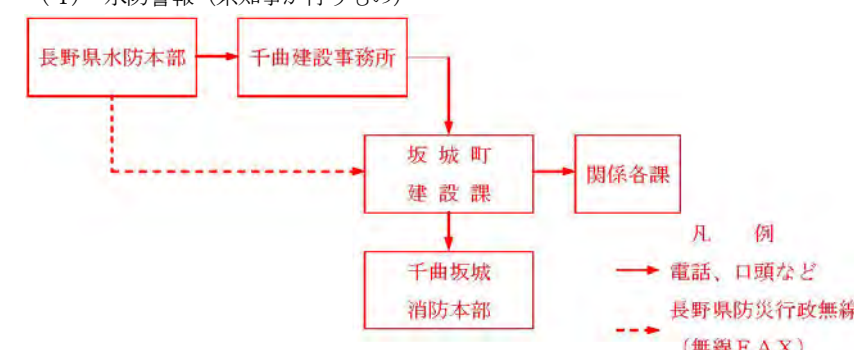
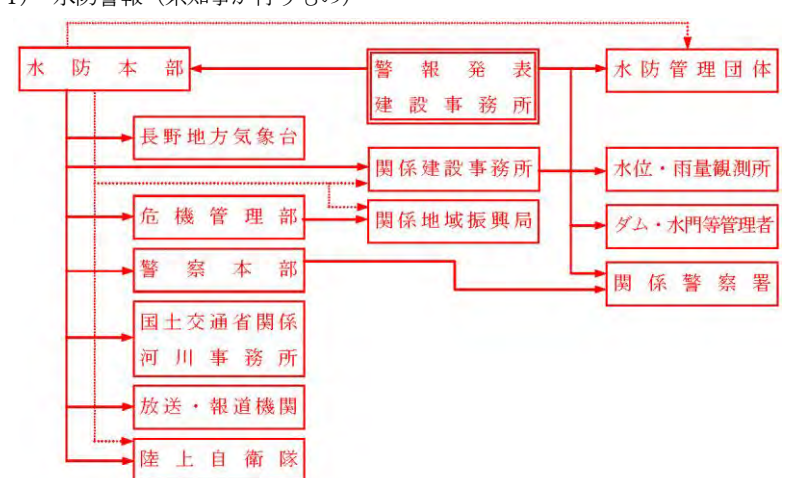
節	節名	旧	新																										
1	災害直前活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 197 504 234">区分</th> <th data-bbox="504 197 1223 234">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 234 504 304">土砂災害警戒情報</td> <td data-bbox="504 234 1223 304">2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 304 1223 411">イ 記録的短時間大雨情報 現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しして発表する情報をいう。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="327 411 504 448">区分</th> <th data-bbox="504 411 1223 448">発表基準</th> </tr> <tr> <td data-bbox="327 448 504 555">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="504 448 1223 555">数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 555 1223 625">ウ 竜巻注意情報 激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="327 625 504 662">区分</th> <th data-bbox="504 625 1223 662">発表基準</th> </tr> <tr> <td data-bbox="327 662 504 769">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="504 662 1223 769">竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合この情報の有効時間は、発表から1時間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。	イ 記録的短時間大雨情報 現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しして発表する情報をいう。		区分	発表基準	記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合	ウ 竜巻注意情報 激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。		区分	発表基準	竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合この情報の有効時間は、発表から1時間	<p>警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1236 220 1496 256">種類</th> <th data-bbox="1496 220 2152 256">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1236 256 1496 469">大雨警報（土砂災害） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td data-bbox="1496 256 2152 469">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 469 1496 644">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td data-bbox="1496 469 2152 644">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 644 1496 857">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1496 644 2152 857">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 857 1496 1107">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1496 857 2152 1107">水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</p>	種類	概要	大雨警報（土砂災害） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。
区分	発表基準																												
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。																												
イ 記録的短時間大雨情報 現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しして発表する情報をいう。																													
区分	発表基準																												
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合																												
ウ 竜巻注意情報 激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。																													
区分	発表基準																												
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合この情報の有効時間は、発表から1時間																												
種類	概要																												
大雨警報（土砂災害） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。																												
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																												
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																												
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。																												

節	節名	旧	新
1	災害直前活動		<p>ウ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</p> <p>オ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。</p> <p>カ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p>

節	節名	旧	新
1	災害直前活動	<p>2 警報等の伝達系統</p> <p>(1) 注意報・警報及び情報</p> <p>ア 警報等伝達系統図</p> <p>注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は、防災情報提供システムによる。また警報発表時には東日本電信電話会社に対し、オンラインにより伝達する。</p> <p>注2 県（危機管理防災課）から各機関への伝達は県防災行政無線ファックスによる。</p> <p>注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。</p>	<p>2 警報等の伝達系統</p> <p>(1) 注意報・警報及び情報</p> <p>ア 警報等伝達系統図</p> <p>注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>注3 国土交通省の機関については、気象業務法施行令第8条第3号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第2項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。</p>

節	節名	旧	新																																													
1	災害直前活動	<p>注4 は、法令により、長野地方気象台から警報事項を受領する機関。</p> <p>イ 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th colspan="2">長野県防災行政無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県 (危機管理部)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-5208~5210</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8739</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NHK長野放送局</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8840</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8841</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-284</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-319</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>加入電話F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td style="text-align: center;">03-3437-0390</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p>	機 関 名	長野県防災行政無線		長野県 (危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210	F A X	8-231-8739	NHK長野放送局	電 話	8-231-8840	F A X	8-231-8841	北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319	機 関 名	加入電話F A X	東日本電信電話株式会社	03-3437-0390	<p>イ 通信途絶時の代替経路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th colspan="2">長野県防災行政無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長野県 (危機管理部)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-5208~5210</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8739</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NHK長野放送局</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8840</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8841</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)</td> <td>電 話</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-284</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-231-8-299-8-84-741-359</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>加入電話F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東日本電信電話株式会社</td> <td style="text-align: center;">電話番号 : 03-6713-3834 (平日 9:30-17:30)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X番号 : 03-6716-1041</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p>	機 関 名	長野県防災行政無線		長野県 (危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210	F A X	8-231-8739	NHK長野放送局	電 話	8-231-8840	F A X	8-231-8841	北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359	機 関 名	加入電話F A X	東日本電信電話株式会社	電話番号 : 03-6713-3834 (平日 9:30-17:30)	F A X番号 : 03-6716-1041
機 関 名	長野県防災行政無線																																															
長野県 (危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210																																														
	F A X	8-231-8739																																														
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840																																														
	F A X	8-231-8841																																														
北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																																														
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319																																														
機 関 名	加入電話F A X																																															
東日本電信電話株式会社	03-3437-0390																																															
機 関 名	長野県防災行政無線																																															
長野県 (危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210																																														
	F A X	8-231-8739																																														
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840																																														
	F A X	8-231-8841																																														
北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284																																														
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359																																														
機 関 名	加入電話F A X																																															
東日本電信電話株式会社	電話番号 : 03-6713-3834 (平日 9:30-17:30)																																															
	F A X番号 : 03-6716-1041																																															

節	節名	旧	新
1	災害直前活動	<p>(2) 気象警報、注意報、情報及び火災気象通報</p> <p>(3) 水防警報 (国土交通大臣が行うもの)</p>	<p>(2) 気象警報、注意報、情報及び火災気象通報</p> <p>(3) 水防警報 (国土交通大臣が行うもの)</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - - - は、防災行政無線による伝達を示す。 - · - · - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統等を示す。 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。</p>

節	節名	旧	新																																										
1	災害直前活動	<p>(4) 水防警報（県知事が行うもの）</p>  <p>凡 例 → 電話、口頭など - - - 長野県防災行政無線（無線FAX）</p> <p>4 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>千曲川河川事務所</td> <td>洪水予報指定河川</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>千曲川河川事務所 千曲建設事務所</td> <td>国土交通大臣、知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>千曲川河川事務所 千曲建設事務所</td> <td>国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>町長</td> <td>町全域</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所	洪水予報指定河川	避難判断水位到達情報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川	水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	町長	町全域	<p>(4) 水防警報（県知事が行うもの）</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - - - は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。</p> <p>4 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>長野地方気象台、千曲川河川事務所共同</td> <td>洪水予報指定河川</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報</td> <td>千曲川河川事務所 千曲建設事務所</td> <td>国土交通大臣、知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>千曲川河川事務所 千曲建設事務所</td> <td>国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>町長</td> <td>町全域</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台、千曲川河川事務所共同	洪水予報指定河川	避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川	水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	町長	町全域
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																											
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																											
千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	千曲川河川事務所	洪水予報指定河川																																											
避難判断水位到達情報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川																																											
水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川																																											
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																											
火災警報	町長	町全域																																											
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																											
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																											
千曲川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台、千曲川河川事務所共同	洪水予報指定河川																																											
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川																																											
水防警報	千曲川河川事務所 千曲建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 知事が指定した河川																																											
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																											
火災警報	町長	町全域																																											

節	節名	旧			新		
1	災害直前活動	土砂災害警戒情報	長野地方气象台、県建設部砂防課 共同	県全域あるいは一部	土砂災害警戒情報	長野地方气象台、県建設部砂防課 共同	県全域あるいは一部
		記録的短時間大雨情報	長野地方气象台	県全域あるいは一部	記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
		竜巻注意情報	長野地方气象台	県全域あるいは一部	竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部
		第2 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難勧告等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 特に土砂災害危険・注意・準用区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。			第2 住民の避難誘導対策 風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。		
		1 町が実施する対策 住民の避難誘導にあたり、以下に留意する。 (1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。 特に、災害時要援護者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行う。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。 [追加]			1 町が実施する対策 住民の避難誘導にあたり、以下に留意する。 (1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 特に、避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。 また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。 (2) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。 (3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。 (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。		

節	節名	旧	新
1	災害直前活動	<p>(2) 町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(3) 住民に対する避難準備情報、避難指示、避難勧告の伝達に当たっては、町防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努める。</p> <p>(4) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努める。</p> <p>(5) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。</p> <p>(6) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>[追加]</p> <p>3 災害時要援護者関連施設の管理者が実施する対策</p> <p>(1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。</p> <p>第3 災害の未然防止対策</p> <p>2 河川管理者、農業用排水施設管理者等</p> <p>洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び千曲警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。</p> <p>4 異常現象発見時の町民の措置</p> <p>(3) 通報を受けた町長は、直ちに(5)の異常現象発見時の通報システムにより関係機関に連絡するとともに、その現象を確認し事態の把握に努める。</p> <p>(5) 異常現象発見時の通報系統</p> <p>(-----は副系統を示す)</p>	<p>(5) 町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(6) 住民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、町ホームページ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努める。</p> <p>(7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。</p> <p>(8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、町ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(9) 避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>3 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策</p> <p>(1) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。</p> <p>第3 災害の未然防止対策</p> <p>2 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等</p> <p>洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び千曲警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。</p> <p>4 異常現象発見時の町民の措置</p> <p>(3) 通報を受けた町は、直ちに(5)の異常現象発見時の通報システムにより関係機関に連絡するとともに、その現象を確認し事態の把握に努める。</p> <p>(5) 異常現象発見時の通報系統</p> <p>(-----は副系統を示す)</p>

節	節名	旧	新																																																
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>災害が発生した場合、関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、あらかじめ定められた分担、様式、連絡ルート等に基づき迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行うものとする。</p> <p>第1 報告の種別</p> <p>1 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。</p> <p>第2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。 また、町・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。 〔追加〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>報告先</th> <th>担当部 (協力機関)</th> <th>報告責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報 人的及び住家の被害状況 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>長野地方事務所 地域政策課</td> <td>総務部</td> <td>総務班長 (総務係長)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>長野保健福祉事務所</td> <td>民生部 (施設経営者)</td> <td>福祉班長 (福祉係長)</td> </tr> <tr> <td>農林業関係被害 農地農業用施設被害</td> <td>長野地方事務所 農政課・林務課・ 農地整備課</td> <td>産業部 (ちくま農業協同 組合・長野森林組 合・土地改良区)</td> <td>農林班長 (農林整備係長)</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>千曲建設事務所</td> <td>建設部 (千曲川河川事務所)</td> <td>建設班長 (建設係長)</td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>千曲川流域下水道 建設事務所・千曲 建設事務所</td> <td>建設部</td> <td>給水班長 (下水道係長)</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	報告先	担当部 (協力機関)	報告責任者	概況速報 人的及び住家の被害状況 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	長野地方事務所 地域政策課	総務部	総務班長 (総務係長)	社会福祉施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設経営者)	福祉班長 (福祉係長)	農林業関係被害 農地農業用施設被害	長野地方事務所 農政課・林務課・ 農地整備課	産業部 (ちくま農業協同 組合・長野森林組 合・土地改良区)	農林班長 (農林整備係長)	公共土木施設被害	千曲建設事務所	建設部 (千曲川河川事務所)	建設班長 (建設係長)	都市施設被害	千曲川流域下水道 建設事務所・千曲 建設事務所	建設部	給水班長 (下水道係長)	<p>災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。</p> <p>第1 報告の種別</p> <p>1 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態(大量の119番通報等)が発生したときは直ちにその概況を報告する。</p> <p>第2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 また、町・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。 町は、特に行方不明者の数については搜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>報告先</th> <th>担当部 (協力機関)</th> <th>報告責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報 人的及び住家の被害状況 高齢者等避難・避難指示 等避難状況</td> <td>長野地域振興局 地域政策課</td> <td>総務部</td> <td>総務班長 (総務係長)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>長野保健福祉事務所</td> <td>民生部 (施設経営者)</td> <td>福祉班長 (福祉係長)</td> </tr> <tr> <td>農林業関係被害 農地農業用施設被害</td> <td>長野地域振興局 農政課・林務課・ 農地整備課</td> <td>産業部 (ちくま農業協同 組合・長野森林組 合・土地改良区)</td> <td>農林班長 (農林整備係長)</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>千曲建設事務所</td> <td>建設部 (千曲川河川事務所)</td> <td>建設班長 (建設係長)</td> </tr> <tr> <td>都市施設被害</td> <td>千曲川流域下水道 事務所・千曲建設 事務所</td> <td>建設部</td> <td>給水班長 (下水道係長)</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	報告先	担当部 (協力機関)	報告責任者	概況速報 人的及び住家の被害状況 高齢者等避難・避難指示 等避難状況	長野地域振興局 地域政策課	総務部	総務班長 (総務係長)	社会福祉施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設経営者)	福祉班長 (福祉係長)	農林業関係被害 農地農業用施設被害	長野地域振興局 農政課・林務課・ 農地整備課	産業部 (ちくま農業協同 組合・長野森林組 合・土地改良区)	農林班長 (農林整備係長)	公共土木施設被害	千曲建設事務所	建設部 (千曲川河川事務所)	建設班長 (建設係長)	都市施設被害	千曲川流域下水道 事務所・千曲建設 事務所	建設部	給水班長 (下水道係長)
調査事項	報告先	担当部 (協力機関)	報告責任者																																																
概況速報 人的及び住家の被害状況 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	長野地方事務所 地域政策課	総務部	総務班長 (総務係長)																																																
社会福祉施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設経営者)	福祉班長 (福祉係長)																																																
農林業関係被害 農地農業用施設被害	長野地方事務所 農政課・林務課・ 農地整備課	産業部 (ちくま農業協同 組合・長野森林組 合・土地改良区)	農林班長 (農林整備係長)																																																
公共土木施設被害	千曲建設事務所	建設部 (千曲川河川事務所)	建設班長 (建設係長)																																																
都市施設被害	千曲川流域下水道 建設事務所・千曲 建設事務所	建設部	給水班長 (下水道係長)																																																
調査事項	報告先	担当部 (協力機関)	報告責任者																																																
概況速報 人的及び住家の被害状況 高齢者等避難・避難指示 等避難状況	長野地域振興局 地域政策課	総務部	総務班長 (総務係長)																																																
社会福祉施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設経営者)	福祉班長 (福祉係長)																																																
農林業関係被害 農地農業用施設被害	長野地域振興局 農政課・林務課・ 農地整備課	産業部 (ちくま農業協同 組合・長野森林組 合・土地改良区)	農林班長 (農林整備係長)																																																
公共土木施設被害	千曲建設事務所	建設部 (千曲川河川事務所)	建設班長 (建設係長)																																																
都市施設被害	千曲川流域下水道 事務所・千曲建設 事務所	建設部	給水班長 (下水道係長)																																																

節	節名	旧				新			
2	災害情報の収集・連絡活動	水道施設被害	長野地方事務所 環境課	建設部	給水班長 (下水道係長)	水道施設被害	長野地域振興局 環境課	建設部	給水班長 (下水道係長)
		土砂災害等による被害	千曲建設事務所	建設部	建設班長 (建設係長)	土砂災害等による被害	千曲建設事務所	建設部	建設班長 (建設係長)
		廃棄物処理施設被害	長野地方事務所 環境課	民生部	消防・環境班長 (環境保全係長)	廃棄物処理施設被害	長野地域振興局 環境課	民生部	消防・環境班長 (環境保全係長)
		感染症関係被害 医療施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設管理者)	保健班長 (保健センター所長)	感染症関係被害 医療施設被害	長野保健福祉事務所	民生部 (施設管理者)	保健班長 (保健センター所長)
		商工業関係被害 観光施設被害	長野地方事務所 商工観光課	産業部	商工班長 (商工観光係長)	商工業関係被害 観光施設被害	長野地域振興局 商工観光課	産業部	商工班長 (商工観光係長)
		教育関係被害(町施設)	北信教育事務所	教育部	学校教育班長 (学校教育係長)	教育関係被害(町施設)	北信教育事務所	教育部	学校教育班長 (学校教育係長)
		文化財被害	北信教育事務所	教育部	生涯学習副班長 (文化財係長)	文化財被害	北信教育事務所	教育部	生涯学習副班長 (文化財係長)
		町有財産被害	長野地方事務所 地域政策課	総務部	財政管財副班長 (契約・管財係長)	町有財産被害	長野地域振興局 地域政策課	総務部	財政管財副班長 (契約・管財係長)
		火災即報	長野地方事務所 地域政策課	民生部	消防・環境副班長 (生活安全係長)	火災即報	長野地域振興局 地域政策課	民生部	消防・環境副班長 (生活安全係長)
		危険物等の事故による被害	長野県危機管理部 消防課	民生部	消防・環境副班長 (生活安全係長)	危険物等の事故による被害	長野県危機管理部 消防課	民生部	消防・環境副班長 (生活安全係長)
		水害等速報	千曲建設事務所	建設部	建設班長 (建設係長)	水害等速報	千曲建設事務所	建設部	建設班長 (建設係長)
		第3 被害状況等報告内容の基準					第3 被害状況等報告内容の基準		
被害種類		認定基準			被害種類		認定基準		
住家半壊 (半焼)		住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。			住家半壊 (半焼)		住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		
〔追加〕					大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。		

節	節名	旧	新																						
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>(追加)</p> <table border="1"> <tr> <td>一部損壊</td> <td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</td> </tr> <tr> <td>り災世帯</td> <td>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</td> </tr> </table> <p>第4 災害情報の収集・報告系統</p> <p>2 報告系統</p> <p>(1) 災害対策本部設置前においては総務課長（災害対策本部設置後においては、本部長）が県（長野地方事務所あるいは危機管理部）に報告する。</p> <p>(2) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において長野地方事務所等の機関に報告する。</p> <p>(3) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ</p>	一部損壊	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	<table border="1"> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</td> </tr> <tr> <td>り災世帯</td> <td>災害により全壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</td> </tr> </table> <p>第4 災害情報の収集・報告系統</p> <p>2 報告系統</p> <p>(1) 災害対策本部設置前においては総務課長（災害対策本部設置後においては、本部長）が県（長野地域振興局あるいは危機管理部）に報告する。</p> <p>(2) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において長野地域振興局等の機関に報告する。</p> <p>(3) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ</p>	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	り災世帯	災害により全壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
一部損壊	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。																								
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。																								
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。																								
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。																								
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。																								
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。																								
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。																								
一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。																								
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。																								
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。																								
り災世帯	災害により全壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。																								

節	節名	旧	新
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>報告する。</p> <p>凡例 → 通常システム - - - 副システム</p> <p>第5 甚大災害等における情報収集・報告体制 2 町の対応能力を超える災害が発生した場合 町の対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>第6 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>1 有線通信による方法 (7) 上田ケーブルビジョン、有線放送、オフトーク</p>	<p>報告する。</p> <p>第5 甚大災害等における情報収集・報告体制 2 町の対応能力を超える災害が発生した場合 町の対応能力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>第6 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>1 有線通信による方法 (7) 上田ケーブルビジョン</p>

節	節名	旧	新																																																			
3	非常参集職員の活動	<p>町は、町域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び町防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。</p> <p>この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。</p> <p>第1 職員の配備体制</p> <p>1 配備体制の基準</p> <p style="text-align: center;">職員の配備区分と発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部設置前</th> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前</td> <td>準1号配備 (準備体制)</td> <td>強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合</td> <td>1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1号配備 (警戒体制)</td> <td>強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合</td> <td>町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置後</td> <td>2号配備 (即応体制)</td> <td>暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</td> <td>1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>3号配備 (非常体制)</td> <td>町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合</td> <td>中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">配備人員の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準1号配備 (準備体制)</td> <td>配備検討会構成員、総務課主査以上及び消防担当職員 建設課主査以上、産業振興課主査以上</td> </tr> <tr> <td>1号配備 (警戒体制)</td> <td>上記の職員に加えて、町長、副町長、正副消防団長、課等の長 総務課、建設課、産業振興課全職員</td> </tr> <tr> <td>2号配備 (即応体制)</td> <td>上記職員に加えて、主査以上の職員、消防団分団長</td> </tr> <tr> <td>3号配備 (非常体制)</td> <td>全職員、全消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部設置前	配備区分	配備基準	活動内容等	災害対策本部設置前	準1号配備 (準備体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	1号配備 (警戒体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制)	暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。	3号配備 (非常体制)	町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。	配備区分	配備人員	準1号配備 (準備体制)	配備検討会構成員、総務課主査以上及び消防担当職員 建設課主査以上、産業振興課主査以上	1号配備 (警戒体制)	上記の職員に加えて、町長、副町長、正副消防団長、課等の長 総務課、建設課、産業振興課全職員	2号配備 (即応体制)	上記職員に加えて、主査以上の職員、消防団分団長	3号配備 (非常体制)	全職員、全消防団員	<p>町は、町域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、地域防災計画(県・町)及び受援計画(県・町)の定めるところによってその活動体制に万全を期する。</p> <p>この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。</p> <p>第1 職員の配備体制</p> <p>1 配備体制の基準</p> <p style="text-align: center;">職員の配備区分と発令基準、配備人員の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部設置前</th> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容等</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前</td> <td>準1号配備 (準備体制)</td> <td>強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合</td> <td>1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。</td> <td>配備検討会構成員、 総務課主査以上及び 消防担当職員、建設課主査以上、 商工農林課主査以上</td> </tr> <tr> <td>1号配備 (警戒体制)</td> <td>強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合</td> <td>町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。</td> <td>上記の職員に加えて、 町長、副町長、 正副消防団長、課等の長、 総務課、建設課、 商工農林課全職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置後</td> <td>2号配備 (即応体制)</td> <td>暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</td> <td>1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。</td> <td>上記職員に加えて、 主査以上の職員、 消防団分団長</td> </tr> <tr> <td>3号配備 (非常体制)</td> <td>町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合</td> <td>中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たる。</td> <td>全職員、全消防団員</td> </tr> </tbody> </table>	災害対策本部設置前	配備区分	配備基準	活動内容等	配備人員	災害対策本部設置前	準1号配備 (準備体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	配備検討会構成員、 総務課主査以上及び 消防担当職員、建設課主査以上、 商工農林課主査以上	1号配備 (警戒体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	上記の職員に加えて、 町長、副町長、 正副消防団長、課等の長、 総務課、建設課、 商工農林課全職員	災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制)	暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。	上記職員に加えて、 主査以上の職員、 消防団分団長	3号配備 (非常体制)	町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たる。	全職員、全消防団員
災害対策本部設置前	配備区分	配備基準	活動内容等																																																			
災害対策本部設置前	準1号配備 (準備体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。																																																			
	1号配備 (警戒体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。																																																			
災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制)	暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。																																																			
	3号配備 (非常体制)	町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。																																																			
配備区分	配備人員																																																					
準1号配備 (準備体制)	配備検討会構成員、総務課主査以上及び消防担当職員 建設課主査以上、産業振興課主査以上																																																					
1号配備 (警戒体制)	上記の職員に加えて、町長、副町長、正副消防団長、課等の長 総務課、建設課、産業振興課全職員																																																					
2号配備 (即応体制)	上記職員に加えて、主査以上の職員、消防団分団長																																																					
3号配備 (非常体制)	全職員、全消防団員																																																					
災害対策本部設置前	配備区分	配備基準	活動内容等	配備人員																																																		
災害対策本部設置前	準1号配備 (準備体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から準備体制をとる必要がある場合	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	配備検討会構成員、 総務課主査以上及び 消防担当職員、建設課主査以上、 商工農林課主査以上																																																		
	1号配備 (警戒体制)	強風及び大雨、洪水注意報が発表され、状況から小規模災害発生危険がある場合	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	上記の職員に加えて、 町長、副町長、 正副消防団長、課等の長、 総務課、建設課、 商工農林課全職員																																																		
災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制)	暴風及び大雨、洪水警報が発表され、局地災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対してはそのまま対策活動が遂行できる体制とする。	上記職員に加えて、 主査以上の職員、 消防団分団長																																																		
	3号配備 (非常体制)	町の全域あるいは局地的に被害が甚大と予想される場合で本部の全活動を必要とする場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもって当たる。	全職員、全消防団員																																																		

節	節名	旧	新																														
3	非常参集職員 の活動	<p>第2 初動体制</p> <p>2 配備検討会 (2) 配備検討会の構成等 オ 産業振興課長</p> <p>4 夜間・休日等の体制 夜間・休日等の緊急事態発生時については、宿日直者及び消防署職員が町長、その他職員が登庁するまでの間、総務課長（不在の場合は、総務係長）の指示に従い、情報の收受、指令伝達等の実施に当たる。</p> <p>第3 坂城町災害対策本部の設置</p> <p>5 災害対策本部の設置及び解散の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知及び公表先</th> <th>通知及び公表の方法</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁内各部班 防災関連各機関等 町民 報道機関</td> <td>庁内放送 防災行政無線、電話その他迅速な方法 広報車及び有線放送等 口頭又は文書</td> <td>総務部広報班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 災害対策本部の組織、運営等</p> <p>災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、坂城町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">坂城町災害対策本部組織 分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名 (正副部長)</th> <th>班名 (正副班長)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部 ◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者</td> <td>総務班 ◎総務係長 ○秘書担当係長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班 ◎まちづくり 推進室長 ○まちづくり 推進係長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 災害対策本部の指令等の伝達に関すること。 避難勧告の指示に関すること。 災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関すること。 無線・有線等通信の確保に関すること。 被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班	庁内各部班 防災関連各機関等 町民 報道機関	庁内放送 防災行政無線、電話その他迅速な方法 広報車及び 有線放送 等 口頭又は文書	総務部広報班	部名 (正副部長)	班名 (正副班長)	分掌事務	総務部 ◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者	総務班 ◎総務係長 ○ 秘書担当係長	[略]		広報班 ◎ まちづくり 推進室長 ○ まちづくり 推進係長	<ul style="list-style-type: none"> 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 災害対策本部の指令等の伝達に関すること。 避難勧告の指示に関すること。 災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関すること。 無線・有線等通信の確保に関すること。 被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 	<p>第2 初動体制</p> <p>2 配備検討会 (2) 配備検討会の構成等 オ 商工農林課長</p> <p>4 夜間・休日等の体制 夜間・休日等の緊急事態発生時については、宿日直者が町長、その他職員が登庁するまでの間、総務課長（不在の場合は、総務係長）の指示に従い、情報の收受、指令伝達等の実施に当たる。</p> <p>第3 坂城町災害対策本部の設置</p> <p>5 災害対策本部の設置及び解散の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知及び公表先</th> <th>通知及び公表の方法</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁内各部班 防災関連各機関等 町民 報道機関</td> <td>庁内放送 防災行政無線、電話その他迅速な方法 広報車及び防災行政無線等 口頭又は文書</td> <td>総務部広報班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 災害対策本部の組織、運営等</p> <p>災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、坂城町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">坂城町災害対策本部組織 分掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名 (正副部長)</th> <th>班名 (正副班長)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部 ◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者</td> <td>総務班 ◎総務係長 [削除]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班 ◎まち創生推 進室長 ○まち創生推 進係長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 災害対策本部の指令等の伝達に関すること。 避難指示に関すること。 災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関すること。 無線等通信の確保に関すること。 被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班	庁内各部班 防災関連各機関等 町民 報道機関	庁内放送 防災行政無線、電話その他迅速な方法 広報車及び 防災行政無線 等 口頭又は文書	総務部広報班	部名 (正副部長)	班名 (正副班長)	分掌事務	総務部 ◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者	総務班 ◎総務係長 [削除]	[略]		広報班 ◎ まち創生推 進室長 ○ まち創生推 進係長	<ul style="list-style-type: none"> 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 災害対策本部の指令等の伝達に関すること。 避難指示に関すること。 災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関すること。 無線等通信の確保に関すること。 被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関すること。 報道機関との連絡に関すること。
通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班																															
庁内各部班 防災関連各機関等 町民 報道機関	庁内放送 防災行政無線、電話その他迅速な方法 広報車及び 有線放送 等 口頭又は文書	総務部広報班																															
部名 (正副部長)	班名 (正副班長)	分掌事務																															
総務部 ◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者	総務班 ◎総務係長 ○ 秘書担当係長	[略]																															
	広報班 ◎ まちづくり 推進室長 ○ まちづくり 推進係長	<ul style="list-style-type: none"> 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 災害対策本部の指令等の伝達に関すること。 避難勧告の指示に関すること。 災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関すること。 無線・有線等通信の確保に関すること。 被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 																															
通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班																															
庁内各部班 防災関連各機関等 町民 報道機関	庁内放送 防災行政無線、電話その他迅速な方法 広報車及び 防災行政無線 等 口頭又は文書	総務部広報班																															
部名 (正副部長)	班名 (正副班長)	分掌事務																															
総務部 ◎総務課長 ○企画政策課長 ○会計管理者	総務班 ◎総務係長 [削除]	[略]																															
	広報班 ◎ まち創生推 進室長 ○ まち創生推 進係長	<ul style="list-style-type: none"> 各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 災害対策本部の指令等の伝達に関すること。 避難指示に関すること。 災害に関する予報・警報等の受信・伝達に関すること。 無線等通信の確保に関すること。 被災者・避難者等の情報収集及び情報伝達に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 																															

節	節名	旧		新		
3	非常参集職員 の活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報・警報等の受信に関する事。 ・ 県大規模災害ラジオ協会を通じた情報伝達に関する事。 ・ 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報・警報等の受信に関する事。 [削除] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
		調査班 ◎ 収納対策推進幹 ○ 税務係長 ○ 収納推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に係る各部の被害状況の報告に関する事。 ・ 災害に係る家屋等の被害状況の調査及び報告に関する事。 ・ 被災者名簿の作成に関する事。 ・ 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 ・ 租税の徴収猶予及び減免に関する事。 ・ り災証明に関する事。 ・ 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。 	調査班 ◎ 収納対策推進幹 ○ 税務係長 ○ 収納推進係長 ○ 固定資産税担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に係る各部の被害状況の報告に関する事。 ・ 災害に係る家屋等の被害状況の調査及び報告に関する事。 ・ 被災者名簿の作成に関する事。 ・ 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 ・ 租税の徴収猶予及び減免に関する事。 ・ 罹災証明に関する事。 ・ 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
		民生部	[略]	民生部	[略]	[略]
		◎ 福祉健康課長 ○ 住民環境課長 ○ 子育て推進室長	保健班 ◎ 保健センター所長 ○ 健康推進係長 [追加]	◎ 福祉健康課長 ○ 住民環境課長 [削除]	保健班 ◎ 保健センター所長 ○ 健康推進係長 ○ 食育担当係長	[略]
		消防・環境班 ◎ 生活安全係長 ○ 住民係長 ○ 環境保全係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・ 各部との連絡調整に関する事。 ・ 消防本部・消防団との連絡調整に関する事。 ・ 死体の火葬に関する事。 ・ 廃棄物及びし尿の処理に関する事。 ・ 廃棄物及びし尿処理施設の応急対策に関する事。 [以下略]	消防・環境班 ◎ 生活安全係長 ○ 住民係長 ○ 環境保全係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・ 各部との連絡調整に関する事。 ・ 消防本部・消防団との連絡調整に関する事。 ・ 遺体の火葬に関する事。 ・ 廃棄物及びし尿の処理に関する事。 ・ 廃棄物及びし尿処理施設の応急対策に関する事。 [以下略]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・ 各部との連絡調整に関する事。 ・ 消防本部・消防団との連絡調整に関する事。 ・ 遺体の火葬に関する事。 ・ 廃棄物及びし尿の処理に関する事。 ・ 廃棄物及びし尿処理施設の応急対策に関する事。 [以下略]
		福祉施設班 ◎ 地域包括支援センター所長 ○ 保育園長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関する事。 ・ 児童福祉施設の園児、児童の安全確保及び施設の保全に関する事。 [以下略]	福祉施設班 ◎ 地域包括支援センター所長 [削除]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関する事。 [削除]	[以下略]

節	節名	旧			新		
3	非常参集職員 の活動	産業部 ◎産業振興課長 ○産業振興係長 ○テクノセンター事務局長	商工班 ◎商工観光係長 ○工業担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・商工業・観光施設関係の被害調査及び報告に関すること。 ・商工業・観光施設の復旧応急対策に関すること。 ・商工業者に対するり災証明に関すること。 ・被災商工業者に対する融資に関すること。 ・危険物施設の応急対策に関すること。 ・労務供給活動に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。 	産業部 ◎商工農林課長 ○農業振興係長 ○テクノセンター事務局長	商工班 ◎商工観光係長 [削除]	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・商工業・観光施設関係の被害調査及び報告に関すること。 ・商工業・観光施設の復旧応急対策に関すること。 ・商工業者に対する罹災証明に関すること。 ・被災商工業者に対する融資に関すること。 ・危険物施設の応急対策に関すること。 ・労務供給活動に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関すること。
			農林班 ◎農林整備係長 [追加]	[略]		農林班 ◎農林整備係長 ○農地担当係長	
		建設部 ◎建設課長 [追加]	管理班 ◎管理係長 [追加]	[略]	建設部 ◎建設課長 ○建設技幹	管理班 ◎管理係長 ○国土調査担当係長	[略]
			都市・交通班 ◎都市・公園係長 ○交通対策担当係長	[略]		都市・交通班 ◎都市・公園係長 ○交通網対策担当係長	[略]
		教育部 ◎教育文化課長 [追加] ○生涯学習専門幹	学校教育班 ◎学校教育係長 [追加] ○給食センター一所長	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・学校教育施設の幼稚園児、児童、生徒の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・学校教育施設、幼稚園の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・学校教育施設、幼稚園の応急対策に関すること。 ・給食センターの応急対策に関すること。 ・給食センター及び学校教育施設を利用した炊き出しに関すること。 ・[以下略] 	教育部 ◎教育文化課長 ○子ども支援室長 ○生涯学習専門幹	学校教育班 ◎学校教育係長 ○保育園長 ○食育・学校給食センター一所長	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・各部及び部内班との連絡調整に関すること。 ・学校、保育園、幼稚園、児童館の園児、児童、生徒の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・学校、保育園、幼稚園、児童館の被害調査及び報告並びに関係機関との連絡調整に関すること。 ・学校、保育園、幼稚園、児童館の応急対策に関すること。 ・食育・学校給食センターの応急対策に関すること。 ・食育・学校給食センター及び保育園給食調理室を利用した炊き出しに関すること。 ・[以下略]

節 節 名	旧		新														
3 非常参集職員の活動	生涯学習班 ◎生涯学習係長 ○スポーツ振興担当係長 [追加] ○文化財係長	[略]	生涯学習班 ◎生涯学習係長 ○スポーツ担当係長 ○施設係長 ○文化財係長	[略]													
	消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○坂城消防署長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 432 667 671"> 総務班 ◎消防本部総務係長 ○消防署庶務係長 </td> <td data-bbox="667 432 1229 671"> ・被害情報収集に関する事 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事 ・災害活動全般の調整に関する事 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ・部の庶務に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 671 667 1070"> 救助救急班 ◎消防本部警防課長 ○消防署警防係長 </td> <td data-bbox="667 671 1229 1070"> ・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関する事 [追加] ・救急活動に関する事 ・火災・水害等災害の警戒防御に関する事 ・死体の捜索及び検死後の搬送に関する事 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・被害情報収集に関する事 ・その他災害応急対策活動に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1070 667 1241"> 消防班 ◎消防本部予防課長 ○消防署予防係長 </td> <td data-bbox="667 1070 1229 1241"> [略] </td> </tr> </table>	総務班 ◎消防本部総務係長 ○消防署庶務係長	・被害情報収集に関する事 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事 ・災害活動全般の調整に関する事 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ・部の庶務に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事	救助救急班 ◎消防本部警防課長 ○消防署警防係長	・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関する事 [追加] ・救急活動に関する事 ・火災・水害等災害の警戒防御に関する事 ・死体の捜索及び検死後の搬送に関する事 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・被害情報収集に関する事 ・その他災害応急対策活動に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事	消防班 ◎消防本部予防課長 ○消防署予防係長	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1229 432 1404 671"> 消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○坂城消防署長 </td> <td data-bbox="1404 432 1579 671"> 総務班 [削除] </td> <td data-bbox="1579 432 2159 671"> ・被害情報収集に関する事 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事 ・災害活動全般の調整に関する事 [削除] ・部の庶務に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 671 1404 1070"></td> <td data-bbox="1404 671 1579 1070"> 消防班 [削除] </td> <td data-bbox="1579 671 2159 1070"> ・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関する事 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ・救急活動に関する事 ・火災・水害等災害の警戒防御に関する事 ・遺体の捜索に関する事 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・被害情報収集に関する事 ・その他災害応急対策活動に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 1070 1404 1241"></td> <td data-bbox="1404 1070 1579 1241"> 情報収集班 [削除] </td> <td data-bbox="1579 1070 2159 1241"> [略] </td> </tr> </table>	消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○坂城消防署長	総務班 [削除]	・被害情報収集に関する事 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事 ・災害活動全般の調整に関する事 [削除] ・部の庶務に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事		消防班 [削除]	・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関する事 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ・救急活動に関する事 ・火災・水害等災害の警戒防御に関する事 ・遺体の捜索に関する事 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・被害情報収集に関する事 ・その他災害応急対策活動に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事		情報収集班 [削除]
総務班 ◎消防本部総務係長 ○消防署庶務係長	・被害情報収集に関する事 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事 ・災害活動全般の調整に関する事 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ・部の庶務に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事																
救助救急班 ◎消防本部警防課長 ○消防署警防係長	・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関する事 [追加] ・救急活動に関する事 ・火災・水害等災害の警戒防御に関する事 ・死体の捜索及び検死後の搬送に関する事 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・被害情報収集に関する事 ・その他災害応急対策活動に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事																
消防班 ◎消防本部予防課長 ○消防署予防係長	[略]																
消防部 ◎消防長 ○消防次長 ○坂城消防署長	総務班 [削除]	・被害情報収集に関する事 ・各部及び部内班との連絡調整に関する事 ・災害活動全般の調整に関する事 [削除] ・部の庶務に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事															
	消防班 [削除]	・消防隊及び水防隊の編成並びに運用に関する事 ・長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 ・救急活動に関する事 ・火災・水害等災害の警戒防御に関する事 ・遺体の捜索に関する事 ・行方不明者の捜索及び被災者の救出並びに搬送に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・被害情報収集に関する事 ・その他災害応急対策活動に関する事 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事															
	情報収集班 [削除]	[略]															
(7) 災害対策本部等の標識等 ア 標示板 災害対策本部等が設置されたときは、標識を掲げるものとする。 イ 腕章 本部長、副本部長、現地本部長、本部員、本部連絡員、班長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を着用するものとする。 2 災害対策本部会議の開催	(7) 災害対策本部等の標識等 ア 標示板 災害対策本部等が設置されたときは、標識を掲げる。 イ 腕章 本部長、副本部長、現地本部長、本部員、本部連絡員、班長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を着用する。 2 災害対策本部会議の開催																

節	節名	旧	新
3	非常参集職員の活動	<p>(2) 協議事項 キ 避難勧告・指示又は警戒区域の設定に関すること。</p> <p>第5 防災中枢機能等の確保</p> <p>1 組織としての機能の確保 本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。 また、副本部長も不在等でその職務を代理できない時は、総務部長が代理する。</p> <p>2 拠点としての機能の確保 (1) 通信手段の確保 「第1節 災害直前活動」に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。</p> <p>3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保 (1)～(7) [略] (8) 有線電話 (9) 無線機 (10) その他必要資機材</p> <p>第6 職員の福利厚生</p> <p>3 職員の家族等への配慮 各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認める。この場合、本部長の承認を得るものとする。</p>	<p>(2) 協議事項 キ 避難指示又は警戒区域の設定に関すること。</p> <p>第5 防災中枢機能等の確保</p> <p>1 組織としての機能の確保 本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。 また、副本部長も不在等でその職務を代理できないときは、総務部長が代理する。</p> <p>2 拠点としての機能の確保 (1) 通信手段の確保 第1節「災害直前活動」に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。</p> <p>3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保 (1)～(7) [略] [削除] (8) 防災行政無線 (9) その他必要資機材</p> <p>第6 職員の福利厚生</p> <p>3 職員の家族等への配慮 各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護に当たることを認める。この場合、本部長の承認を得るものとする。</p>
4	広域相互応援活動	<p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。なお、被災市町村等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮する。また、被災地以外の市町村等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。</p> <p>主な活動</p> <p>1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。</p>	<p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行う。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。</p>


節	節名	旧	新
4	広域相互応援活動	<p>2 [略]</p> <p>3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。</p> <p>第1 応援要請</p> <p>町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。</p> <p>1 消防に関する応援要請</p> <p>(1) 県内市町村に対する応援要請</p> <p>町長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡する。</p> <p>なお、方法については次の事項を明らかにし、電話により行うが、電話が使用できない場合は、無線の使用も考慮し、後日速やかに文書を送付する。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(代表消防局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県消防相互応援協定(北信ブロック)＝長野市消防局(026—227—8000) <p>(2) 他都道府県への応援要請</p> <p>町長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。</p> <p>2 消防以外に関する応援要請</p> <p>(1) 他市町村に対する応援要請</p> <p>町長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に対して長に応援要請をするものとし、その旨知事に連絡する。</p> <p>[追加]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 応援要請側の円滑な受入体制を確立する。</p> <p>第1 応援要請</p> <p>町が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。</p> <p>1 消防に関する応援要請</p> <p>(1) 県内市町村に対する応援要請</p> <p>町長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をし、その旨知事に連絡する。</p> <p>なお、方法については次の事項を明らかにし、電話により行うが、電話が使用できない場合は、無線の使用も考慮し、後日速やかに文書を送付する。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(代表消防機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県消防相互応援協定＝長野市消防局(026—227—8000(代)) <p>(2) 他都道府県への応援要請</p> <p>町長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。</p> <p>2 消防以外に関する応援要請</p> <p>(1) 他市町村に対する応援要請</p> <p>町長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援要請し、その旨知事に連絡する。</p> <p>この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を</p>

節	節名	旧	新
4	広域相互応援活動	<p>[追加]</p> <p>(2) 県に対する応援要請等 町長等は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、(1)に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。</p> <p>(3) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等 町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求める。</p> <p>3 応援要請をする場合、受入れ体制すべてを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料品等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入れ体制を整備する。</p> <p>第2 応援体制の整備 応援活動は、被災市町村等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、町は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p> <p>[追加]</p> <p>また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。</p> <p>[追加]</p> <p>1 情報収集及び応援体制の確立 町（以下「応援側」という。）は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>第3 受援体制の整備</p>	<p>判断する。</p> <p>なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。</p> <p>また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。</p> <p>ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> <p>(2) 県に対する応援要請等 町長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、(1)に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(3) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等 町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。</p> <p>3 応援要請をする場合、受入体制すべてを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料品等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。</p> <p>第2 応援体制の整備 応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、町は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動できるよう体制を整備する。</p> <p>なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をすることを考慮する。</p> <p>この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。</p> <p>県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。</p> <p>1 情報収集及び応援体制の確立 町、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>第3 受援体制の整備</p>

節	節名	旧	新
4	広域相互応援活動	<p>他の市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。</p> <p>[追加]</p> <p>また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。</p> <p>第4 [略] (別記) 広域相互応援体制 [略]</p>	<p>他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入体制の整備が重要になる。</p> <p>円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項を整備する。</p> <p>第4 [略] (別記) 広域相互応援体制 [略]</p>

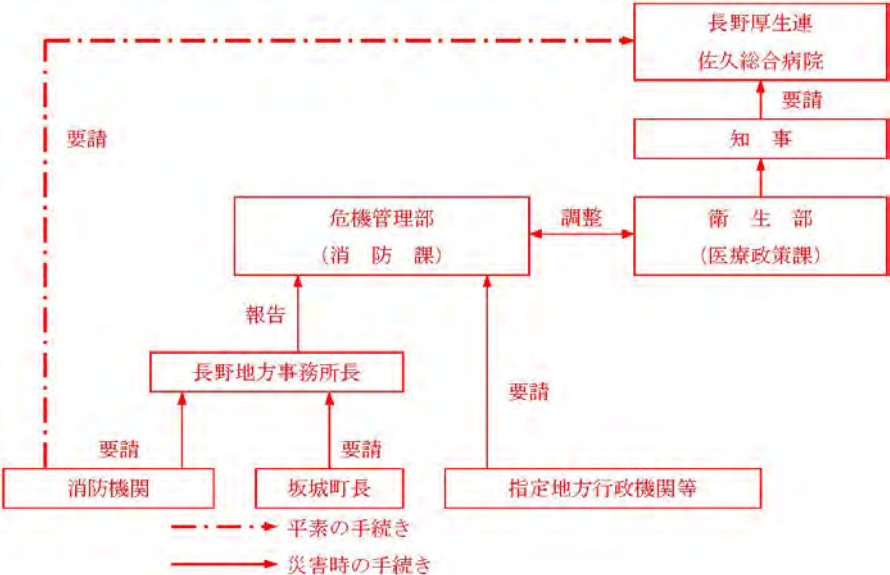
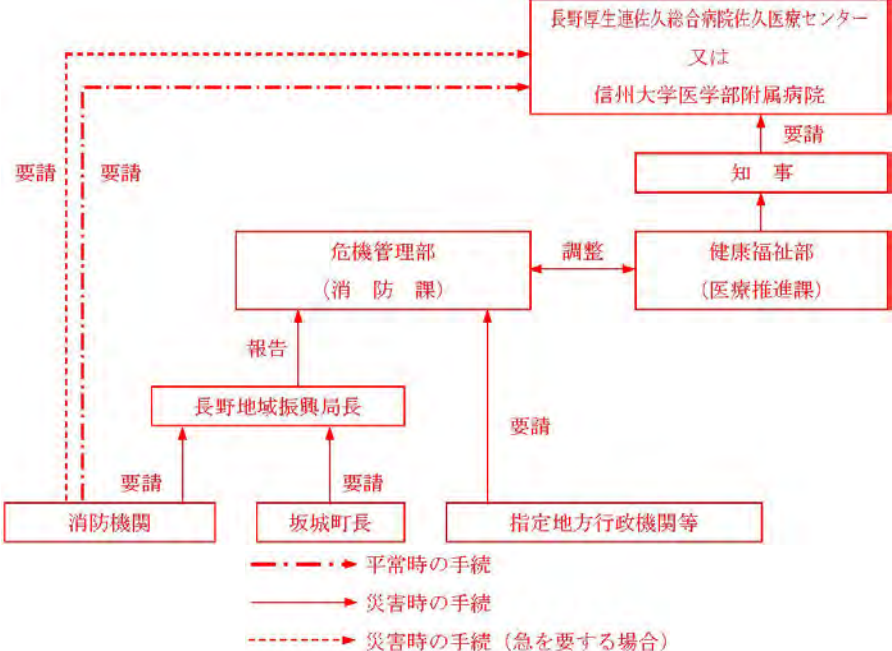
節	節名	新
4	広域相互応援活動 〔追加〕	<div style="text-align: center; color: red;"> 長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 (常備消防分を除く) </div> <p style="color: red;">* 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。 * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。</p>

節	節名	旧	新
5	ヘリコプターの運用計画	<p>第5節 ヘリコプターの要請計画</p> <p>主な活動 ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、県に要請するものとし、要請にあたっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。</p> <p>第1 ヘリコプターの要請</p> <p>2 ヘリコプターの要請事項 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)</p> <p>(1) 災害の状況と活動の具体的内容 (物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)</p> <p>3 要請者が措置する事項</p> <p>(1) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。</p> <p>(4) 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。</p> <p>4 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 県消防防災ヘリコプターのほか、活動内容によっては県と協議のうえ、次表のうちから必要なヘリコプターを要請する。 なお、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき県と協議の上、県を通じて応援要請する。</p>	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>主な活動</p> <p>1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。</p> <p>2 ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、県に要請するものとし、要請にあたっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。</p> <p>第1 ヘリコプターの要請</p> <p>2 ヘリコプターの要請事項 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。)</p> <p>(1) 災害の状況と活動の具体的内容 (消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)</p> <p>3 要請者が措置する事項</p> <p>(1) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。 [削除]</p> <p>4 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。 [削除]</p>

節	節名	旧						新							
5	ヘリコプターの運用計画	名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ	名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
		消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○		消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
		県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○		○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
		県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○		アグスタAW139	17	○		○	○
		広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
		自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○		自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
		ドクターヘリ		6					海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
									ドクターヘリ	各種	6				
		<p>5 ヘリコプター申請の流れ ヘリコプター要請の流れは、以下のとおりである。</p> <p>(1) 消防防災ヘリコプター [追加]</p>  <p>[追加]</p>						<p>5 ヘリコプター要請手続要領 [削除]</p> <p>(1) 消防防災ヘリコプター 災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。</p>  <p>※連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」</p>							

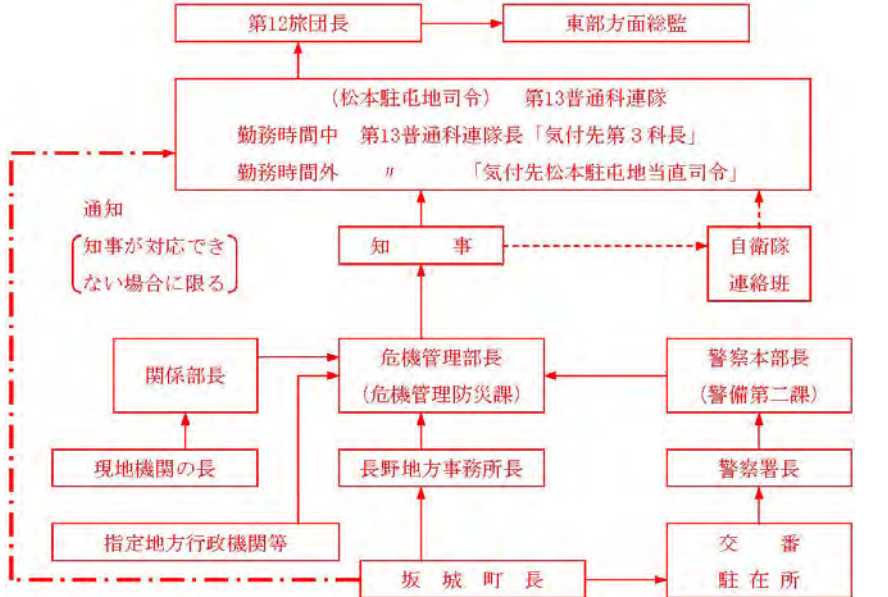
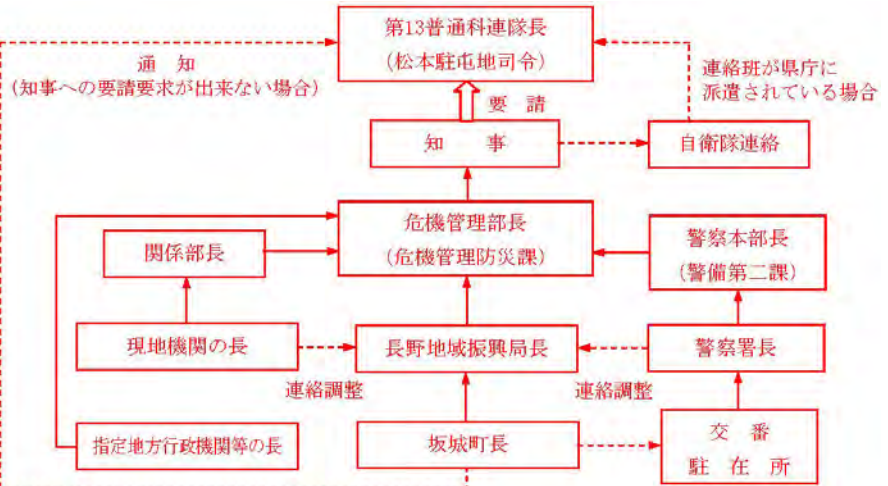
節	節名	旧	新
5	ヘリコプターの運用計画	<p>(2) 県政用ヘリコプター</p> <p>(3) 県警ヘリコプター ※消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合等に出動</p> <p>[追加]</p> <p>(4) 広域航空消防応援ヘリコプター [追加]</p>	<p>[削除]</p> <p>(2) 県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。</p> <p>(3) 広域航空消防応援等ヘリコプター 災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。 ア 広域航空応援要請手順</p>

節	節名	新																						
5	<p>ヘリコプターの運用計画</p> <p>〔追加〕</p> <p>(5) 自衛隊ヘリコプター</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p>	<p>イ 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>(ア) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1249 323 2141 395"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>群馬県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>(イ) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1249 504 2141 576"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>千葉市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>横浜市</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p>(4) 自衛隊ヘリコプター</p> <p>要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。</p> <p>(5) 海上保安庁ヘリコプター</p> <p>救助等の必要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。</p>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	横浜市	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県																				
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																				
栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県																			
静岡県	横浜市	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																			

節	節名	旧	新
5	ヘリコプターの運用計画	<p>(6) ドクターヘリ 〔追加〕</p>  <p>第2 ヘリポートの開設</p> <p>町内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定にあたっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。</p> <p>4 町内のヘリポート</p> <p>(1) 拠点ヘリポートは、次の場所を確保する。</p> <p>鼠橋運動公園</p> <p>ア 所在地 坂城町大字南条7669番地2</p> <p>イ 管理者 坂城町教育長</p> <p>ウ 施設規模 大型</p> <p>エ 広さ 130M×485M</p>	<p>(6) ドクターヘリ</p> <p>重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。</p>  <p>第2 ヘリポートの開設</p> <p>町内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定に当たっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。</p> <p>4 町内のヘリポート</p> <p>(1) 拠点ヘリポートは、次の場所を確保する。</p> <p>坂城町運動公園野球場</p> <p>ア 所在地 坂城町大字上五明1576</p> <p>イ 管理者 坂城町教育長</p> <p>ウ 施設規模 大型</p> <p>エ 広さ 20,000㎡</p>

節	節名	旧	新																				
6	自衛隊の災害派遣	<p>第6節 自衛隊災害派遣活動</p> <p>大規模な災害が発生したときには、町及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。</p> <p>このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。 2 町、県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。 <p>第1 派遣要請</p> <p>災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県を通じて、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣要請の範囲 <p>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握 <p>車両、航空機等状況に適した手段による偵察</p> (2) 避難の援助 <p>避難者の誘導、輸送等</p> (3) 遭難者等の搜索、救助 <p>死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）</p> (4) 水防活動 <p>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬</p> (5) 消防活動 <p>利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</p> (6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除 <p>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）</p> (7) 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援 <p>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町準備）</p> (8) 通信支援 	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。</p> <p>自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて定める。 2 県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入態勢を整備する。 <p>第1 派遣要請</p> <p>災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要請の要件 <table border="1" data-bbox="1240 783 2150 916"> <tr> <td>公共性</td> <td>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。</td> </tr> <tr> <td>緊急性</td> <td>差し迫った必要があること。</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</td> </tr> </table> 2 救援活動の内容 <p>自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" data-bbox="1240 1078 2150 1474"> <thead> <tr> <th>救助活動</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の搜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去</td> </tr> </tbody> </table> 	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。	緊急性	差し迫った必要があること。	非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。	救助活動	内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。																						
緊急性	差し迫った必要があること。																						
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。																						
救助活動	内容																						
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																						
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助																						
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助																						
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動																						
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力																						
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去																						

節	節名	旧	新																				
6	自衛隊の災害派遣	<p>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</p> <p>(9) 人員及び物資の緊急輸送 緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）</p> <p>(10) 炊飯及び給水支援 緊急を要し、他に適当な手段がない場合</p> <p>(11) 救援物資の無償貸与又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は町・県その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）</p> <p>(12) 交通規制の支援 自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。</p> <p>(13) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</p> <p>(14) 予防派遣 風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合。</p> <p>(15) その他 知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。</p> <p>2 派遣要請の手続</p> <p>(1) 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地方事務所長若しくは千曲警察署長に派遣要請を求める。</p> <p>(2) 町長は、(1)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに長野地方事務所長を通じ文書による要求をする。</p> <p><要請文書のあて先・連絡先> あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 第三科 NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線259) 防災行政無線 8-535-76 </td> <td> 駐屯地当直司令 NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線259) 防災行政無線 8-535-76 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 派遣要請系統 自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次のとおりである。</p>	時間内	時間外	第三科 NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線259) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線259) 防災行政無線 8-535-76	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td>物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣要請の手続</p> <p>(1) 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地域振興局長もしくは千曲警察署長に派遣要請を求める。</p> <p>(2) 町長は、(1)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに長野地域振興局長を通じ文書による要求をする。</p> <p><要請文書の宛先・連絡先> 宛先：陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76 </td> <td> 駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-62 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 派遣要請系統 自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次のとおりである。</p>	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送	炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置	時間内	時間外	第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-62
時間内	時間外																						
第三科 NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線259) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線259) 防災行政無線 8-535-76																						
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																						
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送																						
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水																						
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																						
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																						
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置																						
時間内	時間外																						
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-62																						

節	節名	旧	新
6	自衛隊の災害派遣	 <p>第12旅団長 → 東部方面總監</p> <p>(松本駐屯地司令) 第13普通科連隊 勤務時間中 第13普通科連隊長「気付先第3科長」 勤務時間外 「気付先松本駐屯地当直司令」</p> <p>通知 (知事が対応できない場合に限る)</p> <p>知事 ← 自衛隊連絡班</p> <p>危機管理部長 (危機管理防災課) ← 関係部長 ← 現地機関の長 ← 指定地方行政機関等</p> <p>警察本部長 (警備第二課) ← 警察署長 ← 坂城町長</p> <p>坂城町長 ← 長野地方事務所長</p> <p>交番駐在所 ← 警察署長</p> <p>3 派遣要請事項 要請に当たっては、次の事項を明らかにする。 (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (2)・(3) [略] (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項 (5) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所 (町は、あらかじめ発着可能な場所を調査しておく。)</p> <p>第2 派遣部隊の受入れ体制 派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。 1 受入れ体制の確立 県知事から派遣の通知を受けたときは、総務部総務班長は、関係班長と協議の上、部隊の効果的な活動を図るため、県の現地連絡調整者に協力し、次の事項について準備し、もって、派遣部隊の受け入れ体制を確立する。 (1)～(9) [略] 2 自衛隊における措置 (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び町その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を町役場若しくは関係施設に、偵察班を派遣する。 (2)・(3) [略]</p>	 <p>第13普通科連隊長 (松本駐屯地司令)</p> <p>知事 ← 要請 ← 自衛隊連絡班</p> <p>通知 (知事への要請要求が出来ない場合)</p> <p>連絡班が県庁に派遣されている場合</p> <p>危機管理部長 (危機管理防災課) ← 関係部長 ← 現地機関の長 ← 指定地方行政機関等の長</p> <p>警察本部長 (警備第二課) ← 警察署長 ← 坂城町長</p> <p>長野地域振興局長 ← 警察署長</p> <p>交番駐在所 ← 警察署長</p> <p>坂城町長 ← 長野地域振興局長</p> <p>4 派遣要請事項 要請に当たっては、次の事項を明らかにする。 (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2)・(3) [略] (4) その他参考となるべき事項 [削除]</p> <p>第2 派遣部隊との連絡調整 派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。 1 受入れ体制の確立 県知事から派遣の通知を受けたときは、総務部総務班長は、関係班長と協議の上、部隊の効果的な活動を図るため、県の現地連絡調整者に協力し、次の事項について準備し、もって、派遣部隊の受入れ体制を確立する。 (1)～(9) [略] 2 自衛隊における措置 (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣のため及び町その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を町役場若しくは偵察班を関係施設に派遣する。 (2)・(3) [略]</p>

節	節名	旧	新																
6	自衛隊の災害派遣	<p>3 現地連絡調整者との連絡調整</p> <p>(1) 町が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。なお、災害の状況により次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="416 288 1135 435"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現地連絡調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県に災害対策本部が置かれていない場合</td> <td>地方事務所長等</td> </tr> <tr> <td>県に災害対策本部が置かれている場合</td> <td>地方部長</td> </tr> <tr> <td>県に現地本部が置かれている場合</td> <td>現地本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。</p> <p>第3 派遣部隊の撤収</p> <p>町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に報告する。</p>	区 分	現地連絡調整者	県に災害対策本部が置かれていない場合	地方事務所長等	県に災害対策本部が置かれている場合	地方部長	県に現地本部が置かれている場合	現地本部長	<p>3 現地連絡調整者との連絡調整</p> <p>(1) 町が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。なお、災害の状況により次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="1335 288 2054 435"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現地連絡調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県に災害対策本部が置かれていない場合</td> <td>地域振興局長等</td> </tr> <tr> <td>県に災害対策本部が置かれている場合</td> <td>地方部長</td> </tr> <tr> <td>県に現地本部が置かれている場合</td> <td>現地本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と町及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。</p> <p>第3 派遣部隊の撤収要請</p> <p>町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。</p>	区 分	現地連絡調整者	県に災害対策本部が置かれていない場合	地域振興局長等	県に災害対策本部が置かれている場合	地方部長	県に現地本部が置かれている場合	現地本部長
区 分	現地連絡調整者																		
県に災害対策本部が置かれていない場合	地方事務所長等																		
県に災害対策本部が置かれている場合	地方部長																		
県に現地本部が置かれている場合	現地本部長																		
区 分	現地連絡調整者																		
県に災害対策本部が置かれていない場合	地域振興局長等																		
県に災害対策本部が置かれている場合	地方部長																		
県に現地本部が置かれている場合	現地本部長																		
7	救助・救急・医療活動	<p>大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。</p> <p>また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 町は、消防機関及び医療機関等と相互に連携し、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。 <p>第1 救助・救急活動</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 町消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 	<p>大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム(DMAT)及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。</p> <p>また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 町、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等は相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。 災害派遣医療チーム(DMAT)及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。 <p>第1 救助・救急活動</p> <p>消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係機関は、町消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 																

節	節名	旧	新
7	救助・救急・医療活動	<p>2 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。</p> <p>3 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。 その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。</p> <p>6 ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの要請計画」により要請する。</p> <p>7 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>第2 医療助産活動 長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。 災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療救護活動を実施する。</p> <p>[追加]</p> <p>4 後方医療体制・搬送体制 (1) 後方医療機関への搬送 医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるときは、後方医療機関へ搬送する。搬送は、消防部救助救急班が実施する。 (2) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。 (3) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。</p>	<p>2 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。</p> <p>3 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。 その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。</p> <p>6 ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。</p> <p>7 地域住民は、住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>第2 医療活動 長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。 災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。 また、主に重症患者を受け入れる後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。 さらに、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。 なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>4 後方医療体制・搬送体制 (1) 後方医療機関への搬送 消防機関は、医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるときは、後方医療機関へ搬送する。搬送は、消防部消防班が実施する。 (2) 町は、医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。 (3) 消防機関は、必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。</p>

節	節名	旧	新
7	救助・救急・医療活動	<p>6 住民等の活動 住民は発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。</p> <p>第3 経費の負担</p> <p>1 費用の範囲</p> <p>(1) 災害にかかった者の救出</p> <p>ア 舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費又は購入費で、直接搜索及び救出作業に使用したものに限る。</p> <p>イ 救出のために使用した機械、器具の修繕費</p> <p>ウ 燃料費</p> <p>(2) 医療</p> <p>ア 薬剤、治療材料の実費</p> <p>イ 医療器具の修繕費</p> <p>(3) 助産</p> <p>衛生材料等の実費</p> <p>2 負担方法</p> <p>救出・救助・医療活動を実施するための費用は、災害救助法が適用された場合、通常の実費あるいは限度額の範囲内で県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>第4 整備書類</p> <p>2 救護班の編成及び活動状況（災害救助様式10）</p>	<p>6 住民等の活動 住民は発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。</p> <p>[削除]</p> <p>第3 整備書類</p> <p>2 救護班の編成及び活動記録（災害救助様式10）</p>
8	消防・水防活動	<p>第1 消防活動</p> <p>大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。</p> <p>また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消火力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。</p> <p>1 消火活動</p> <p>(1) 出火防止及び初期消火</p> <p>消防本部は、消防部と協力して、住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。</p> <p>(2) 情報収集及び効率的部隊配置</p> <p>イ 同時多発火災発生時の運用</p> <p>大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消火力の効率的運用を図る。</p> <p>(3) 応援要請等</p> <p>ア 応援要請</p>	<p>第1 消防活動</p> <p>大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。</p> <p>また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消火力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。</p> <p>1 消火活動関係</p> <p>(1) 出火防止及び初期消火</p> <p>住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。</p> <p>(2) 情報収集及び効率的部隊配置</p> <p>イ 大規模な火災発生時の運用</p> <p>大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消火力の効率的運用を図る。</p> <p>(3) 応援要請等</p> <p>ア 応援要請</p>

節	節名	旧	新
8	消防・水防活動	<p>町長及び消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。</p> <p>イ ヘリコプターの要請 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの要請計画」により要請する。</p> <p>2 救助・救急活動 大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。 なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」により行う。</p> <p>3 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。</p> <p>(2) 救助・救急活動 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>第2 水防活動</p> <p>1 監視・警戒活動 建設部は、都市整備部、農林部と連携をとり、また必要に応じて本部を通じて消防団の協力を得ながら、災害発生後、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>2 通報・連絡 建設部は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに本部及び施設の管理者へ通報する。本部は、水防活動に必要な人員及び資機(器)材</p>	<p>町長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。</p> <p>イ ヘリコプターの要請 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。</p> <p>2 救助・救急活動 大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。 なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。</p> <p>3 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。 また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。 なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p>(2) 救助・救急活動 住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに(共助)、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>第2 水防活動</p> <p>1 監視・警戒活動 水防管理者(町長)は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。</p> <p>2 通報・連絡 水防管理者(町長)は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。</p>

節	節名	旧	新
8	消防・水防活動	<p>を確保する。</p> <p>3 水防活動の実施</p> <p>本部は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。</p>	<p>3 水防活動の実施</p> <p>水防管理者（町長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。</p>
9	要配慮者に対する応急活動	<p>第9節 災害時要援護者活動</p> <p>災害が発生した際、災害時要援護者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、災害時要援護者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 2 介護用品、育児用品等災害時要援護者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 3 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。 <p>第1 避難収容活動</p> <p>町、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に災害時要援護者の応急対策を次のとおり講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知 災害時要援護者の態様に応じ、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。 2 災害時要援護者の状況把握及び避難誘導 災害が発生した際は、災害時要援護者に関する避難支援計画等に基づき、災害時要援護者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。 	<p>第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、必要な対策を迅速に講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 <p>[削除]</p> <p>第1 避難受入活動</p> <p>町、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を次のとおり講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディアへの情報連携をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 町は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する個別避難計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者

節	節名	旧	新
9	要配慮者に対する応急活動	<p>なお、避難誘導する際には、災害時要援護者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。</p> <p>また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に対しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。</p> <p>3 避難場所での生活環境整備</p> <p>災害時に通常の避難所では生活が困難な災害時要援護者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。</p> <p>また、災害時要援護者の態様に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(1) 避難施設・設備の整備</p> <p>段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。</p> <p>(2) 避難所における物資の確保及び提供</p> <p>車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い災害時要援護者から優先的に支給・貸与等を行う。</p> <p>(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所(室)及び災害時要援護者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p>[追加]</p> <p>(4) 情報提供体制の確立</p> <p>避難所等で避難生活を送る災害時要援護者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。</p> <p>4 在宅者対策</p> <p>災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす災害時要援護者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、災害時要援護者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。</p> <p>(1) 在宅者の訪問の実施</p> <p>町は在宅の災害時要援護者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 相談体制の整備</p> <p>在宅の災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、災害時要援護者の態様</p>	<p>名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</p> <p>なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。</p> <p>3 避難所での生活環境整備等</p> <p>災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難スペースを必要に応じて設置する。</p> <p>また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(1) 避難所における設備の整備</p> <p>必要に応じて段差解消やスロープ・ユニバーサルトイレの設置等を行う。</p> <p>(2) 避難所における物資の確保及び提供</p> <p>車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。</p> <p>(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p>福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、必要に応じて医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を迅速に行う。</p> <p>(4) 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立</p> <p>外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。</p> <p>(5) 情報提供体制の確立</p> <p>避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。</p> <p>4 在宅者対策</p> <p>災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、訪問により次の支援を行う。</p> <p>(1) 在宅者の訪問の実施</p> <p>町は、在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 相談体制の整備</p> <p>在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言</p>

節	節名	旧	新																																										
9	要配慮者に対する応急活動	<p>に応じた助言と支援を行う。</p> <p>(4) 情報提供体制の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を災害時要援護者の態様に応じた手段により提供する。</p> <p>5 応急仮設住宅等の確保 災害時要援護者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い災害時要援護者から優先的に入居を進める。</p> <p>第2 広域相互応援体制等の確立 町は、災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。</p> <p>第3 災害時要援護者に対する応急活動内容 災害時要援護者に対する応急活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配慮すべき項目</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【避難収容等】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○災害時要援護者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等</td> <td>町</td> <td>全災害時要援護者</td> </tr> <tr> <td>○災害情報及び避難準備情報・避難勧告・避難指示の周知 ・災害時要援護者の態様に配慮した方法による確実な伝達</td> <td>町、関係機関</td> <td>全災害時要援護者</td> </tr> <tr> <td>○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送</td> <td>町、関係機関</td> <td>全災害時要援護者</td> </tr> <tr> <td>○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式仮設、トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障害者用携帯便器等 ・要援護者に対する相談体制の整備</td> <td>町、県、関係機関</td> <td>全災害時要援護者</td> </tr> <tr> <td>○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等</td> <td>町、県、関係機関</td> <td>高齢者、障害者、 外国籍住民</td> </tr> </tbody> </table>	配慮すべき項目	実施機関	対象者	【避難収容等】			○ 災害時要援護者 の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	全 災害時要援護者	○災害情報及び 避難準備情報・避難勧告・避難指示 の周知 ・ 災害時要援護者 の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全災害時要援護者	○避難誘導 ・傷病者、高齢者、 障害者 、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、 障害者 、児童等を車両により移送	町、関係機関	全災害時要援護者	○ 避難場所 での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式 仮設 、トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の 手配 、 確保 車椅子、 障害者 用携帯便器等 ・ 要援護者 に対する相談体制の整備	町、県、関係機関	全 災害時要援護者	○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、県、関係機関	高齢者、 障害者 、 外国籍住民	<p>と支援を行う。</p> <p>(4) 情報提供体制の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。</p> <p>5 応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p>第2 広域相互応援体制等の確立 町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。</p> <p>第3 要配慮者に対する応急活動内容 要配慮者に対する応急活動内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配慮すべき項目</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【避難収容等】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等</td> <td>町</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>○災害情報及び高齢者等避難・避難指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</td> <td>町、関係機関</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送</td> <td>町、関係機関</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>○避難所等での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配確保、車椅子、障がい者用携帯便器等の整備 ・要配慮者に対する相談体制の整備</td> <td>町、県、関係機関</td> <td>全要配慮者</td> </tr> <tr> <td>○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等</td> <td>町、県、関係機関</td> <td>高齢者、障がい者、 外国籍住民</td> </tr> </tbody> </table>	配慮すべき項目	実施機関	対象者	【避難収容等】			○ 要配慮者 の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	全 要配慮者	○災害情報及び 高齢者等避難・避難指示 の周知 ・ 要配慮者 の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全 要配慮者	○避難誘導 ・傷病者、高齢者、 障がい者 、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、 障がい者 、児童等を車両により移送	町、関係機関	全 要配慮者	○ 避難所 等での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式 仮設 トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の 手配確保 、 車椅子 、 障がい者 用携帯便器等の 整備 ・ 要配慮者 に対する相談体制の整備	町、県、関係機関	全 要配慮者	○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、県、関係機関	高齢者、 障がい者 、 外国籍住民
配慮すべき項目	実施機関	対象者																																											
【避難収容等】																																													
○ 災害時要援護者 の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	全 災害時要援護者																																											
○災害情報及び 避難準備情報・避難勧告・避難指示 の周知 ・ 災害時要援護者 の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全災害時要援護者																																											
○避難誘導 ・傷病者、高齢者、 障害者 、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、 障害者 、児童等を車両により移送	町、関係機関	全災害時要援護者																																											
○ 避難場所 での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式 仮設 、トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の 手配 、 確保 車椅子、 障害者 用携帯便器等 ・ 要援護者 に対する相談体制の整備	町、県、関係機関	全 災害時要援護者																																											
○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、県、関係機関	高齢者、 障害者 、 外国籍住民																																											
配慮すべき項目	実施機関	対象者																																											
【避難収容等】																																													
○ 要配慮者 の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	町	全 要配慮者																																											
○災害情報及び 高齢者等避難・避難指示 の周知 ・ 要配慮者 の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全 要配慮者																																											
○避難誘導 ・傷病者、高齢者、 障がい者 、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、 障がい者 、児童等を車両により移送	町、関係機関	全 要配慮者																																											
○ 避難所 等での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの設置、洋式 仮設 トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の 手配確保 、 車椅子 、 障がい者 用携帯便器等の 整備 ・ 要配慮者 に対する相談体制の整備	町、県、関係機関	全 要配慮者																																											
○情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、県、関係機関	高齢者、 障がい者 、 外国籍住民																																											

節	節名	旧			新		
		配慮すべき項目	実施機関	対象者	配慮すべき項目	実施機関	対象者
9	要配慮者に対する応急活動	<p>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ 	町、県、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、 障害者 、児童	<p>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入 	町、県、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、 障がい者 、児童
		<p>○応急仮設住宅等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居 <p>【生活必需品等】</p> <p>○災害時要援護者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び災害時要援護者に対する優先的供給・分配</p> <p>【保健衛生、感染症予防等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県	傷病者、高齢者、 障害者 、児童	<p>○応急仮設住宅等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居 <p>【生活必需品等】</p> <p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p> <p>【保健衛生、感染症予防等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・人員の確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県	傷病者、高齢者、 障がい者 、児童
		<p>○災害時要援護者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び災害時要援護者に対する優先的供給・分配</p> <p>【保健衛生、感染症予防等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関	傷病者、高齢者、 障害者 、児童	<p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p> <p>【保健衛生、感染症予防等】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・人員の確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関	傷病者、高齢者、 障がい者 、児童
		<p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関	傷病者、高齢者、 障害者 、児童	<p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施 <p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・人員の確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関	傷病者、高齢者、 障がい者 、児童
		<p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等	<p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・人員の確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等
		<p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全 災害時要援護者	<p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・人員の確保 等 <p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 <p>職 員 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉士、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>車 両 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p>	町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全 要配慮者

節	節名	旧			新														
9	要配慮者に對する応急活動	<p>配慮すべき項目</p> <p>資機(器)材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の集積方法等の調整 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 応援職員等の待機(宿泊)場所の確保等 	<p>実施機関</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>対象者</p> <p>全災害時要援護者</p>	<p>配慮すべき項目</p> <p>資機(器)材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の集積方法等の調整 <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 応援職員等の待機(宿泊)場所の確保等 	<p>実施機関</p> <p>町、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>対象者</p> <p>全要配慮者</p>												
10	緊急輸送活動	<p>主な活動</p> <p>1 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>2 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。</p> <p>3 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。</p> <p>4 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第1 緊急輸送の対象活動及び優先順位</p> <p>緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th> <th>第2段階の活動</th> <th>第3段階の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 人命救助 被害の拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料、水等の輸送 被災者の救出搬送 応急復旧 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (第1、2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送 </td> </tr> </tbody> </table> <p>[追加]</p>			第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 被害の拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料、水等の輸送 被災者の救出搬送 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> (第1、2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送 	<p>主な活動</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。</p> <p>3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。</p> <p>4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。</p> <p>5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。</p> <p>6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。</p> <p>第1 緊急輸送の対象活動及び優先順位</p> <p>県は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th> <th>第2段階の活動</th> <th>第3段階の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 人命救助 消防等災害拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料、水、燃料等の輸送 被災者の救出・搬送 応急復旧 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (第1・2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送 </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待つかとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。</p>			第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 消防等災害拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料、水、燃料等の輸送 被災者の救出・搬送 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> (第1・2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動																	
<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 被害の拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料、水等の輸送 被災者の救出搬送 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> (第1、2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送 																	
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動																	
<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 消防等災害拡大防止 ライフライン復旧 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> (第1段階の続行) 食料、水、燃料等の輸送 被災者の救出・搬送 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> (第1・2段階の続行) 災害復旧 生活必需物資輸送 																	

節	節名	旧	新
10	緊急輸送活動	<p>第2 輸送手段の確保 〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車による輸送 <ol style="list-style-type: none"> (2) 緊急輸送車両の確認手続き 2 鉄道による輸送 総務部財政管財班長は、道路の被害等により自動車輸送が至難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、東日本旅客鉄道株式会社社長野支社に協力を要請し、輸送を実施する。 3 航空機・ヘリコプターによる輸送 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部総務班長は、災害の状況によって空中輸送を必要とするときは、自衛隊による空中輸送について派遣要請の手続を行う。 (2) ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの要請計画」により、要請する。 <p>第3 輸送拠点等の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物資輸送拠点の確保 第1章第9節「緊急輸送計画」に基づく物資輸送拠点を災害の状況、避難所としての利用状況等を考慮して、確保する。 2 災害対策用ヘリポートの確保 ヘリポートの確保は、第5節「ヘリコプターの要請計画」による。 <p>〔追加〕</p>	<p>第2 輸送手段の確保</p> <p>町は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。</p> <p>要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車による輸送 <ol style="list-style-type: none"> (2) 緊急輸送車両の確認手続 2 鉄道による輸送 総務部は、道路の被害等により自動車輸送が至難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めるときは、東日本旅客鉄道株式会社社長野支社に協力を要請し、輸送を実施する。 3 航空機・ヘリコプターによる輸送 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部は、災害の状況によって空中輸送を必要とするときは、自衛隊による空中輸送について派遣要請の手続を行う。 (2) ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。 <p>第3 輸送拠点等の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物資輸送拠点の確保 第2章第9節「緊急輸送計画」に基づく物資輸送拠点を災害の状況、避難所としての利用状況等を考慮して、確保する。 2 災害対策用ヘリポートの確保 ヘリポートの確保は、第5節「ヘリコプターの運用計画」による。 3 輸送拠点の運営 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。 4 輸送拠点との連携 被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。


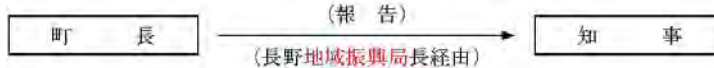
節	節名	旧	新
11	障害物の処理活動	<p>発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、生活に支障をきたし、自らの資力で除去が困難な者について、町により援助を行う。</p> <p>また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が行うが、災害の規模等に応じ必要と認められるときには、町により一時集積所を設置する。 <p>第3 除去障害物の集積、処分方法</p> <p>原則として現有施設、町有地を活用する。一次的に町有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。</p> <p>第4 応援協力体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内の関係機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。 2 町のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。 <p>第5 整備書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 地区別被害状況調（町様式2—1～3） 	<p>発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。 <p>第3 除去障害物の集積、処分方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 2 応援協力体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。 (2) 町のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。 <p>[削除]</p> <p>第4 整備書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 地区別被害状況調査表（町様式2—1～3）


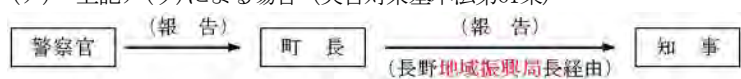
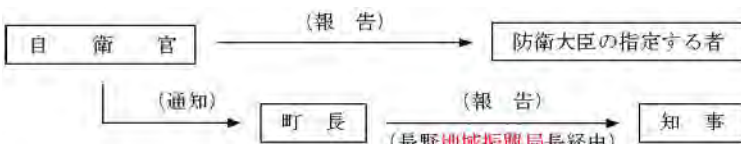
節	節名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>第12節 避難収容活動</p> <p>実施担当部：(避難準備情報・避難勧告・指示の伝達) 総務部</p> <p>災害発生時においては、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者についても十分考慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長等は、災害の状況に応じ、災害時要援護者等避難行動に時間を要する者に対し、避難準備情報を発令する。 避難の勧告又は指示の実施者は適切に実施し、速やかにその内容を住民に周知する。 町長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 町は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 町は県に協力して、応急仮設住宅の確保を行う。 <p>[追加]</p> <p>第1 避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。</p> <p>避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>[追加]</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>実施担当部：(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達) 総務部</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である町長が中心に計画作成しておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮する。特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、実施者が適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。 <p>[削除]</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 町は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 町及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。 町、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。</p> <p>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、発令を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、警戒レベルの発表と併せて、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p>

節	節名	旧	新																																		
12	避難受入及び情報提供活動	[追加]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民が取るべき行動</th> <th>町の対応</th> <th>気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。</td> <td>緊急安全確保の発令 ※必ず発令される情報ではない。</td> <td>大雨特別警報 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〈警戒レベル4までに必ず避難！〉</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</td> <td>避難指示の発令</td> <td>土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</td> <td>高齢者等避難の発令</td> <td>大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。</td> <td></td> <td>大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td></td> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当する。</p>	警戒レベル	住民が取るべき行動	町の対応	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)	5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保の発令 ※必ず発令される情報ではない。	大雨特別警報 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	〈警戒レベル4までに必ず避難！〉				4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示の発令	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難の発令	大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	1	災害への心構えを高める。		早期注意情報 (警報級の可能性)						
警戒レベル	住民が取るべき行動	町の対応	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)																																		
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保の発令 ※必ず発令される情報ではない。	大雨特別警報 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)																																		
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉																																					
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示の発令	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)																																		
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難の発令	大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)																																		
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)																																		
1	災害への心構えを高める。		早期注意情報 (警報級の可能性)																																		
	1 実施機関		1 実施機関																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施責任者</th> <th>根拠法令</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>町長</td> <td></td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告</td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難の指示</td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害	避難準備情報	町長		災害全般	避難の勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難の指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>町長</td> <td></td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難指示</td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者（町長）</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	高齢者等避難	町長		災害全般	避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者（町長）	水防法第29条	洪水
実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害																																		
避難準備情報	町長		災害全般																																		
避難の勧告	町長	災害対策基本法第60条	災害全般																																		
避難の指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般																																		
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																		
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																		
高齢者等避難	町長		災害全般																																		
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般																																		
	水防管理者（町長）	水防法第29条	洪水																																		

節	節名	旧			新					
12	避難受入及び情報提供活動		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条 災害対策基本法第61条	洪水 地すべり 災害全般		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び 地すべり 災害全般	
			警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般		警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	
			自衛官	自衛隊法第94条	災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	
	[追加]									
	避難所の開設、 収容		町長				緊急安全確保	町長 警察官	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第60条	災害全般 災害全般
							指定避難所の 開設、受入れ	町長		
		<p>2 事務の代理執行 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、1の表における町長の事務を、町長に代わって行う。</p> <p>[追加]</p> <p>3 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味</p> <p>(1) 「避難準備情報」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> <p>(2) 「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>(3) 「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>[追加]</p>			<p>2 事務の代理執行 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、1の表における町長の実施事項を、町長に代わって行う。</p> <p>県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。</p> <p>3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味</p> <p>(1) 高齢者等避難 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p> <p>(2) 避難指示 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長等から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p> <p>(3) 緊急安全確保 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、事態に照らし緊急を要すると認められるときに、町長等から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保するための措置を行う。</p>					
		4 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等			4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び報告、通知等					

節	節名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>(1) 町長の行う措置</p> <p>ア 避難指示</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内のより安全な場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>(ア) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(イ) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）</p> <p>(ウ) 県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(エ) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(オ) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <p>(カ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(キ) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(ク) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(ケ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(コ) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(サ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(シ) 酸素欠乏又は有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>イ 避難準備情報</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、アの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。</p> <p>(ア) 県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(イ) 国又は県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表さ</p>	<p>(1) 町長の行う措置</p> <p>ア 避難指示又は緊急安全確保</p> <p>なお、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を行う緊急安全確保を指示する。</p> <p>災害の危険性が高まり、避難指示又は緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>(ア) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(イ) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(ウ) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）</p> <p>(エ) 国又は県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(オ) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(カ) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</p> <p>(キ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(ク) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(ケ) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(コ) 炎上火災拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(サ) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(シ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(ス) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>イ 高齢者等避難</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令する。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(ア) 国又は県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、</p>

節	節名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>れ、避難を要すると判断される地域 〔追加〕 ウ 報告（災害対策基本法第60条等）</p>  <p>（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第4の1参照）</p> <p>(2) 水防管理者の行う措置 ア 指示 水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。</p> <p>(3) 知事又はその命を受けた職員の行う措置 ア 洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ。 イ 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。</p> <p>(4) 警察官の行う措置 ア 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、千曲警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 (ア) 〔略〕 (イ) 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 (ウ) 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 (エ) 〔略〕 (オ) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 (カ) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。</p>	<p>避難を要すると判断される地域 (イ) 前記のアに掲げる地域 ウ 報告（災害対策基本法第60条等）</p>  <p>（報告様式は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」第4の1参照）</p> <p>(2) 水防管理者の行う措置 ア 指示 水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退き避難を指示する。</p> <p>(3) 知事又はその命を受けた職員の行う措置 ア 洪水に伴う指示 水防管理者の指示に同じ。 イ 地すべりに伴う指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立退き避難を指示する。</p> <p>(4) 警察官の行う措置 ア 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、千曲警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 (ア) 〔略〕 (イ) 町災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持すること。 (ウ) 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退き避難を指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 (エ) 〔略〕 (オ) 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 (カ) 被災地域、災害危険場所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。</p>

節	節名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>(キ) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>(ク) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>イ 報告、通知</p> <p>(ア) 上記ア(ウ)による場合（災害対策基本法第61条）</p>  <p>(5) 自衛官</p> <p>イ 報告（自衛隊法第94条）</p>  <p>5 避難指示、避難勧告の時期</p> <p>上記4（1）ア(ア)～(コ)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>[追加]</p> <p>6 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容</p> <p>避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 避難場所</p> <p>7 住民への周知</p> <p>(1) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>(キ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>(ク) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、町等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。</p> <p>イ 報告、通知</p> <p>(ア) 上記ア(ウ)による場合（災害対策基本法第61条）</p>  <p>(5) 自衛官</p> <p>イ 報告（自衛隊法第94条）</p>  <p>5 避難指示又は緊急安全確保の時期</p> <p>上記4（1）ア(ア)～(ケ)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>なお、避難指示又は緊急安全確保を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>6 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の内容</p> <p>高齢者避難、避難指示、緊急安全確保を行うに際して、次の事項を明確にする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 緊急避難場所</p> <p>7 住民への周知</p> <p>(1) 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した個別避難計画等により、確実に伝達する。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 町及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア等への情報連携、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p>

節	節 名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>8 災害時要援護者の状況把握 町及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>〔追加〕</p> <p>9 県有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 実施者 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>3 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>第3 避難誘導活動 避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮する。</p> <p>1 誘導の優先順位 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。</p>	<p>(6) 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、町ホームページ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>8 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 町及び県は、災害発生後直ちに個別避難計画等に基づき、民生・児童委員、自治区、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>9 町有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保は、速やかに内容を庁内放送による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>第2 警戒区域の設定</p> <p>1 実施者 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>なお県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは取用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p>3 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p> <p>第3 避難誘導活動 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>1 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を</p>

節	節 名	旧	新
12	避難受入及び 情報提供活動	<p>2 誘導の方法</p> <p>(1) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p> <p>[追加]</p> <p>(7) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は長野地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。</p> <p>(8) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。</p> <p>[追加]</p> <p>3 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。</p> <p>4 住民が実施する対策</p> <p>(1) 要避難地区で避難を要する場合 住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p>第4 避難所の開設・運営 町は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>1 避難収容の対象者</p> <p>(1) 避難勧告・指示による避難者</p> <p>3 避難所の開設</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>優先する。</p> <p>2 誘導の方法</p> <p>(1) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p> <p>(7) 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿等を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。</p> <p>(8) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は長野地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。</p> <p>(9) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。</p> <p>(10) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p>3 避難時の携帯品 避難誘導をする者は、必要に応じ、立ち退き避難に当たっての携帯品を最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。</p> <p>4 住民が実施する対策</p> <p>(1) 要避難地区で避難を要する場合 住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p>第4 指定避難所の開設・運営 町は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所（以下この項において「避難所」という。）を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。特に、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずる。</p> <p>1 避難収容の対象者</p> <p>(1) 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保による避難者</p> <p>3 避難所の開設</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

節	節名	旧	新
12	避難受入及び 情報提供活動	<p>(3) 避難所管理責任者の派遣 避難所を開設したときは、避難所の運営、建物の維持管理のため管理責任者を派遣する。</p> <p>(4) 避難所の公示 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>4 避難所の管理運営 避難所の管理責任者は、施設管理者、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難所の管理運営にあたる。</p> <p>(2) 避難所の運営 ア 管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。また、男女のニーズの違いに配慮した避難所の運営を行う。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害時要援護者への配慮 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。</p> <p>イ 介護用品、育児用品等災害時要援護者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p>	<p>(3) 避難所管理責任者の派遣 避難所を開設したときは、運営、建物の維持管理のため管理責任者を派遣する。</p> <p>(4) 避難所の公示 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、収容すべき者を誘導し保護する。</p> <p>(5) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(6) 指定緊急避難場所や避難所に避難した者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p> <p>(7) 必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>4 避難所の管理運営 避難所の管理責任者は、施設管理者、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、管理運営に当たる。</p> <p>(2) 避難所の運営 ア 管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した管理運営に努める。</p> <p>エ 町は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力やDVの発生を防止するための必要な措置を講ずるなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察等の関係機関と連携し、被害者の相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 要配慮者への配慮 避難所への収容及び管理運営にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。</p> <p>イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p>

節	節名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の注意を払い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>オ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>5 避難住民の心得 住民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。</p> <p>6 福祉避難所の設置 (1) 福祉避難所の収容対象者 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者 (2) 設置の方法 事前に指定している福祉避難所に設置するが、これらの施設等だけでは不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用して設置する。 (3) 設置のための費用 ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等を配置するための費用 イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易便所等の器物の費用 ウ [略]</p> <p>7 経費の負担 (1) 費用の範囲 ア 賃金職員雇上費 イ～カ [略]</p> <p>8 整備書類 (1)・(2) [略] (3) 避難所設置及び収容状況(町様式8) (4) 収容避難者名簿(町様式9) [追加] (5) 支払関係証拠書類 [追加]</p>	<p>ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の注意を払い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>オ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p>5 避難住民の心得 住民は、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。</p> <p>6 福祉避難所の設置 (1) 福祉避難所の収容対象者 避難生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等で、健康管理上、福祉避難所での対応が必要と判断された者 (2) 設置の方法 事前に指定している施設等に設置するが、これらの施設等だけでは不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用して設置する。 (3) 設置のための費用 ア 概ね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等を配置するための費用 イ 高齢者、障がい者等に配慮した簡易便所等の器物の費用 ウ [略]</p> <p>7 経費の負担 (1) 費用の範囲 ア 会計年度任用職員雇上費 イ～カ [略]</p> <p>8 整備書類 (1)・(2) [略] (3) 避難者カード(町様式8-1) (4) 避難者カード集計表(町様式8-2) (5) 避難者数集計表(町様式9) (6) 支払関係証拠書類</p> <p>第5 広域的な避難を要する場合の活動 大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</p>

節	節名	新
12	<p data-bbox="159 188 315 248">避難受入及び 情報提供活動</p> <p data-bbox="338 188 405 212">〔追加〕</p> <p data-bbox="327 576 506 600">第5 住宅の確保</p> <p data-bbox="349 611 1216 847"> 1 災害救助法が適用された場合 (3) 知事の委任を受けて、町長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 2 災害救助法が適用されない場合 (7) 入居者の選定 入居者の選定にあたっては、建設部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。 </p> <p data-bbox="338 858 405 882">〔追加〕</p>	<p data-bbox="1261 188 2150 568"> 1 町は、被害が甚大で町域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。 2 町及び県は、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。 3 この場合、町は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。 4 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 5 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。 </p> <p data-bbox="1238 576 1417 600">第6 住宅の確保</p> <p data-bbox="1261 611 2150 847"> 1 災害救助法が適用された場合 (3) 町長は、知事の委任を受け、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 2 災害救助法が適用されない場合 (7) 入居者の選定 入居者の選定にあたっては、建設部が厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。 </p> <p data-bbox="1261 858 2150 1023"> 3 町は、応急仮設住宅の管理運営にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 </p> <p data-bbox="1238 1034 1597 1058">第7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p data-bbox="1261 1070 2150 1126"> 町は、被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。 </p> <p data-bbox="1261 1137 2150 1485"> 1 町は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。 2 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生委員、社会福祉協議会、自治区、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。 3 町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確 </p>

節	節名	旧	新
12	避難受入及び情報提供活動	<p>[追加]</p>	<p>かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>4 町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシ等紙媒体の掲示、配布等や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>
13	孤立地域対策活動	<p>災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当町の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施 2 緊急物資等の輸送 3 道路の応急復旧による生活の確保 <p>の優先順位をもってあたる。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施する。 <p>第1 孤立実態の把握対策</p> <p>全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長は、孤立予想地域に対し、電話、災害情報連絡員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。 2 本部長は、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。 <p>第2 救助・救出対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報する。 2 本部長は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。 <ol style="list-style-type: none"> 3 [略] 	<p>災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当町の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施 2 緊急物資等の輸送 3 道路の応急復旧による生活の確保 <p>の優先順位をもって当てる。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。 <p>第1 孤立実態の把握対策</p> <p>全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。 2 孤立予想地域に対し、電話及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。 <p>第2 救助・救出対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。 2 本部長は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。 <ol style="list-style-type: none"> 3 [略]

節	節名	旧	新
13	孤立地域対策活動	<p>4 民生部は、孤立地域内の災害時要援護者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の状況等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>NTT回線が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長は、災害情報連絡員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。 2 住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。 <p>第4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務部等は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、本部長を通じて、県に対してヘリコプターによる輸送を要請する。 <p>第5 道路の応急復旧活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設部、産業部は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、自動車の順に、一刻も早い交通確保に努める。 2 道路管理の責を有する各機関は、う回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行うものとする。 	<p>4 民生部は、孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。</p> <p>第3 通信手段の確保</p> <p>電話が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることに大きな支障をきたす。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長は、職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。 2 住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及び防災行政無線、アマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。 <p>第4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務部等は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、本部長を通じて、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 <p>第5 道路の応急復旧活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設部、産業部は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。 2 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。
14	食料品等の調達供給活動	<p>災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料を被災者に対し供給する。</p> <p>また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町は、自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。 <p>第1 食料品等の調達</p> <p>被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料により対応する。また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制 <p>総務部財政管財班長は、民生部福祉班長等の協力を得て、給食の必要数量を把握し、食料の調達配給を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 〔略〕 3 県及び近隣市町村への要請 	<p>災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。</p> <p>また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日赤奉仕団、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。 <p>第1 食料品等の調達</p> <p>被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制 <p>総務部は、民生部等の協力を得て、給食の必要数量を把握し、食料の調達配給を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 〔略〕 3 県及び近隣市町村への要請

節 節 名	旧	新												
14 食料品等の調達供給活動	<p>総務部は自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、本部長を通じて、県(長野地方事務所長)及び近隣市町村に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。</p> <p>4 関東農政局への要請 災害の程度が甚だしく、応急用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により町長が必要と認めた場合には、町長から関東農政局長野農政事務所長又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者(関東農政局長野農政事務所長に対し連絡がとれず緊急引渡の要請ができない場合に限る。)に対して、災害救助法発動期間中の応急用米穀について緊急引渡を要請する。</p> <p>第2 食料品等の供給</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 総務部財政管財班長は、各避難所の管理責任者を通じて、避難者に食料を供給する。</p> <p>(2) 各避難所では、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に配布する。</p> <p>(3) 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、教育部学校教育班長及び民生部福祉施設班長と連携して食育・学校給食センター、保育園給食調理室等を活用し供給する。</p> <p>2 食料の供給基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 供給品目 供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品とする。</p> <p>3 米穀の供給基準</p> <table border="1" data-bbox="327 1027 1216 1174"> <thead> <tr> <th>供給の対象</th> <th>精米必要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td> <td>1食当たり精米 200g</td> </tr> <tr> <td>②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合</td> <td>1食当たり精米 300g</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 乾パン及び麦製品の精米換算は100%とする。ただし生パンは、原料小麦粉の重量で計算する。</p> <p>4 炊出しによる食料供給</p> <p>(1) 該当範囲 食料供給の対象は次のとおりとする。ただし、オ、カは、災害救助法の対象ではない。 ア・イ [略] ウ 旅館、ホテル等の宿泊者、一般家庭の来訪者等 エ 社会福祉施設の入所者等(ライフラインの支障により施設で調理できない場合に</p>	供給の対象	精米必要量	①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200g	②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300g	<p>総務部は、計画等で定めた非常食用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、本部長を通じて、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室及び近隣市町村に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、明示して要請を行う。</p> <p>4 関東農政局への要請 災害の程度が甚だしく、応急用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により町長が必要と認めた場合には、町長から関東農政局又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者(関東農政局に対し連絡がとれず緊急引渡しの要請ができない場合に限る。)に対して、災害救助法発動期間中の応急用米穀について緊急引渡しを要請する。</p> <p>第2 食料品等の供給</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 総務部は、各避難所の管理責任者を通じて、避難者に食料を供給する。</p> <p>(2) 各避難所では、自治区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に配布する。</p> <p>(3) 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、教育部及び民生部と連携して食育・学校給食センター、保育園給食調理室等を活用し供給する。</p> <p>2 食料の供給基準</p> <p>(1) [略]</p> <p>[削除]</p> <p>3 応急用米穀の供給基準</p> <table border="1" data-bbox="1238 1027 2128 1174"> <thead> <tr> <th>供給の対象</th> <th>精米必要量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td> <td>1食当たり精米 200g</td> </tr> <tr> <td>②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合</td> <td>1食当たり精米 300g</td> </tr> </tbody> </table> <p>[削除]</p> <p>4 炊き出しによる食料供給</p> <p>(1) 該当範囲 食料供給の対象は次のとおりとする。ただし、エ、オは、災害救助法の対象ではない。 ア・イ [略]</p> <p>[削除]</p> <p>ウ 社会福祉施設の入所者等(ライフラインの支障により施設で調理できない場合に</p>	供給の対象	精米必要量	①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200g	②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300g
供給の対象	精米必要量													
①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200g													
②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300g													
供給の対象	精米必要量													
①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200g													
②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300g													

節	節名	旧	新
14	食料品等の調達供給活動	<p>限る。)</p> <p>オ 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者</p> <p>カ その他特に町長が食料供給を必要と認めた者</p> <p>(2) 炊出しの活動体制</p> <p>総務部の指示により、教育部及び民生部が日赤奉仕団、区・自治会等地域住民の協力を得て、炊出しを実施する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 経費の負担</p> <p>(1) 費用の範囲</p> <p>ア 主食費</p> <p>(ウ) 一般の食料品店等から購入したパン、乾パン、うどん、インスタント食品等</p> <p>(2) 負担方法</p> <p>炊出しその他による食品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>7 整備書類</p> <p>総務部財政管財班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。</p> <p>〈食料の調達供給〉</p> <p>市町村の備蓄食料</p>	<p>限る。)</p> <p>エ 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者</p> <p>オ その他特に町長が食料供給を必要と認めた者</p> <p>(2) 炊き出しの活動体制</p> <p>総務部の指示により、教育部及び民生部が日赤奉仕団、自治区等地域住民の協力を得て、炊き出しを実施する。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 経費の負担</p> <p>(1) 費用の範囲</p> <p>ア 主食費</p> <p>(ウ) 一般の食料品店等から購入したパン、うどん、インスタント食品等</p> <p>(2) 負担方法</p> <p>炊き出しその他による食品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>7 整備書類</p> <p>総務部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。</p> <p>食料品・生活必需品の県への調達要請フロー</p>

節	節名	旧	新
14	食料品等の調達供給活動	[追加]	<p>調達の流れ</p> <p>避難所 [物資調達システム]-[物資の要請]から必要品目を入力</p> <p>↓</p> <p>市町村役場 [物資調達システム]-[配分計画]から全避難所分集計</p> <p>↓</p> <p>調達 ①市町村の備蓄から調達 ②市町村の協定業者から調達 ③県・他市町村に要請</p> <p>← 県地方部 システム入力・調達調整を支援</p> <p>0日 (0H)</p> <p>県物資調整班 [物資調達システム]-[配分計画]から1日2回集計 1回目：AM12時集計→同日午後業者等発注 2回目：PM18時集計→翌日AM業者発注</p> <p>↓</p> <p>調達 ①県の備蓄から調達 ②市町村の備蓄物資から調達 ③県の協定業者から調達</p> <p>0.5日 (12H)</p> <p>業者等 調達・製造・輸送</p> <p>↓</p> <p>1～2日 (24～48H)</p> <p>県広域防災拠点 市町村ごとに仕分け</p> <p>↓</p> <p>2～3日 (48～72H)</p> <p>市町村広域防災拠点</p>

節	節 名	旧	新
15	飲料水の調達 供給活動	<p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第2 飲料水の調達</p> <p>飲料水は水道水又は上水道水源から確保する。</p> <p>道路等の状況により浄水が搬水できない場合は、坂城中学校プールの浄水機の活用又は貯水槽及び井戸水等を「ろ水」し、又は煮沸し、あるいは化学処理を加え、並びにボトルウォーターにより飲料水を確保する。</p> <p>1 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。</p> <p>第3 飲料水の供給</p> <p>町は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(4) 災害のために飲料水が得られない被災者に対し、飲料水を供給する。</p> <p>(5) 応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の供給を図る。</p> <p>5 給水の方法</p> <p>水道施設が被災し、断水している場合には、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。</p>	<p>飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、町で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、町において県企業局への給水車の派遣要請や給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第2 飲料水の調達</p> <p>飲料水は水道水又は上水道水源から確保する。</p> <p>道路等の状況により浄水が搬水できない場合は、プールの浄水機の活用又は貯水槽及び井戸水等を「ろ水」し、又は煮沸し、あるいは化学処理を加え、並びにボトルウォーターにより飲料水を確保する。</p> <p>1 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うほか、県企業局への給水車の派遣要請を行う。</p> <p>第3 飲料水の供給</p> <p>町は、町地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、県企業局への給水車の派遣要請や給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。</p> <p>(5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。</p> <p>5 給水の方法</p> <p>水道施設が被災し、断水している場合には、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。なお、水道事業者に派遣要請した場合の給水場所は、水道事業者と協議して定める。</p>
16	生活必需品の 調達供給活動	<p>災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には町が備蓄分を供給する。被害状況等に応じて、町からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>主な活動</p> <p>2 生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。</p>	<p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には町が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、町からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>主な活動</p> <p>2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。</p>

節	節名	旧	新
16	生活必需品の調達供給活動	<p>第1 生活必需品の調達</p> <p>1 活動体制</p> <p>総務部財政管財班長は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、販売業者等の協力を得て、必要な物資の調達、確保に努め、迅速な供給を行う。</p> <p>2 生活必需品の調達</p> <p>(1) 必要数量の把握・調達</p> <p>総務部財政管財班長は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、町内の業者からの購入等により必要な物資を調達・確保する。</p> <p>(2) 総務部財政管財班長は、町内において生活必需品の調達が困難な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町村へ要請し、調達を行う。</p> <p>第2 生活必需品の供給</p> <p>町は、生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に給与又は貸与する。</p> <p>特に、高齢者、障害者等災害時要援護者については、優先的に給与又は貸与するなど十分配慮する。</p> <p>1 給与又は貸与の対象者</p> <p>2 給与又は貸与の方法</p> <p>総務部が、区長・自治会長、民生児童委員、日赤奉仕団等の協力を得て、物資の給与又は貸与を実施する。</p>	<p>第1 生活必需品の調達</p> <p>1 活動体制</p> <p>総務部は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。</p> <p>2 生活必需品の調達</p> <p>(1) 必要数量の把握・調達</p> <p>総務部は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、町内の業者からの購入等により必要な物資を効率的に調達・確保する。</p> <p>(2) 総務部は、町内において生活必需品の調達が困難な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町村へ要請し、調達を行う。</p> <p>第2 生活必需品の供給</p> <p>町は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。</p> <p>特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。</p> <p>1 供給・分配の対象者</p> <p>2 供給・分配の方法</p> <p>総務部が、区長、民生児童委員、日赤奉仕団等の協力を得て、物資の供給・分配を実施する。</p>
17	保健衛生、感染症予防活動	<p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生活動・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。</p> <p>主な活動</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機(器)材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第2 保健衛生活動</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 被災者の避難状況を把握し、長野保健福祉事務所に置かれる地方部衛生班に報告</p>	<p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生活動・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。</p> <p>2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。</p> <p>第2 保健衛生活動</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 被災者の避難状況を把握し、長野保健福祉事務所に置かれる地方部衛生班に報告</p>

節	節名	旧	新
17	保健衛生、感染症予防活動	<p>する。</p> <p>(2) 被災者の健康を確保するために、避難所等に保健師を派遣し、健康相談等を行う。</p> <p>(3) 被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を県に要請する。</p> <p>[追加]</p> <p>2 関係機関が実施する対策</p> <p>(3) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導等を行うよう努める。</p> <p>第3 感染症予防対策</p> <p>感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>1 防疫班及び検病調査班の編成</p> <p>民生部は、被災地の消毒等、防疫活動の実施にあたり、長野保健所の協力を得て、防疫班及び検病調査班を編成する。</p>	<p>するとともに被災者台帳等に反映する。</p> <p>(2) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。</p> <p>(3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>(4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</p> <p>2 関係機関が実施する対策</p> <p>(3) 関係機関は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。</p> <p>第3 感染症予防対策</p> <p>感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、県（長野保健所）及び関係機関と連携し、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>1 防疫班及び検病調査班の編成</p> <p>民生部は、被災地の消毒等、防疫活動の実施に当たり、長野保健所の協力を得て、防疫班及び検病調査班を編成する。</p>

節	節名	旧	新
18	遺体の捜索及び対策等の活動	<p>第18節 死体の捜索及び処置等の活動</p> <p>実施担当部：(捜索活動) 消防部 (処理・埋葬) 民生部</p> <p>災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>主な活動</p> <p>関係機関との連携を密にし、行方不明者の捜索及び死体の検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。</p> <p>第1 活動体制</p> <p>消防部及び民生部は、行方不明者の捜索及び死体の処置等を実施する。</p> <p>第2 死体の捜索</p> <p>2 捜索の方法</p> <p>(1) 消防部救助救急班長は、千曲警察署及び消防団の協力を得て、人員、機械器具を確保し捜索班を編成して捜索を実施する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 死体を発見した場合は、直ちに千曲警察署に連絡する。</p> <p>3 捜索の期間</p> <p>原則として、災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>4 経費の負担</p> <p>(1) 費用の範囲</p> <p>エ その他</p> <p>死体捜索のための作業員賃金及び輸送費は、経理上捜索費から分離し「輸送費」「作業員賃金」に一括計上すること。</p> <p>(2) 負担方法</p> <p>死体の捜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>5 整備書類</p> <p>消防部救助救急班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。</p> <p>第3 死体の収容処理方法</p> <p>1 死体収容処理班の編成</p> <p>民生部福祉班長は、医療関係者を含む収容処理班を編成し、死体の収容処理に当たることとし、必要に応じ医師、警察及び地域住民の協力を求めて行う。</p>	<p>第18節 遺体の捜索及び対策等の活動</p> <p>実施担当部：(捜索活動) 消防部 (遺体対策・埋葬) 民生部</p> <p>災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。</p> <p>さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p> <p>主な活動</p> <p>関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体処置を施す。</p> <p>第1 活動体制</p> <p>消防部及び民生部は、行方不明者の捜索及び遺体の処置等を実施する。</p> <p>第2 遺体の捜索及び対応</p> <p>2 捜索の方法</p> <p>(1) 消防部消防班長は、千曲警察署及び消防団の協力を得て、人員、機械器具を確保し捜索班を編成して捜索を実施する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 遺体を発見した場合は、直ちに千曲警察署に連絡する。</p> <p>〔削除〕</p> <p>3 経費の負担</p> <p>(1) 費用の範囲</p> <p>エ その他</p> <p>遺体捜索のための作業員賃金及び輸送費は、経理上捜索費から分離し「輸送費」「作業員賃金」に一括計上すること。</p> <p>(2) 負担方法</p> <p>遺体の捜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>5 整備書類</p> <p>消防部消防班長は、次の書類帳簿等を整備し保存する。</p> <p>第3 遺体の収容処理方法</p> <p>1 遺体収容処理班の編成</p> <p>民生部福祉班長は、医療関係者を含む収容処理班を編成し、遺体の収容処理に当たることとし、必要に応じ医師、警察及び地域住民の協力を求めて行う。</p>

節	節名	旧	新
18	遺体の捜索及び対策等の活動	<p>2 収容の方法</p> <p>(1) 一時収容</p> <p>死体の身元確認等のための一時収容は、町内の寺院、神社、学校等の建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント、バラック等の建物を手配し、収容する。</p> <p>(2) 変死体の届出</p> <p>変死体については、直ちに、千曲警察署に連絡し、検視後死体の収容を行う。</p> <p>3 死体の処理方法</p> <p>死体の処理は、千曲警察署と連携をとり実施するものとし、必要に応じて葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。</p> <p>(1) 処理内容</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の納棺及び一時保存</p> <p>ウ 監察医による検案</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア 千曲警察署から死体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、死体の引渡しを受ける。</p> <p>イ 引渡しを受けた死体は、直ちに死体安置所に運搬し、救護班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて監察医による検案を行う。</p> <p>ウ 遺品等のある場合は、整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を死体処理台帳に記録し、死体の写真とともに死体安置所に掲示する。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 外国籍住民の死体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、死体の措置について協議する。</p> <p>(3) 死体の処理期間</p> <p>原則として、災害発生の日から10日以内とする。</p> <p>4 経費の負担</p> <p>(1) 費用の範囲</p> <p>ア 死体の一時収容のための費用（輸送費及び作業員賃金を含む。）</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用</p> <p>ウ 救護班によらない場合の検案料</p> <p>(2) 費用の限度</p> <p>ア 死体の一時収容</p> <p>(ア) 死体の一時収容に民間等の既存建物を利用する場合 借上げに要する通常の実費</p> <p>(イ) 死体の一時収容所を野外に仮設する場合 一体当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。</p> <p>イ 死体の処理</p>	<p>2 収容の方法</p> <p>(1) 一時収容</p> <p>遺体の身元確認等のための一時収容は、町内の寺院、神社、学校等の建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し、収容する。</p> <p>(2) 変死体の収容</p> <p>変死体については、直ちに、千曲警察署に連絡し、検視後に収容を行う。</p> <p>3 遺体の処理方法</p> <p>遺体の処理は、千曲警察署と連携をとり実施するものとし、必要に応じて葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。</p> <p>(1) 処理内容</p> <p>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 遺体の納棺及び一時保存</p> <p>ウ 監察医による検案</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア 千曲警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、遺体の引渡しを受ける。</p> <p>イ 引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所に運搬し、救護班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて監察医による検案を行う。</p> <p>ウ 遺品等のある場合は、整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体の写真とともに遺体安置所に掲示する。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。</p> <p>[削除]</p> <p>4 経費の負担</p> <p>(1) 費用の範囲</p> <p>ア 遺体の一時収容のための費用（輸送費及び作業員賃金を含む。）</p> <p>イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用</p> <p>ウ 救護班によらない場合の検案料</p> <p>(2) 費用の限度</p> <p>ア 遺体の一時収容</p> <p>(ア) 遺体の一時収容に民間等の既存建物を利用する場合 借上げに要する通常の実費</p> <p>(イ) 遺体の一時収容所を野外に仮設する場合 一体当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。</p> <p>イ 遺体の処理</p>

節	節名	旧	新
18	遺体の捜索及び対策等の活動	<p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(3) 負担方法</p> <p>死体の処理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>5 整備書類</p> <p>(1) 死体処理台帳（災害救助様式18）</p> <p>第4 死体の埋葬</p> <p>2 死体の埋葬方法</p> <p>死体の埋葬は、埋葬台帳に記入し、原則として火葬に付すものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 埋葬場所</p> <p>身元不明の死体は、火葬後無縁墓地に仮埋葬し、判明した時点で引き渡す。</p> <p>5 経費の負担</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 費用の限度</p> <p>ア 大人（満12歳以上）</p> <p>1体当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。</p> <p>イ 小人（満12歳未満）</p> <p>1体当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。</p> <p>(3) 負担方法</p> <p>死体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。</p>	<p>(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(3) 負担方法</p> <p>遺体の処理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>5 整備書類</p> <p>(1) 遺体処理台帳（災害救助様式18）</p> <p>第4 遺体の埋葬</p> <p>2 遺体の埋葬方法</p> <p>遺体の埋葬は、埋葬台帳に記入し、原則として火葬に付すものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 埋葬場所</p> <p>身元不明の遺体は、火葬後無縁墓地に仮埋葬し、判明した時点で引き渡す。</p> <p>5 経費の負担</p> <p>(1) [略]</p> <p>[削除]</p> <p>(2) 負担方法</p> <p>遺体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は町が負担する。</p>

節	節名	旧	新																								
19	廃棄物の処理活動	<p>第1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>2 清掃班の編成</p> <p>(1) 必要に応じて臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。</p> <p>4 収集と処理</p> <p>(1) ごみの収集と処理</p> <p>イ ごみの処理</p> <p>(イ) 粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合、道路の障害により処理施設への搬入が困難な場合には、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。</p> <p>(ウ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理場名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛尾組合 ごみ焼却場</td> <td>坂城町大字中之条 1,850番地</td> <td>坂城町長</td> <td>80トン/日</td> </tr> <tr> <td>葛尾組合 不燃物処理場</td> <td>千曲市上山田町大字上山田 3813番地100</td> <td>千曲市長</td> <td>15トン/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 仮設トイレの設置</p> <p>(1) 民生部は、下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講じる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6 費用関連事務</p> <p>被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に長野保健所へ報告する。</p> <p>7 住民の対応</p> <p>住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等町が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。</p> <p>第2 廃棄物処理の広域応援</p> <p>1 県又は関係機関への応援要請</p> <p>発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、町のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。</p> <p>第3 死亡獣畜の処理対策</p> <p>1 死亡獣畜の処理</p> <p>(1) 災害により死亡した獣畜は、所有者が処理することを原則とする。</p> <p>(2) 所有者が不明、あるいは所有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを</p>	処理場名	所在地	管理者	処理能力	葛尾組合 ごみ焼却場	坂城町大字中之条 1,850番地	坂城町長	80トン/日	葛尾組合 不燃物処理場	千曲市上山田町大字上山田 3813番地100	千曲市長	15トン/日	<p>第1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>2 清掃班の編成</p> <p>(1) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図る。</p> <p>4 収集と処理</p> <p>(1) ごみの収集と処理</p> <p>イ ごみの処理</p> <p>(イ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。</p> <p>(ウ) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理場名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ちくま環境エネルギーセンター</td> <td>千曲市大字屋代3088番地</td> <td>長野広域連合長</td> <td>焼却炉 100 t/日 灰溶融炉 10 t/日</td> </tr> <tr> <td>葛尾組合 不燃物処理場</td> <td>千曲市上山田町大字上山田 3813番地100</td> <td>葛尾組合長</td> <td>15 t/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 仮設トイレの設置</p> <p>(1) 民生部は、下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>6 費用関連事務</p> <p>被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに長野地域振興局へ報告する。</p> <p>7 住民の対応</p> <p>住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等町が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。</p> <p>第2 廃棄物処理の広域応援</p> <p>1 県又は関係機関への応援要請</p> <p>発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、町のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。</p> <p>[削除]</p>	処理場名	所在地	管理者	処理能力	ちくま環境エネルギーセンター	千曲市大字屋代3088番地	長野広域連合長	焼却炉 100 t/日 灰溶融炉 10 t/日	葛尾組合 不燃物処理場	千曲市上山田町大字上山田 3813番地100	葛尾組合長	15 t/日
処理場名	所在地	管理者	処理能力																								
葛尾組合 ごみ焼却場	坂城町大字中之条 1,850番地	坂城町長	80トン/日																								
葛尾組合 不燃物処理場	千曲市上山田町大字上山田 3813番地100	千曲市長	15トン/日																								
処理場名	所在地	管理者	処理能力																								
ちくま環境エネルギーセンター	千曲市大字屋代3088番地	長野広域連合長	焼却炉 100 t/日 灰溶融炉 10 t/日																								
葛尾組合 不燃物処理場	千曲市上山田町大字上山田 3813番地100	葛尾組合長	15 t/日																								

節	節名	旧	新
19	廃棄物の処理活動	<p>処理することができない場合、産業部及び民生部は、分担して、死亡獣畜の処理活動を実施する。</p> <p>2 収集方法 町有車両及び民間委託業者の車両により収集する。</p> <p>3 処分方法 死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく、家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上、焼却又は化製処理を実施する。 ただし、24ヶ月令以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、原則として、佐久家畜保健衛生所へ搬入する。</p>	<p>〔削除〕</p>
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	<p>第20節 物価安定等に関する活動</p> <p>災害発生後は、被災地の経済的混乱等が予想され、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。</p> <p>主な活動</p> <p>〔追加〕 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。</p> <p>〔追加〕</p> <p>物価の安定、物資の安定供給 災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。</p>	<p>第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。</p> <p>主な活動</p> <p>1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。</p> <p>第1 社会秩序の維持 災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。 したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。</p> <p>1 県が実施する対策（警察本部）</p> <p>(1) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り (2) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り (3) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処理事犯の取締り (4) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り (5) 広報啓発活動の推進 (6) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施 (7) 避難所等への定期的な巡回</p> <p>第2 物価の安定、物資の安定供給 災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。</p>

節	節名	旧	新
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	<p>2 町が実施する対策</p> <p>(1) 価格需給動向の調査 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。</p> <p>(2) 関係業界への要請 適正な価格又は条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。</p> <p>(3) 住民への情報提供 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。</p> <p>(4) 相談窓口の設置 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。</p>	<p>2 町が実施する対策</p> <p>(1) 価格需給動向の調査 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。</p> <p>(2) 関係業界への要請 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。</p> <p>(3) 住民への情報提供 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。</p> <p>(4) 相談窓口の設置 買い占め売り惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。</p>
21	危険物施設等 応急活動	<p>災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。</p> <p>また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。</p> <p>主な活動</p> <p>2 火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>第1 〔略〕</p>	<p>大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。</p> <p>また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。</p> <p>主な活動</p> <p>2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。</p> <p>5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。</p> <p>第1 〔略〕</p>

節	節名	旧	新
21	危険物施設等 応急活動	<p>確保する。</p> <p>1 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、消防法に基づき、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。</p> <p>3 危険物施設の管理者等に対する指導 (3) 危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置を合わせて講ずる。</p> <p>(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等 ア・イ [略]</p> <p>[追加]</p> <p>ウ 従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。</p> <p>[追加]</p>	<p>安全を確保する。</p> <p>1 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。</p> <p>3 危険物施設の管理者等に対する指導 (3) 危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。</p> <p>(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等 ア・イ [略]</p> <p>ウ 相互応援の要請 必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。</p> <p>エ 従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。</p> <p>(5) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</p> <p>第4 火薬類等災害応急対策 火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。 このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。</p> <p>1 県が実施する対策 (1) 産業労働部が実施する対策 火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。 ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにする。 イ 火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て搜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知する。 (2) 警察本部が実施する対策 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区</p>

節	節名	旧	新
21	危険物施設等 応急活動	<p>第3 高圧ガス施設応急対策 風水害による被害を最小限にとどめ、従業員及び周辺住民に対する安全確保を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。</p> <p>第4 液化石油ガス施設応急対策 災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動について施設管理者に要請する。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。</p> <p>第5 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策 毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・千曲警察署又は消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために次に掲げる必要な措置をとる。</p> <p>第6 放射性物質使用施設応急対策 災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。</p> <p>2 放射性同位元素使用者が実施する対策</p> <p>(2) 放射線障害の危険のある地域(放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域)内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、ロープを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。</p>	<p>域への人、車両の立入を禁止する。 また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。 さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。</p> <p>第5 高圧ガス施設応急対策 高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。 災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入制限を行う。</p> <p>第6 液化石油ガス施設応急対策 災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入制限を行う。</p> <p>第7 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策 毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・千曲警察署又は消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために次に掲げる必要な措置をとる。</p> <p>第8 放射性物質使用施設応急対策 災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。</p> <p>2 放射性同位元素使用者が実施する対策</p> <p>(2) 放射線障害の危険のある地域(放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域)内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。</p>

節	節名	旧	新
21	危険物施設等 応急活動	[追加]	<p>第9 石綿使用建築物等応急対策</p> <p>大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。</p> <p>1 県が実施する対策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。 (2) 被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び期間について、水大気環境課と協議する。 (3) 調査を担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。 (4) 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。 (5) 派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。 (6) 調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。 (7) 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市町村との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。 (8) 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。 (9) 必要に応じてアスベストが飛散しているおそれのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。 (10) 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。 <p>第10 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策</p> <p>大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。</p> <p>1 県が実施する対策</p> <p>大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。</p>

節	節名	旧	新																																																								
22	ライフライン施設災害応急活動	<p>第1 緊急連絡先及び方法</p> <p>各施設の緊急連絡先及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>第1順位 緊急連絡先 電話番号等</th> <th>第2順位 緊急連絡先 電話番号等</th> <th>第3順位 緊急連絡先 電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気施設</td> <td>中部電力(株)上田営業所 電話 0268-23-8206</td> <td>中部電力(株)長野支店 電話 026-232-9060 防災行政無線 245-8771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス施設</td> <td>長野都市ガス(株)篠ノ井支社 電話 026-292-1189 防災行政無線 231-8778</td> <td>長野都市ガス(株)長野支社 電話 026-226-8161 防災行政無線 245-8772</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道施設</td> <td>企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 防災行政無線 234-8779</td> <td>事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 防災行政無線 231-3936 231-3937</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td>千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652</td> <td>下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170</td> <td>環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 防災行政無線 231-3377</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設</td> <td>(株)NTT東日本長野支店上田事業所 電話 0268-26-1323 (株)NTTドコモ長野支店 電話 026-291-7112</td> <td>東日本電信電話(株)長野支店 電話 026-225-4404 防災行政無線 245-773</td> <td>(株)NTT東日本-長野設備部113センター 電話 局番なしの113</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>東日本旅客鉄道株式会社長野支社 電話 026-226-7555</td> <td>しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 関係機関の応急活動</p> <p>1 電気施設応急活動</p> <p>(2) 迅速な応急復旧活動</p> <p>ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。</p> <p>(3) 二次災害防止</p> <p>ア 町は、電力会社からの要請に基づき、町の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、</p>	施設名	第1順位 緊急連絡先 電話番号等	第2順位 緊急連絡先 電話番号等	第3順位 緊急連絡先 電話番号等	電気施設	中部電力(株)上田営業所 電話 0268-23-8206	中部電力(株)長野支店 電話 026-232-9060 防災行政無線 245-8771		ガス施設	長野都市ガス(株)篠ノ井支社 電話 026-292-1189 防災行政無線 231-8778	長野都市ガス(株)長野支社 電話 026-226-8161 防災行政無線 245-8772		上水道施設	企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 防災行政無線 234-8779	事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 防災行政無線 231-3936 231-3937		下水道施設	千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652	下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170	環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 防災行政無線 231-3377	電信電話施設	(株)NTT東日本長野支店上田事業所 電話 0268-26-1323 (株)NTTドコモ長野支店 電話 026-291-7112	東日本電信電話(株)長野支店 電話 026-225-4404 防災行政無線 245-773	(株)NTT東日本-長野設備部113センター 電話 局番なしの113	鉄道施設	東日本旅客鉄道株式会社長野支社 電話 026-226-7555	しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700		<p>第1 緊急連絡先及び方法</p> <p>各施設の緊急連絡先及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>第1順位 緊急連絡先 電話番号等</th> <th>第2順位 緊急連絡先 電話番号等</th> <th>第3順位 緊急連絡先 電話番号等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気施設</td> <td>中部電力パワーグリッド(株)上田営業所 電話 0268-23-8200</td> <td>中部電力パワーグリッド(株)長野支社 電話 026-232-9060 [削除]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス施設</td> <td>長野都市ガス(株)篠ノ井支社 電話 026-292-1189 [削除]</td> <td>長野都市ガス(株)長野支社 電話 026-226-8161 県防災行政無線 245-8772</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道施設</td> <td>企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 県防災行政無線 234-8779</td> <td>事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 県防災行政無線 231-3936 231-3937</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td>千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652</td> <td>下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170</td> <td>環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 県防災行政無線 231-3377</td> </tr> <tr> <td>電信電話施設</td> <td>東日本電信電話(株)長野支店 長野災害対策室 電話 026-225-4389 (株)ドコモCS長野支店 ネットワーク部エリア品質 電話 026-291-7202</td> <td>NTT東日本故障受付 電話 局番なしの113</td> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>東日本旅客鉄道株式会社長野支社 電話 026-226-7555</td> <td>しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 関係機関の応急活動</p> <p>1 電気施設応急活動</p> <p>(2) 迅速な応急復旧活動</p> <p>ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。また、大規模停電発生時には、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</p> <p>(3) 二次災害防止</p> <p>ア 町は、電力会社からの要請に基づき、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 広報に当たっては、広報車、チラシ、回覧板等を利用して積極的に行うとともに、</p>	施設名	第1順位 緊急連絡先 電話番号等	第2順位 緊急連絡先 電話番号等	第3順位 緊急連絡先 電話番号等	電気施設	中部電力パワーグリッド(株)上田営業所 電話 0268-23-8200	中部電力パワーグリッド(株)長野支社 電話 026-232-9060 [削除]		ガス施設	長野都市ガス(株)篠ノ井支社 電話 026-292-1189 [削除]	長野都市ガス(株)長野支社 電話 026-226-8161 県防災行政無線 245-8772		上水道施設	企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 県防災行政無線 234-8779	事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 県防災行政無線 231-3936 231-3937		下水道施設	千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652	下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170	環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 県防災行政無線 231-3377	電信電話施設	東日本電信電話(株)長野支店 長野災害対策室 電話 026-225-4389 (株)ドコモCS長野支店 ネットワーク部エリア品質 電話 026-291-7202	NTT東日本故障受付 電話 局番なしの113	[削除]	鉄道施設	東日本旅客鉄道株式会社長野支社 電話 026-226-7555	しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700	
施設名	第1順位 緊急連絡先 電話番号等	第2順位 緊急連絡先 電話番号等	第3順位 緊急連絡先 電話番号等																																																								
電気施設	中部電力(株)上田営業所 電話 0268-23-8206	中部電力(株)長野支店 電話 026-232-9060 防災行政無線 245-8771																																																									
ガス施設	長野都市ガス(株)篠ノ井支社 電話 026-292-1189 防災行政無線 231-8778	長野都市ガス(株)長野支社 電話 026-226-8161 防災行政無線 245-8772																																																									
上水道施設	企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 防災行政無線 234-8779	事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 防災行政無線 231-3936 231-3937																																																									
下水道施設	千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652	下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170	環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 防災行政無線 231-3377																																																								
電信電話施設	(株)NTT東日本長野支店上田事業所 電話 0268-26-1323 (株)NTTドコモ長野支店 電話 026-291-7112	東日本電信電話(株)長野支店 電話 026-225-4404 防災行政無線 245-773	(株)NTT東日本-長野設備部113センター 電話 局番なしの113																																																								
鉄道施設	東日本旅客鉄道株式会社長野支社 電話 026-226-7555	しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700																																																									
施設名	第1順位 緊急連絡先 電話番号等	第2順位 緊急連絡先 電話番号等	第3順位 緊急連絡先 電話番号等																																																								
電気施設	中部電力パワーグリッド(株)上田営業所 電話 0268-23-8200	中部電力パワーグリッド(株)長野支社 電話 026-232-9060 [削除]																																																									
ガス施設	長野都市ガス(株)篠ノ井支社 電話 026-292-1189 [削除]	長野都市ガス(株)長野支社 電話 026-226-8161 県防災行政無線 245-8772																																																									
上水道施設	企業局上田水道管理事務所 電話 0268-22-2110 県防災行政無線 234-8779	事業課水道事業係(県庁) 電話 026-235-7381 県防災行政無線 231-3936 231-3937																																																									
下水道施設	千曲川流域下水道建設事務所 電話 026-224-3652	下水道公社千曲川上流管理事務所 電話 026-283-4170	環境部生活排水課(県庁) 電話 026-235-7299 県防災行政無線 231-3377																																																								
電信電話施設	東日本電信電話(株)長野支店 長野災害対策室 電話 026-225-4389 (株)ドコモCS長野支店 ネットワーク部エリア品質 電話 026-291-7202	NTT東日本故障受付 電話 局番なしの113	[削除]																																																								
鉄道施設	東日本旅客鉄道株式会社長野支社 電話 026-226-7555	しなの鉄道株式会社 電話 0268-21-4700																																																									

節	節名	旧	新
22	ライフライン施設災害応急活動	<p>テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、町の有線放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。</p> <p>〔追加〕</p> <p>2 都市ガス施設応急活動</p> <p>(2) 都市ガス施設応急供給計画</p> <p>ア 復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を勘案するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。</p> <p>3 上水道施設応急活動</p> <p>(1) 水道事業者等が実施する対策</p> <p>ア 県企業局が実施する対策</p> <p>(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者等に協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</p> <p>(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管からの取り出しを認める。</p> <p>イ 町が実施する対策</p> <p>(ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。</p> <p>(イ) 復旧体制の確立を行う。</p> <p>(ウ) 被災の状況により応援要請を行う。</p> <p>(エ) 住民への広報活動を行う。</p> <p>(オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>4 下水道施設応急活動</p> <p>(1) 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>ア 町は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。</p> <p>イ このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>ウ 下水道施設台帳等(管渠施設、処理場施設)を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。</p> <p>(2) 応急対策の実施体制</p> <p>町は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる必要もある。</p>	<p>テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。</p> <p>エ 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、町及び県へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。</p> <p>2 都市ガス施設応急活動</p> <p>(2) 都市ガス施設応急供給計画</p> <p>ア 復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。</p> <p>3 上水道施設応急活動</p> <p>(1) 水道事業者等が実施する対策</p> <p>ア 県企業局が実施する対策</p> <p>(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</p> <p>(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。</p> <p>イ 町が実施する対策</p> <p>(ア) 被害状況の把握と早期復旧のための協力をを行う。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(イ) 住民への広報活動を行う。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>4 下水道施設応急活動</p> <p>(1) 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>ア 町は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。</p> <p>イ このため、下水道施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(2) 応急対策の実施体制</p> <p>町は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要もある。</p>

節	節 名	旧	新
22	ライフライン施設災害応急活動	<p>ア [略]</p> <p>イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。</p> <p>[追加]</p> <p>(3) 応急対策の実施 下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。町は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。</p> <p>ア 町が実施する対策 (ア) [略] (イ) 処理場 a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。 b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。 c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。</p> <p>イ 関係機関が実施する対策 下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。</p> <p>ウ 住民が実施する対策 下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。</p> <p>5 通信施設応急活動 (2) 電信電話施設の応急活動 ア 通信確保の基本方針 (イ) 避難場所等に特設公衆電話を設置する。 イ 東日本電信電話(株)及び(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)が実施する計画 (ア) 重要通信のそ通確保 b 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p> <p>ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な緊急措置を講ずる。</p> <p>(3) 応急対策の実施 下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、町は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。</p> <p>ア 町が実施する対策 (ア) [略] [削除]</p> <p>イ 関係機関が実施する対策 下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。</p> <p>ウ 住民が実施する対策 下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。</p> <p>5 通信施設応急活動 (2) 電気通信施設の応急活動 ア 通信サービス確保の基本方針 (イ) 避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。 イ 東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)等が実施する対策 (ア) 重要通信のそ通確保 b 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。</p>

節	節名	旧	新
22	ライフライン施設災害応急活動	<p>c 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。</p> <p>ウ 特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>〔追加〕</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言版・web171を速やかに提供する。</p> <p>オ 情報提供等</p> <p>6 鉄道施設応急活動</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道(株)が実施する対策 災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。</p> <p>〔追加〕</p> <p>ア 旅客公衆等の避難 災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。</p> <p>イ 水防、消防及び救助に関する措置 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。</p> <p>ウ 建設機材の現況の把握及び運用 当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。</p> <p>エ 駅構内等の秩序の維持 災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。</p> <p>オ 災害復旧 (ア) 災害復旧の実施の方針</p>	<p>c 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講ずるものとする。</p> <p>ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置することに努めるものとする。</p> <p>エ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置 避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。</p> <p>オ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。</p> <p>カ 情報提供等</p> <p>6 鉄道施設応急活動</p> <p>(1) しの鉄道(株)が実施する対策 災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努める。</p> <p>ア 被害状況の把握 被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施する。</p> <p>イ 旅客公衆等の避難及び誘導 災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによる。</p> <p>ウ 水防、消防及び救出 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておく。</p> <p>エ 災害発生時の動員体制 災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておく。</p> <p>オ 施設復旧に必要な機材の把握及び整備 鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておく。</p>

節	節名	旧	新
22	ライフライン施設災害応急活動	<p>災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。</p> <p>(イ) 災害復旧計画及び実施</p> <p>災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。</p> <p>(2) しなの鉄道株が実施する対策</p>	<p>(1) しなの鉄道株が実施する対策</p>
23	災害広報活動	<p>誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等災害時要援護者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>町は、県、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。</p> <p>また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 災害広報についての町における活動組織については、通常は広報資料の収集及び広報活動を担当する企画政策課長とする。なお災害対策本部設置時には、「第2章第4節 活動体制計画」により広報班長が関係部等との緊密な連絡のもとに担当する。</p> <p>2 広報活動</p> <p>(1) 災害発生前</p> <p>災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、広報車、屋外告知放送の利用及びチラシ等により実施する。</p> <p>(2) 災害発生後</p> <p>県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、テレビ、ラジオ、ホームページ、掲示板、屋外告知放送、有</p>	<p>誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p>また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長等から直接呼びかけを行う。</p> <p>なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>町は、同報系防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディアへの情報連携機能を利用した情報配信（以下この節において「防災行政無線による放送等」という。）を自主的に行うほか、県、放送事業者及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。</p> <p>また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 災害広報についての町における活動組織については、通常は広報資料の収集及び広報活動を担当する企画政策課長とする。なお災害対策本部設置時には、第2章第4節「活動体制計画」により広報班長が関係部等との緊密な連絡のもとに担当する。</p> <p>2 広報活動</p> <p>(1) 災害発生前</p> <p>災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、広報車、防災行政無線による放送等の利用及びチラシ等により実施する。</p> <p>(2) 災害発生後</p> <p>県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線による放送等をは</p>

節	節名	旧	新
23	災害広報活動	<p style="text-align: center;">線放送、信州ケーブルテレビ、広報紙、広報車等を活用して、広報活動を実施する。</p> <p>〔追加〕</p> <p>3 広報事項</p> <p>(3) 避難場所・経路・方法等に関する情報</p> <p>(6) 交通規制等の状況に関する情報</p> <p>5 報道機関の放送</p> <p>(1) 報道機関に対する発表</p> <p>報道機関に対しては、原則として、副本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。</p> <p>(2) 報道機関に対する放送要請</p> <p>ウ ケーブルテレビを通じた広報は、協定に基づき、上田ケーブルビジョンに対して行う。</p> <p>6 災害記録の作成</p> <p>大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、町民の了承を得て活用する。</p> <p>7 障害者、外国籍住民に対する広報</p> <p>(1) 障害者に対する広報</p> <p>聴覚障害者に対する広報は、民生部の協力を得て、ファックス、チラシの直接配布等により実施する。</p> <p>(2) 外国籍住民に対する広報</p> <p>外国籍住民に対する広報は、語学ボランティアの協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、町ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。</p> <p>第2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応</p> <p>2 相談窓口の開設等</p> <p>町は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p>また、必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、災害の状況に応じた相談窓口を設置する。</p>	<p>はじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、掲示板、コミュニティ放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して、広報活動を実施する。</p> <p>また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。</p> <p>3 広報事項</p> <p>(3) 避難所・経路・方法等に関する情報</p> <p>(6) 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報</p> <p>5 報道機関の放送</p> <p>(1) 報道機関に対する発表</p> <p>報道機関に対しては、原則として、副本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。</p> <p>(2) 報道機関に対する放送要請</p> <p>ウ ケーブルテレビを通じた広報は、協定に基づき、上田ケーブルビジョンに対して要請する。</p> <p>6 災害記録の作成</p> <p>大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を画像、動画等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録動画、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、町民の了承を得て活用する。</p> <p>7 障がい者、外国籍住民に対する広報</p> <p>(1) 障がい者に対する広報</p> <p>聴覚障がい者に対する広報は、同報系防災行政無線の文字放送のほか民生部の協力を得て、ファックス、チラシの直接配布等により実施する。</p> <p>(2) 外国籍住民に対する広報</p> <p>外国籍住民に対する広報は、町ホームページ、ソーシャルメディアの翻訳機能を利用した広報のほか、語学ボランティアの協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、町ホームページへの掲載、拡声器での街頭広報等により実施する。また、Lアラート等の情報を翻訳して受信するスマートフォンアプリケーション等の利用勧奨を推進する。</p> <p>第2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応</p> <p>2 相談窓口の開設等</p> <p>町は、県及び関係機関と相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p>また、必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、町の実情に即した相談窓口を設置する。</p>

節	節名	旧	新
24	土砂災害等応急活動	<p>災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第1 かけ崩れ、地すべり等応急対策</p> <p>関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等によりかけ崩れ等の発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、必要に応じ次の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 状況の緊急度等に応じ、警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。 2 かけ崩れ、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。 3 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合これに迅速に従う。 <p>第2 土石流対策</p> <p>関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。 2 二次災害に備え、警戒避難に関する情報を住民に提供し、住民への避難勧告等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。 3 住民は警戒避難に関する情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合これに迅速に従う。 <p>[追加]</p>	<p>風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第1 大規模土砂災害対策</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。 (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。 (3) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。 2 住民が実施する対策 <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>第2 地すべり等応急対策</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。 (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。 (3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。 (4) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。 2 住民が実施する対策 <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>第3 土石流対策</p> <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。 (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。 (3) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。 2 住民が実施する対策 <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p>

節	節名	旧	新
24	土砂災害等応急活動	<p>[追加]</p>	<p>第4 崖崩れ応急対策</p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>(2) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。</p> <p>(3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>(4) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>2 住民が実施する対策</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p>
25	建築物災害応急活動	<p>強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>主な活動</p> <p>1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。</p> <p>2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。</p> <p>第1 公共建築物</p> <p>1 災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>2 庁舎、社会福祉施設、小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>第2 一般建築物</p> <p>1 町が実施する措置</p> <p>(2) 被害状況の調査及び危険度判定等</p> <p>[追加]</p> <p>ア 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。</p> <p>また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。</p> <p>イ 県は、町から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p>	<p>災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p>主な活動</p> <p>1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。</p> <p>2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。</p> <p>第1 建築物</p> <p>災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>[削除]</p> <p>1 町が実施する措置</p> <p>(2) 被害状況の調査及び危険度判定等</p> <p>ア 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。</p> <p>イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。</p> <p>また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。</p> <p>ウ 県は、町から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p>

節	節名	旧	新
25	建築物災害応急活動	<p>ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>イ 経費の負担</p> <p>(イ) 負担方法</p> <p>住宅の応急修繕を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>2 建築物の所有者等が実施する対策</p> <p>(1) 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。</p> <p>第3 文化財</p> <p>文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。</p> <p>2 所有者が実施する対策</p> <p>(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p>	<p>行う。</p> <p>エ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>イ 経費の負担</p> <p>(イ) 負担方法</p> <p>住宅の応急修繕を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は状況に応じて町が負担する。</p> <p>2 建築物の所有者等が実施する対策</p> <p>(1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>(2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入の規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。</p> <p>第2 文化財</p> <p>文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。</p> <p>2 所有者が実施する対策</p> <p>(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。</p>
26	道路及び橋梁応急活動	<p>風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じて、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 道路及び橋梁の危険箇所の把握</p> <p>1 危険箇所の把握</p> <p>町の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。</p> <p>2 県への報告</p> <p>町は行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> <p>3 危険箇所の報告の啓蒙指導</p> <p>道路の破損、決壊、橋梁流失等の被害を発見した場合は直ちに町に通報するように、住民に啓蒙指導を徹底する。</p> <p>第3 応急措置</p> <p>1 迂回路の確保</p>	<p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じて、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 道路及び橋梁応急対策</p> <p>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</p> <p>また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> <p>第3 関係団体との協力</p> <p>災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関等と締結した相互応援の</p>

節	節名	旧	新
26	道路及び橋梁 応急活動	<p>町の管理する道路が被災した場合は、直ちに応急措置を行い、迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は、代替道路として利用し交通を確保する。</p> <p>2 応急復旧工事の実施 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等の協力により速やかに応急復旧工事を行う。</p> <p>3 応援要請等 町のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、相互応援協定に基づく応援要請、県に対する自衛隊の派遣要請などにより、応急復旧及び交通の確保を行う。</p>	<p>協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。</p> <p>1 町が実施する対策 町は、町のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。</p>
27	河川施設等 応急活動	<p>第27節 河川施設応急活動</p> <p>風水害等による被害を軽減するため、水防活動を実施するとともに、県、防災関係機関等と協力して河川施設の応急復旧に努める。</p> <p>[追加]</p> <p>主な活動</p> <p>1 水防上必要な資機(器)材の調達、技術的な援助、危険箇所への応急復旧及び速やかな復旧計画の策定</p> <p>2 大規模な風水害が発生した場合には、河川管理施設、都市下水道、農業用排水施設等の臨時点検を行い施設の安全を確認し、異常が認められた場合は、適切な処置をとる。</p> <p>河川施設応急対策</p> <p>1 情報の収集 県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 被害拡大の防止措置 (2) 河川管理施設、都市下水道及び農業用排水施設については、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。</p> <p>4 復旧計画の策定 県及び関係機関との連携、協力のもと、風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川等の機能を回復させる。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 住民の活動 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。</p>	<p>第27節 河川施設等応急活動</p> <p>災害による被害を軽減するため、町の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。</p> <p>1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制</p> <p>2 水防上必要な資器材の調達体制</p> <p>3 水門等の適切な操作</p> <p>4 市町における相互の協力及び応援体制</p> <p>主な活動</p> <p>1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定</p> <p>2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。</p> <p>河川施設等応急対策</p> <p>1 情報の収集 県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供など積極的な情報収集を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 被害拡大の防止措置 (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。</p> <p>4 復旧計画の策定 県及び関係機関との連携、協力のもと、災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川等の機能を回復させる。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 住民の活動 住民は、被害の拡大を防止するため、状況に応じて水防活動に協力する。</p>

節	節名	旧	新
28	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>第28節 二次災害の防止活動</p> <p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。関係機関等との密接な協力・連携のもと、災害発生後の適切な対応により被害を最小限に抑えるよう努める。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 河川施設、都市下水路及び農業用排水施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。 4 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。 <p>第1 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策</p> <p>道路・橋梁等の構造物については、第26節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに町内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。</p> <p>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>危険物施設等については、第21節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。</p> <p>第3 河川施設等の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止</p> <p>河川施設、都市下水路及び農業用排水施設については、第27節「河川施設等応急活動」に基づき、県、関係機関との連携・協力のもと、速やかに被害状況等を把握し、避難誘導や応急復旧等必要な措置を実施する。</p>	<p>第28節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。</p> <p>被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。 <p>第1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>道路・橋梁等の構造物については、第26節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに町内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。</p> <p>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 2 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 3 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。 4 毒物劇物関係施設における二次災害を防止するため、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。 5 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。 <p>第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。 2 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 3 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

節	節名	旧	新
28	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>[追加]</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>1 大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から町民を守るための措置を講じる。</p> <p>2 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p>	<p>第4 風倒木対策</p> <p>豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。</p> <p>第5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置をとる。</p> <p>1 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。</p> <p>2 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>
29	ため池災害応急活動	<p>洪水に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>ため池応急対策</p> <p>風水害により、ため池が決壊した場合又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急措置を実施する。</p> <p>1 情報の収集、伝達</p> <p>(2) 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>被害状況を住民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の住民へ避難勧告、指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。</p> <p>4 管理団体の活動</p> <p>町が実施する応急対策について協力する。</p>	<p>ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>ため池応急対策</p> <p>ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急措置を実施する。</p> <p>1 情報の収集、伝達</p> <p>(2) 管理団体等において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>被害状況を住民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の住民へ避難指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。</p> <p>4 管理団体等の活動</p> <p>町が実施する応急対策について協力する。</p>
30	農林水産物災害応急活動	<p>第1 農水産物災害応急対策</p> <p>被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。</p> <p>また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>1 被害情報の収集、報告</p> <p>町は、長野農業改良普及センター、ちくま農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野地方事務所に報告する。</p> <p>4 畜産対策</p> <p>災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を長野地方事務所に報告するとともに、被害の拡大を防除するため、長野農業改良普及センター、ちくま農協等関係機関と連携して、次の措置を実施する。</p>	<p>第1 農水産物災害応急対策</p> <p>被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。</p> <p>また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>1 被害情報の収集、報告</p> <p>町は、長野農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野農業農村支援センターに報告する。</p> <p>4 畜産対策</p> <p>災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、被害状況を長野地域振興局に報告するとともに、被害の拡大を防除するため、長野農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携して、次の措置を実施する。</p>

節	節名	旧	新
30	農林水産物災害応急活動	<p>第1 農水産物災害応急対策</p> <p>4 畜産対策</p> <p>(4) 死亡獣畜の処理</p> <p>死亡獣畜の処理は、原則として所有者が行うが、所有者が対応できない場合は、「第19節 廃棄物の処理活動」により実施する。</p> <p>第2 林産物災害応急対策</p> <p>2 関係機関の実施する活動</p> <p>(1) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。</p> <p>第3 関係団体との協力</p> <p>県の関係機関及びちくま農業協同組合、長野森林組合等の関係団体と協力、連携して、円滑な応急対策を実施する。</p>	<p>第1 農水産物災害応急対策</p> <p>4 畜産対策</p> <p>(4) 死亡獣畜の処理</p> <p>死亡獣畜の処理は、原則として所有者が行うが、所有者が対応できない場合は、第19節「廃棄物の処理活動」により実施する。</p> <p>第2 林産物災害応急対策</p> <p>2 関係機関の実施する活動</p> <p>(1) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努める。</p> <p>第3 関係団体との協力</p> <p>県の関係機関及びながの農業協同組合、長野森林組合等の関係団体と協力、連携して、円滑な応急対策を実施する。</p>
31	文教活動	<p>小学校及び中学校は、多くの児童生徒を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。</p> <p>また、町は、保育園、幼稚園に対して町立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 児童生徒に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡しを行う。</p> <p>2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保等を図り、応急教育体制を速やかに整えるとともに、平常授業の早期再開に努める。</p> <p>3 被災した児童生徒に対する教科書の供与、就学援助等の措置を実施する。</p> <p>第1 活動体制</p> <p>教育部は学校長の協力を得て、児童生徒の避難誘導、応急教育の実施、学用品の供与等の文教活動を実施する。</p> <p>民生部は、学校における措置に準じて保育園における応急対策を実施する。</p> <p>第2 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>1 臨時休校等</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>教育部学校教育班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要と認めるときは、臨時休校、児童、生徒の早退等の措置を学校長に指示する。</p> <p>(2) 学校長の措置</p> <p>ウ 学校長の判断による場合</p>	<p>保育園、幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置をとる。</p> <p>また、町は、保育園、幼稚園に対して町立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し</p> <p>2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保</p> <p>3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与</p> <p>第1 活動体制</p> <p>教育部は学校長の協力を得て、児童生徒の避難誘導、応急教育の実施、学用品の供与等の文教活動を実施する。また、学校における措置に準じて保育園における応急対策を実施する。</p> <p>第2 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>1 臨時休校等</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>教育部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合が必要と認めるときは、臨時休校、児童、生徒の早退等の措置を学校長に指示する。</p> <p>(2) 学校長の措置</p> <p>ウ 学校長の判断による場合</p>

節	節名	旧	新
31	文教活動	<p>学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合学校長は、速やかに教育部学校教育班長に報告する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>教育部学校教育班長は、児童、生徒が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童、生徒に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に対し、児童、生徒の避難を指示する。</p> <p>また、災害の状況によっては学校長に対し、避難先の指示を行う。</p> <p>(2) 学校長の措置</p> <p>ウ 学校長の判断による場合</p> <p>学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童、生徒を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育部学校教育班長に報告する。</p> <p>第3 応急教育計画</p> <p>1 被害状況の調査</p> <p>教育部学校教育班長は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。</p> <p>3 応急教育の実施</p> <p>教育部学校教育班長は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。</p> <p>なお、応急教育の実施に当たり、児童、生徒の安全を確保するために必要な教育施設の応急復旧工事を実施する。</p> <p>(2) 校舎の被害が甚大な場合</p> <p>児童、生徒の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用又は屋内体育施設等の転用により、授業を行う。また、状況により学級合併授業又は二部授業を行うことができる。</p> <p>4 応急仮設教室の建設</p> <p>教育部学校教育班長は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。</p> <p>7 児童生徒等の健康管理</p> <p>(1) 保健衛生</p> <p>必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。</p> <p>第4 学用品の給与</p> <p>1 対象者</p>	<p>学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合学校長は、速やかに教育部に報告する。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>教育部は、児童、生徒が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童、生徒に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に対し、児童、生徒の避難を指示する。</p> <p>また、災害の状況によっては学校長に対し、避難先の指示を行う。</p> <p>(2) 学校長の措置</p> <p>ウ 学校長の判断による場合</p> <p>学校長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童、生徒を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育部に報告する。</p> <p>第3 応急教育計画</p> <p>1 被害状況の調査</p> <p>教育部は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。</p> <p>3 応急教育の実施</p> <p>教育部は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。</p> <p>なお、応急教育の実施に当たり、児童、生徒の安全を確保するために必要な教育施設の応急復旧工事を実施する。</p> <p>(2) 校舎の被害が甚大な場合</p> <p>児童、生徒の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用等により授業を行う。また、状況により学級合併授業又は二部授業を行うことができる。</p> <p>4 応急仮設教室の建設</p> <p>教育部は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。</p> <p>7 児童生徒等の健康管理</p> <p>(1) 保健衛生</p> <p>必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。</p> <p>第4 学用品の供与</p> <p>1 対象者</p>

節	節名	旧	新
31	文教活動	<p>学用品の給与対象者は災害のため、住家の全壊、全焼、半壊、半焼、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童、生徒とする。</p> <p>2 実施責任者 教育部学校教育班長は、学校長の協力を得て、小・中学校別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の給与を実施する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 経費の負担 (1) 費用の範囲 費用の範囲は次のとおりとする。なお、文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについて変更して差し支えない。 ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。） イ 教材 県又は町教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック（辞書・図鑑等は除外するのが適当である。） ウ・エ 〔略〕 (2) 費用の限度 ア 教科書及び教材については実費とする。 イ 文房具及び通学用品 (ア) 小学生1人当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。 (イ) 中学生1人当たり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める額以内とする。</p> <p>5 整備書類 教育部学校教育班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。 (1) 学用品の給与状況（災害救助様式16）</p> <p>第5 学校給食 教育部学校教育班長は、災害発生後の学校給食の確保について、次の措置を実施する。</p> <p>3 食育・学校給食センターが学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、必要な措置を講ずる。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 災害に備えて、あらかじめ非常食等を備蓄する。</p> <p>6 災害の状況に応じて、食育・学校給食センター、学校及び保育園調理室が炊き出し場所ともなるので、民生部福祉施設班長と連携を図りながら可能な限り協力する。</p> <p>第6 保育園における措置</p> <p>2 避難誘導 (1) 民生部福祉施設班長は、各保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。</p>	<p>学用品の供与対象者は災害のため、住家の全壊、全焼、半壊、半焼、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童、生徒とする。</p> <p>2 実施責任者 教育部は、学校長の協力を得て、小・中学校別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の供与を実施する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 供与の範囲 〔削除〕 供与の範囲は次のとおりとする。なお、文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについて変更して差し支えない。</p> <p>ア 教科書 イ 教材 ウ・エ 〔略〕 〔削除〕</p> <p>5 整備書類 教育部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。 (1) 学用品の供与状況（災害救助様式16）</p> <p>第5 学校給食 教育部は、災害発生後の学校給食の確保について、次の措置を実施する。</p> <p>3 食育・学校給食センターが学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、必要な措置を講ずる。</p> <p>4 〔略〕 〔削除〕</p> <p>5 災害の状況に応じて、食育・学校給食センター及び保育園調理室が炊き出し場所ともなるので、福祉部と連携を図りながら可能な限り協力する。</p> <p>第6 保育園における措置</p> <p>2 避難誘導 (1) 教育部は、各保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。</p>

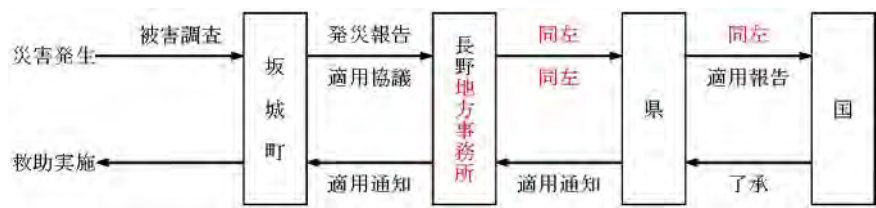
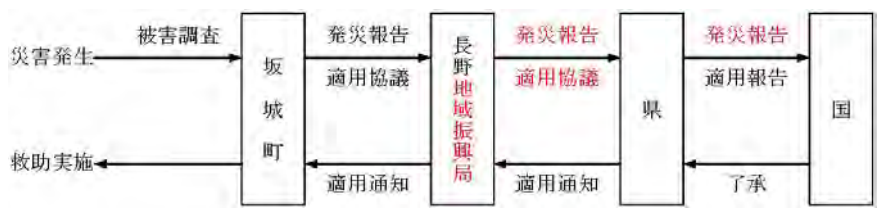
節	節名	旧	新
31	文教活動	<p>3 被害状況調査及び復旧</p> <p>(1) 民生部福祉施設班長は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。</p> <p>(2) 保育園長は、施設の被害状況を速やかに民生部福祉施設班長に報告する。</p> <p>4 応急保育</p> <p>民生部福祉施設班長は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。</p>	<p>3 被害状況調査及び復旧</p> <p>(1) 教育部は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。</p> <p>(2) 保育園長は、施設の被害状況を速やかに教育部に報告する。</p> <p>4 応急保育</p> <p>教育部は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。</p>
32	飼養動物の保護対策	<p>[新設]</p>	<p>第32節 飼養動物の保護対策</p> <p style="text-align: right;">実施担当部：民生部</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>主な活動</p> <p>被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。</p> <p>第1 活動の内容</p> <p>大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。</p> <p>また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。</p> <p>(2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。</p> <p>(3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p> <p>2 飼養動物の飼い主が実施する対策</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>(2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。</p>

節	節名	旧	新
33	ボランティアの受入体制	<p>第32節 防災ボランティア等の受入体制</p> <p>災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。</p> <p>事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。 2 ボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機（器）材等の提供を行う等、その活動を支援する。 <p>第1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>[追加]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 (2) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。 <p>[追加]</p>	<p>第33節 ボランティアの受入体制</p> <p>被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。</p> <p>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入や活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。 <p>第1 被災者のボランティアニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>災害時におけるボランティアの受入にあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入を図る。</p> <p>また、活動時の粉じん対策の周知など、防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、ボランティアの安全確保に必要な措置を講ずるよう努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 (2) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。 (3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

節	節名	旧	新
33	ボランティアの受入れ体制	<p>(3) ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。</p> <p>2 ボランティア関係団体が実施する対策 社会福祉協議会、日本赤十字社（県支部）等ボランティア関係団体は救援本部等を設置し、町及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</p> <p>[追加]</p> <p>第2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>2 社会福祉協議会が実施する対策</p> <p>(1) 県社会福祉協議会 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。</p> <p>(2) 町社会福祉協議会 町社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。</p> <p>[追加]</p>	<p>(4) ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。</p> <p>2 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策 町及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</p> <p>3 広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）が実施する対策</p> <p>(1) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。</p> <p>(2) 町及び県の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。</p> <p>(3) 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。</p> <p>4 その他NPO・NGO等が実施する対策 被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。</p> <p>第2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>2 社会福祉協議会が実施する対策</p> <p>(1) 県社会福祉協議会 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入の広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。</p> <p>(2) 町社会福祉協議会 町社会福祉協議会は、町と協議の上、町センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。</p> <p>(3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入、資機材の調達等の必要な支援を行う。</p>

節	節名	旧	新
33	ボランティアの受入れ体制	<p>3 日本赤十字社長野県支部が実施する対策</p> <p>日本赤十字社長野県支部は、町災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p>	<p>3 日本赤十字社長野県支部が実施する対策</p> <p>日本赤十字社長野県支部は、町及び県との連携のもとに、町災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p>
34	義援物資及び義援金の受入体制	<p>第33節 義援物資、義援金の受入体制</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、町、県は、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。 義援金の募集及び配分にあたっては、町、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。 <p>第1 義援金品の募集、受入れ</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援金の募集 <p>町は、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じ広報活動を実施する。</p>	<p>第34節 義援物資及び義援金の受入体制</p> <p>大規模な災害が発生した場合には、町、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 義援物資 <ol style="list-style-type: none"> 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。 被災者のニーズを把握し、「受入を希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。 <p>なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。</p> 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。 義援金 <ol style="list-style-type: none"> 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。 <p>なお、県が募集する義援金の取扱いについては災害義援金募集要綱等により定める。</p> 義援金の配分に当たっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。 <p>第1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入を希望するものを十分に把握して情報提供を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 町、県及び関係機関が実施する対策

節	節名	旧	新
34	義援物資及び義援金の受入れ体制	<p>2 義援物資の募集 義援物資については、県、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関等を通じて広報活動を実施する。 また、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。</p> <p>第2 義援金品の引継ぎ及び配分</p> <p>1 義援金の引継ぎ及び配分 寄託された義援金は委員会に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。</p> <p>2 義援物資の引継ぎ及び配分 義援物資については、町に引継ぎ、町は、区長・自治会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。 なお、配分にあたっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>第3 〔略〕 〔追加〕</p>	<p>(1) 義援物資</p> <p>ア 町、県は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。</p> <p>イ 町、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。</p> <p>ウ 県は、義援物資の保管に当たり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。</p> <p>(2) 義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。</p> <p>2 住民、企業等が実施する対策</p> <p>(1) 義援物資</p> <p>ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。</p> <p>イ 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。</p> <p>第2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分 義援物資は需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。</p> <p>1 義援物資 義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、町に速やかに引き継ぎを行う。</p> <p>2 義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。</p> <p>第3 〔略〕</p> <p>第4 委員会の運営方法等 委員会の運営方法等は委員会会則の定めるところによる。</p>

節	節名	旧	新
35	災害救助法の適用	<p>第34節 災害救助法の適用</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害情報の把握を行う。 被害状況により法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。 町、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。 <p>第1 被害状況の把握</p> <p>災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。</p> <p>〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 総務部総務班長は、「第2節 災害情報の収集・連絡活動」により、迅速かつ正確な被害状況の把握を行い、直ちに本部長（町長）に報告する。 町長は、次の(1)～(4)の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに、長野地方事務所長（地域政策課）に報告する。 <p>第2 法適用の要請</p> <p>災害に際し、町における災害が、災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。</p> <p>【法の適用事務】</p>  <p>第3 災害救助法の適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用基準 <p>人口が1万5,000人以上3万人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という）の数が、50世帯以上に達した場合 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が25世帯以上に達する場合 	<p>第35節 災害救助法の適用</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。 <p>〔削除〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 町、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。 <p>第1 災害救助法の適用</p> <p>災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。</p> <p>町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに長野地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総務部総務班長は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」により、迅速かつ正確な被害状況の把握を行い、直ちに本部長（町長）に報告する。 町長は、次の(1)～(4)の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに、長野地域振興局長（地域政策課）に報告する。 <p>第2 法適用の要請</p> <p>町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。</p> <p>なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。</p> <p>【法の適用事務】</p>  <p>第3 災害救助法の適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用基準 <p>人口が5,000人以上1万5,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という）の数が、40世帯以上に達した場合 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が1,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が20世帯以上に達する場合

節	節名	旧	新																																				
35	災害救助法の適用	<p>第4 救助の実施</p> <p>1 救助の役割分担 町長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 県知事から委任されている事項 (1) 収容施設のうち避難所の供与 (2) 炊き出しその他による食料品の供与及び飲料水の供給 (3) 災害を被った者の救出 (4) 学用品の給与 (5) 埋葬 (6) 死体の搜索及び処理 (7) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去</p> <p>3 救助の実施基準 救助の実施は、所定の要領により行う。</p>	<p>第4 救助の実施</p> <p>1 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、町長に事務の一部を委任する。 なお、町に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は町と協議の上、別に定める。</p> <table border="1" data-bbox="1252 392 2134 1043"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>県が実施する事務</th> <th>町に委任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>町からの要請による資材調達</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>委任する事務以外全て</td> <td>募集・維持管理</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>町からの要請による食品の調達</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>県管理上水道の受給者への供給</td> <td>町管理上水道の受給者への供給</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td></td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>DMA T等の救護班による活動</td> <td>インフルエンザの予防接種等</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>応急修理実施要領の制定</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td></td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td>遺体の搜索・処理</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>町からの要請による資材調達</td> <td>その他全て</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 町長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。 委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施は、別に定める基準により行う。</p> <p>4 日本赤十字社長野県支部が実施する対策 (1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。 (2) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。</p>	救助の種類	県が実施する事務	町に委任する事務	避難所の設置	町からの要請による資材調達	その他全て	応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理	炊き出しその他による食品の給与	町からの要請による食品の調達	その他全て	飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て	医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等	災害にかかった者の救出	全て		住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て	埋葬		全て	遺体の搜索・処理	全て		障害物の除去	町からの要請による資材調達	その他全て
救助の種類	県が実施する事務	町に委任する事務																																					
避難所の設置	町からの要請による資材調達	その他全て																																					
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理																																					
炊き出しその他による食品の給与	町からの要請による食品の調達	その他全て																																					
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て																																					
医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等																																					
災害にかかった者の救出	全て																																						
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て																																					
埋葬		全て																																					
遺体の搜索・処理	全て																																						
障害物の除去	町からの要請による資材調達	その他全て																																					

節	節名	旧				新					
		【災害救助法に係る事務手順一覧】				【災害救助法に係る事務手順一覧】					
35	災害救助法の適用	事項	県及び町における実施事項		留意事項	事項	県及び町における実施事項		留意事項		
		段階	項目	内容		段階	項目	内容			
		〔略〕				〔略〕					
	災害発生時点	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班の出動 ア 被害程度（人的、物的） イ 家族の状況 ウ 課税状況、世帯類型、必要な救助		地区別被害状況調査表（様式2） 世帯別被害調査表（様式3）の作成	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班の出動 ア 被害程度（人的、物的） イ 家族の状況 ウ 課税状況、世帯類型、必要な救助		地区別被害状況調査表（町様式2-1～3） 世帯別被害調査表（災害救助様式3）の作成		
			被害状況の報告（発生報告）	地方事務所総務課へ報告（町） 県危機管理・消防防災課へ報告（地方事務所）				被害状況の報告（発生報告）	長野地域振興局総務課へ報告（町） 県危機管理・消防防災課へ報告（長野地域振興局）		
	災害救助法の適用時点以降	第1段階	災害救助法の適用報告		町当局（責任者）→地方事務所長 →県危機管理・消防防災課長	災害救助法の適用時点以降	災害救助法の適用報告		町当局（責任者）→長野地域振興局長 →県危機管理・消防防災課長		
			避難勧告・指示 避難所の開設		1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理			避難指示 避難所の開設		1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
			被災者の救出		1 救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上 2 必要に応じ関係機関への援助要請			被災者の救出		1 救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上 2 必要に応じ関係機関への援助要請	
			炊き出し、その他による食料品の供与		1 食料品の応急調達 2 炊き出し所への担当責任者派遣 3 自治区等への炊き出し協力要請（協力命令） 4 供与状況の把握		・避難所収容者以外の者に対しても供与できる。	炊き出し、その他による食料品の供与		1 食料品の応急調達 2 炊き出し所への担当責任者派遣 3 自治区等への炊き出し協力要請（協力命令） 4 供与状況の把握	・避難所収容者以外の者に対しても供与できる。
			飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ			飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
			死体の捜索と処理及び埋葬		1 死体捜索（機械器具借上要員の動員消防団、自衛隊等の協力） 2 死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）			死体の捜索と処理及び埋葬		1 遺体捜索（機械器具借上要員の動員消防団、自衛隊等の協力） 2 遺体処理（洗浄、縫合、消毒、検案一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）	
	第5 救助の内容 救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各計画ごとに実施すべき内容を具体的に定めてあるので、それぞれの計画も参照するとともに、詳細については県の「災害救助法施行細則（昭和34年1月22日規則第3号）」等を参照する。					第5 救助の内容 災害救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、各計画ごとに実施すべき内容を具体的に定めてあるので、それぞれの計画も参照するとともに、詳細については県の「災害救助法施行細則（昭和34年1月22日規則第3号）」等を参照する。					

節	節名	旧	新
36	観光地の災害 応急対策	[新設]	<p>第36節 観光地の災害応急対策</p> <p style="text-align: right;">実施担当部：総務部 建設部 産業部</p> <p>観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保については、国、県、町、関係機関が連携して対応していく。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光地で災害が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。 <p>第1 観光地での観光客の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県が実施する対策 観光地での災害発生時の県、町、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 2 町が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 観光地での災害発生時には、町消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。 (2) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。 3 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。 <p>第2 外国人旅行者の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県が実施する対策 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。 2 町が実施する対策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。 3 関係機関が実施する対策 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

節	節名	旧	新
1	復旧・復興の基本方針の決定	<p>被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。</p> <p>第1 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>1 基本方針の策定 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。</p> <p>2 情報公開・住民参加 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うこととし、情報公開及び計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。</p> <p>第2 実施体制の確立 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求め、実施体制を確立する。</p>	<p>被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組みとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。</p> <p>第1 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>1 基本方針の策定 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。</p> <p>2 情報公開・住民参加 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うこととし、情報公開及び計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。</p> <p>第2 支援体制 町、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p>
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理を実施する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。</p> <p>2 円滑かつ適切にがれきの処理を行う。 〔追加〕</p> <p>第1 被災施設の復旧等 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。</p>	<p>被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。</p> <p>主な活動</p> <p>1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。</p> <p>2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。</p> <p>3 被災状況に応じて、県や応援市町村への職員派遣を要請する。</p> <p>第1 被災施設の復旧等 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。</p>

節	節名	旧	新
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>1 計画的かつ効率的復旧事業の推進 町は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>2 改良復旧の推進 町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進 町は、大雨に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。</p> <p>4 復旧予定時期の明示 ライフライン、交通、輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</p> <p>7 補助事業の活用 (1) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。 (2) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。 (3) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>第2 がれき処理 災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められる。 がれきの計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。</p> <p>1 排出量の推定 倒壊家屋数から、がれきの排出量を推定する。</p> <p>2 がれき処理の実施 町は、がれきの処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、がれきの円滑で適切な処理を行う。また、がれきの処理に当たっては、次の事項について留意する。 (1) 住宅のがれきの解体、仮置場等への搬入等は、原則として住民が実施する。公共施設の解体等は、施設管理者が実施する。 (2) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</p>	<p>1 計画的かつ効率的復旧事業の推進 町は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>2 改良復旧の推進 町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進 町は、大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。</p> <p>4 復旧予定時期の明示 ライフライン、交通、輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</p> <p>7 補助事業の活用 (1) 被災施設の復旧活動を行う者は、災害復旧事業に要する費用に関し、国、県の補助がある事業について、復旧事業の計画を速やかに作成する。 (2) 復旧事業に要する費用について補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。 (3) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>第2 災害廃棄物の処理 災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。 災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。</p> <p>1 排出量の推定 倒壊家屋数から、廃棄物の排出量を推定する。</p> <p>2 災害廃棄物処理の実施 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</p>

節	節名	旧	新
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>(3) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。</p> <p>(4) 環境汚染の防止、アスベスト対策等、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 職員派遣</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p>第4 復旧事業の種類</p> <p>被災施設の復旧については、関係法令及びそれぞれの定める計画により、概ね次の事業について計画する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） 2 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） 3 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針） 4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律） 5 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法） 6 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧国庫負担法） 7 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法） 8 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律） 9 その他災害復旧事業計画 	<p>災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。</p> <p>(1) 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>(2) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。</p> <p>(3) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 職員派遣</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。そのため、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
3	計画的な復興	<p>災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際には、女性の参画の促進に努める。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、体制を整備する。 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 <p>[追加]</p> <p>第1 復興計画の作成</p> <p>被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。</p> <p>当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に町における復興計画を作成する。</p> <p>[追加]</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総合的な都市・市街地整備事業の活用 <p>町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。</p> 	<p>大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進 <p>第1 復興計画の作成</p> <p>被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。</p> <p>当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。</p> <p>計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。</p> <p>また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。</p> <p>なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。</p> <p>第2 防災まちづくり</p> <p>被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 総合的な都市・市街地整備事業の活用 <p>町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。</p>

節	節名	旧	新
3	計画的な復興	<p>その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p>[追加]</p> <p>2 都市防災機能の強化 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。</p> <p>[追加]</p> <p>(1) オープンスペースの充実化 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。</p> <p>(2) 共同溝化の推進 ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。</p> <p>(3) 不適格建築物の解消 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。</p> <p>3 復興計画実施上の留意点 (1) 復旧事業の迅速化 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。</p>	<p>その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p>また、地震等で被災した後の復興まちづくりのため平常時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。</p> <p>2 都市防災機能の強化 防災まちづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備</p> <p>(2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化</p> <p>(3) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化</p> <p>(4) 耐震性貯水槽の設置等</p> <p>3 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) オープンスペースの充実化 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。</p> <p>(2) 共同溝化の推進 ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施に努める。</p> <p>[削除]</p> <p>(3) 復旧事業の迅速化 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。</p>

節	節名	旧	新
3	計画的な復興	<p>(2) 住民参加の推進 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。</p> <p>[追加]</p> <p>(3) 住民は、再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。</p> <p>[追加]</p>	<p>(4) 住民参加の推進 ア 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。 また、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p> <p>イ 住民は、再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。</p> <p>第3 特定大規模災害からの復興 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。</p> <p>1 町、県及び関係機関が実施する計画 町、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。</p> <p>2 町が実施する計画 (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。</p>
4	資金計画	<p>災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。</p> <p>主な活動 町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。</p> <p>第1 町の資金計画 (1) 地方債 災害復旧事業債、歳入欠かん債、災害対策事業債</p>	<p>災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。</p> <p>主な活動 町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。</p> <p>第1 町の資金計画 (1) 地方債 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債</p>

節	節名	旧	新
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、申請手続き等に協力する。 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を周知する。 被災地における雇用維持等のため、県及び公共職業安定所が行う被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。 [略] 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。 被災者に対するり災証明の早期交付体制を確立する。 <p>[追加]</p> <p>9 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。</p> <p>第1 住宅対策</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。</p> <p>[追加]</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行う。 災害公営住宅 被災地全域で500戸以上又は町の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を用途に災害公営住宅の建設を行う。 [略] 町営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずる。 	<p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。 被害の状況が被災者生活再建支援法又は町被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。 被災した低所得者について福祉事務所等と連携し、生活保護等必要な措置を講ずる。 [略] 被災者の納付すべき租税等の徴収猶予及び減免措置をとる。 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 <p>第1 住宅対策</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。</p> <p>さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。 災害公営住宅 被災地全域で500戸以上、もしくは、町の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を用途に災害公営住宅の建設を行う。 [略] 町営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置をとる。

節	節名	旧	新
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>[追加]</p> <p>第2 被災者生活再建支援制度による支援</p> <p>被災者生活再建支援法による支援金は、世帯主の年齢及び世帯の収入合計額等一定の要件に従って支給を行う。</p> <p>また、町は、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分に配慮する。</p> <p>1 適用基準</p> <p>(1) 対象となる災害</p> <p>対象となる災害は、次のいずれかである。</p> <p>ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>ウ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>エ 自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、ア～ウに規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害</p> <p>(2) 対象となる世帯</p> <p>対象となる世帯は、次のとおりである。</p> <p>ア 住宅が全壊した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>(3) 対象となる経費</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、ア～クの経費に対して支給される。</p> <p>ア 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>イ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>ウ 住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>エ 住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>オ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</p> <p>カ 住宅の解体（除却・撤去・整地費）</p> <p>キ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p>	<p>5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>第2 被災者生活再建支援法及び町被災者生活再建支援制度による復興</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は町被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 申請書等の確認及び受領又は県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。</p> <p>(2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに長野地域振興局長へ報告する。</p> <p>(3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。</p> <p>(4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。</p> <p>(5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検の上、受領又は県へ提出する。</p> <p>(6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。</p>

節	節 名	旧	新																														
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>ク ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費</p> <table border="1" data-bbox="338 220 1218 331"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>ア～エ</th> <th>オ～ク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大規模半壊世帯は、オ～クのみ対象（100万円が限度） (注) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更にア、ウの経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 (注) 他の都道府県へ移転する場合はオ～クそれぞれの限度額の1/2 (4) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" data-bbox="338 544 1218 794"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の収入の合計額</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td></td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円超700万円以下</td> <td>世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円超800万円以下</td> <td>世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを含む世帯</p> <p>2 申請手続き等</p> <p>(1) 必要書類の発行 町及び消防本部は、被災世帯が支援金の申請を行うために必要な次の添付書類を当該被災世帯の請求に基づき発行する。 ア 住民票等、世帯の居住地、世帯構成が確認できる書類 イ 世帯の総所得額が確認できる証明書類 ウ 要援護世帯であることが確認できる書類 エ リ災証明書等、住宅の被害状況等が確認できる書類</p> <p>(2) 制度の周知 支援金の支給申請に際し、制度の趣旨及び内容を申請者に十分説明するとともに、申請書記載方法、使途実績報告の時期等、手続きに遺漏の無いようこころがける。 また、被災者の現状の把握や冷暖房器具及び医療器具等に係る要請に十分な注意を払い、必要の都度、県と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 申請書類の確認 被災世帯からの申請書類等について、その事実関係、記載事項及び添付書類を十分確認し、次の事項を処理した上で、速やかに県に送付する。 ア 支給対象額の算定 イ 世帯収入額の算定</p>		合計	ア～エ	オ～ク	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	世帯の収入の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額		複数世帯	単身世帯	500万円以下		300万円	225万円	500万円超700万円以下	世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円超800万円以下	世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円	<p>2 被災者生活再建支援法人が実施する対策 県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。</p>
	合計	ア～エ	オ～ク																														
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																														
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																														
世帯の収入の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額																															
		複数世帯	単身世帯																														
500万円以下		300万円	225万円																														
500万円超700万円以下	世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円																														
700万円超800万円以下	世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円																														

節	節名	旧	新
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>ウ 要援護世帯の確認 エ その他の記載事項に関する確認 (4) 使途実績報告書等の受付 概算払いを受けた被災世帯から使途実績報告書及び領収書等の提出を受け、確認するとともに、被災者生活再建支援基金に送付する。 (5) 支援金の支給等 被災者生活再建支援基金からの委託を受け、次の事務を実施する。 ア 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。） イ 支援金の返還に係る請求書の交付 ウ 加算金の納付に係る請求書の交付 エ 延滞金の納付に係る請求書の交付 オ 返還差額、返還される支援金、加算金、延滞金の受領及び基金への送金 カ ア～オに付帯する事務</p> <p>第3 居住安定支援制度による支援 1 適用基準 (1) 対象となる災害 対象となる災害は、被災者生活再建支援制度と同じである。 (2) 対象となる世帯 対象となる世帯は、次のとおりである。 ア 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯 イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯で、住宅再建又は新築等をする世帯 ウ 住宅が半壊した世帯のうち損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修をする世帯 エ 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅（公営住宅を除く。）に入居する世帯 (3) 対象となる経費 下表に示す限度額の範囲内で、ア～エの経費に対して支給される。 ア 居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費（実際に要する費用の70%を超えない範囲） イ 居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費でローン利子（借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子）及びローン保証料 ウ 住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分で、発災後2年以内に限る。） エ 住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費 (ア) 建築確認及び完了検査等申請料 (イ) 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用</p>	[削除]



節	節名	旧	新												
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>(ウ) 仲介手数料 (エ) 水道加入分担金</p> <table border="1" data-bbox="338 252 1216 504"> <tr> <td></td> <td>住宅が全壊(又は半壊し解体)した世帯が住宅再建又は新築等する場合</td> <td>住宅が半壊した世帯のうち損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合</td> <td>住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合</td> </tr> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </table> <p>(注) 他の都道府県へ移転する場合は、(ア)～(エ)に対応する限度額の1/2とする。 (注) 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合の限度額は、複数(2人以上)世帯100万円、単数(1人)世帯75万円とする。 (注) 世帯の年収が500万円を超える場合にあっては、上記支給限度額の1/2とする。 また、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出される経費を対象とする。</p> <p>第4 生活福祉資金(災害援護資金等)の活用 町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度、県が行う母子、寡婦福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置を講じる。</p> <p>第5 被災者の労働対策 被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実施する職業あっせん活動等へ協力する。</p> <p>第6 生活保護 被災者の生活保障の一環として、次の措置を講ずる。 1 生活保護法に基づき、被災した低所得者の困窮の程度に応じ、最低限度の生活を保障して、生活の確保を図る。 2 被保護世帯が災害のため家屋の補修等を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。</p> <p>第7 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付 町は、「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付を実施する。 1 災害弔慰金の支給 町は、住民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</p>		住宅が全壊(又は半壊し解体)した世帯が住宅再建又は新築等する場合	住宅が半壊した世帯のうち損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合	住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合	複数(2人以上)世帯	200万円	100万円	50万円	単数(1人)世帯	150万円	75万円	37.5万円	<p>[削除]</p> <p>第3 生活福祉資金等の貸付 町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置をとる。</p> <p>第4 被災者の労働対策 被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。</p> <p>第5 生活保護 被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。</p> <p>第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。 また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。 1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 町は、「坂城町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。</p>
	住宅が全壊(又は半壊し解体)した世帯が住宅再建又は新築等する場合	住宅が半壊した世帯のうち損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合	住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合												
複数(2人以上)世帯	200万円	100万円	50万円												
単数(1人)世帯	150万円	75万円	37.5万円												

節	節名	旧	新						
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p style="text-align: center;">災害弔慰金の支給基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">弔慰金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者が死亡当時に、災害弔慰金受給者の生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害援護資金の貸付 町は、長野県内で災害救助法による救助が行われた災害により、一定の被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>第8 租税の徴収猶予、及び減免 〔追加〕</p> <p>第9 罹災証明書の交付 町及び消防本部は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に、罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 〔追加〕</p> <p>第10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 1 〔略〕 〔追加〕</p>	区 分	弔慰金の額	死亡者が死亡当時に、災害弔慰金受給者の生計を主として維持していた場合	300万円	上記以外の場合	150万円	<p>〔削除〕</p> <p>2 災害援護資金の貸付 町は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>第7 租税の徴収猶予、及び減免 第8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。 1 町が実施する対策 町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。</p> <p>第9 罹災証明書の交付 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。 1 町が実施する対策 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p> <p>第10 被災者台帳の作成 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。 1 町が実施する対策 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 1 〔略〕 2 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。</p>
区 分	弔慰金の額								
死亡者が死亡当時に、災害弔慰金受給者の生計を主として維持していた場合	300万円								
上記以外の場合	150万円								

節	節名	旧	新
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>2 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。</p> <p>3 報道機関に対し、発表を行う。</p>	<p>3 住民に対し、掲示板、防災行政無線、広報誌等を活用し広報を行う。</p> <p>4 報道機関に対し、発表を行う。</p>
6	被災中小企業等 の復興	<p>被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第1 被災農林事業者に対する支援</p> <p>県により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図る。</p> <p>2 農林漁業金融公庫資金 「農林漁業金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対する次の資金の融資</p> <p>3 [略]</p> <p>4 農業災害補償 「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失の補償</p> <p>第2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。</p> <p>[追加]</p> <p>1 政府系中小企業金融機関</p> <p>(1) 国民生活金融公庫資金</p> <p>(2) 中小企業金融公庫資金</p> <p>(3) 商工組合中央金庫資金</p> <p>(4) 日本政策投資銀行資金</p> <p>2 県が実施する中小企業融資制度</p> <p>(1) 中小企業融資制度資金(融資)</p> <p>(2) 小規模企業者等設備導入資金(中小企業振興公社貸付)</p> <p>(3) 中小企業高度化資金(県直貸)</p> <p>3 町が実施する措置</p> <p>(1) 町は、利活用できる金融の特別措置について、被災した中小企業者に対し周知徹底を図る。</p> <p>(2) 坂城町中小企業振興資金融資制度(産業振興課)</p> <p>次に掲げる各種制度を活用するなどして金融の効果的運用を図る。</p> <p>ア 設備資金</p>	<p>被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第1 被害農林漁業者等に対する支援</p> <p>農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。</p> <p>2 日本政策金融公庫資金 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対する次の資金の融資</p> <p>3 [略]</p> <p>4 農業災害補償 「農業保険法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失の補償</p> <p>第2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。</p> <p>また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
6	被災中小企業等の復興	イ 運転資金 ウ 関連倒産防止資金 エ 工場移転資金 オ 店舗近代化資金 カ 独立開業資金 キ 経営安定資金	[削除]
7	被災した観光地の復興	[新設]	<p>第7節 被災した観光地の復興</p> <p>被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。 <p>第1 被災した観光地に対する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町及び県が実施する対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。 (2) 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。 2 観光事業者が実施する対策 <p>観光事業者は、県、町、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信する。</p>

節	節名	旧	新																																																																																										
1	過去に発生した地震災害の特性	<p>第1 内陸性（直下型）の地震</p> <p>【震央が県内等であった主な地震と本町付近の地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災日</th> <th>震央東経北緯</th> <th>マグニチュード</th> <th>主な被害地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>2004. 10. 24 平成16</td> <td></td> <td>6. 8</td> <td>新潟県中越</td> <td>新潟県中越地震</td> </tr> <tr> <td>2007. 3. 25 平成19</td> <td></td> <td>6. 9</td> <td>石川県輪島市</td> <td>能登半島地震</td> </tr> <tr> <td>2007. 7. 16 平成19</td> <td></td> <td>6. 8</td> <td>新潟県上中越</td> <td>新潟県中越沖地震</td> </tr> <tr> <td colspan="5">〔追加〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 海洋性（プレート境界型）の地震</p> <p>海洋性（プレート境界型）の地震は、その発生のメカニズムから地震エネルギーが大きく、震源から離れていても大きな被害を及ぼしている。このタイプの地震で、過去県内に最も影響を及ぼした地震は次表に示す安政東海地震である。</p> <p>現在、この東海地震の発生が危惧され、国においても発生を予知すべく観測体制が整備されている。</p> <p style="text-align: center;">安政東海地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災日</th> <th>震央東経北緯</th> <th>マグニチュード</th> <th>主な被害地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1854. 12. 23 9時 (安政1)</td> <td>137. 8° 34. 0°</td> <td>8. 4</td> <td>東海・東山・南海諸道</td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td colspan="5">〔追加〕</td> </tr> </tbody> </table>	発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考	〔略〕					2004. 10. 24 平成16		6. 8	新潟県中越	新潟県中越地震	2007. 3. 25 平成19		6. 9	石川県輪島市	能登半島地震	2007. 7. 16 平成19		6. 8	新潟県上中越	新潟県中越沖地震	〔追加〕					発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考	1854. 12. 23 9時 (安政1)	137. 8° 34. 0°	8. 4	東海・東山・南海諸道	〔追加〕	〔追加〕					<p>第1 内陸性（直下型）の地震</p> <p>【震央が県内等であった主な地震と本町付近の地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災日</th> <th>震央東経北緯</th> <th>マグニチュード</th> <th>主な被害地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>2004. 10. 23 平成16</td> <td>138. 52° 37. 87°</td> <td>6. 8</td> <td>新潟県中越</td> <td>新潟県中越地震</td> </tr> <tr> <td>2007. 3. 25 平成19</td> <td>136. 41° 37. 13°</td> <td>6. 9</td> <td>石川県輪島市</td> <td>能登半島沖地震</td> </tr> <tr> <td>2007. 7. 16 平成19</td> <td>138. 36° 37. 33°</td> <td>6. 8</td> <td>新潟県上中越</td> <td>新潟県中越沖地震</td> </tr> <tr> <td>2011. 3. 12 平成23</td> <td>138. 00° 37. 0°</td> <td>県内最大震度 6強(栄村)</td> <td>長野県栄村付近</td> <td>長野県北部地震</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 海洋性（プレート境界型）の地震</p> <p>海洋性（プレート境界型）の地震は、その発生のメカニズムから地震エネルギーが大きく、震源から離れていても大きな被害を及ぼしている。このタイプの地震で、過去県内に最も影響を及ぼした地震は次表に示す安政東海地震である。現在、この東海地震の発生が危惧され、国においても発生を予知すべく観測体制が整備されている。また、平成23年（2011）年3月11日の東北地方太平洋沖地震も海洋性（プレート境界型）の地震であり、東北から関東にかけて東日本一帯に甚大な被害をもたらした。</p> <p style="text-align: center;">主な海洋性（プレート境界型）地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災日</th> <th>震央東経北緯</th> <th>マグニチュード</th> <th>主な被害地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1854. 12. 23 9時 (安政1)</td> <td>137. 8° 34. 0°</td> <td>8. 4</td> <td>東海・東山・南海諸道</td> <td>安政東海地震</td> </tr> <tr> <td>2011. 3. 11 14時46分 (平成23)</td> <td>142° 51' 36" 38° 33' 24"</td> <td>9. 0</td> <td>東北地方</td> <td>東北地方太平洋沖地震</td> </tr> </tbody> </table>	発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考	〔略〕					2004. 10. 23 平成16	138. 52° 37. 87°	6. 8	新潟県中越	新潟県中越地震	2007. 3. 25 平成19	136. 41° 37. 13°	6. 9	石川県輪島市	能登半島沖地震	2007. 7. 16 平成19	138. 36° 37. 33°	6. 8	新潟県上中越	新潟県中越沖地震	2011. 3. 12 平成23	138. 00° 37. 0°	県内最大震度 6強(栄村)	長野県栄村付近	長野県北部地震	発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考	1854. 12. 23 9時 (安政1)	137. 8° 34. 0°	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震	2011. 3. 11 14時46分 (平成23)	142° 51' 36" 38° 33' 24"	9. 0	東北地方	東北地方太平洋沖地震
発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考																																																																																									
〔略〕																																																																																													
2004. 10. 24 平成16		6. 8	新潟県中越	新潟県中越地震																																																																																									
2007. 3. 25 平成19		6. 9	石川県輪島市	能登半島地震																																																																																									
2007. 7. 16 平成19		6. 8	新潟県上中越	新潟県中越沖地震																																																																																									
〔追加〕																																																																																													
発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考																																																																																									
1854. 12. 23 9時 (安政1)	137. 8° 34. 0°	8. 4	東海・東山・南海諸道	〔追加〕																																																																																									
〔追加〕																																																																																													
発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考																																																																																									
〔略〕																																																																																													
2004. 10. 23 平成16	138. 52° 37. 87°	6. 8	新潟県中越	新潟県中越地震																																																																																									
2007. 3. 25 平成19	136. 41° 37. 13°	6. 9	石川県輪島市	能登半島沖地震																																																																																									
2007. 7. 16 平成19	138. 36° 37. 33°	6. 8	新潟県上中越	新潟県中越沖地震																																																																																									
2011. 3. 12 平成23	138. 00° 37. 0°	県内最大震度 6強(栄村)	長野県栄村付近	長野県北部地震																																																																																									
発災日	震央東経北緯	マグニチュード	主な被害地域	備考																																																																																									
1854. 12. 23 9時 (安政1)	137. 8° 34. 0°	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震																																																																																									
2011. 3. 11 14時46分 (平成23)	142° 51' 36" 38° 33' 24"	9. 0	東北地方	東北地方太平洋沖地震																																																																																									

節	節名	旧	新																																																																																																							
2	被害想定	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。</p> <p>県地震対策基礎調査等の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。</p> <p>第2 想定地震</p> <p style="text-align: center;">想定地震の諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定地震</th> <th>震源諸元</th> <th rowspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">長さ(km)</th> <th rowspan="2">幅(km)</th> <th rowspan="2">傾斜</th> <th rowspan="2">位置等</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸魚川-静岡構造線(北部)</td> <td></td> <td>8.0</td> <td>80</td> <td>20</td> <td>60°E</td> <td>小谷村～松本市</td> </tr> <tr> <td>糸魚川-静岡構造線(中部)</td> <td></td> <td>8.0</td> <td>80</td> <td>17</td> <td>90°</td> <td>安曇野市～富士見町</td> </tr> <tr> <td>信濃川断層帯</td> <td></td> <td>7.5</td> <td>43</td> <td>21</td> <td>45°W</td> <td>飯山市～長野市</td> </tr> <tr> <td>伊那谷断層帯</td> <td></td> <td>7.9</td> <td>68</td> <td>20</td> <td>60°W</td> <td>南箕輪村～浪合村</td> </tr> <tr> <td>東海地震</td> <td></td> <td>8.0</td> <td>115</td> <td>70</td> <td>34°W</td> <td>(平成13年想定)</td> </tr> <tr> <td>阿寺断層系</td> <td></td> <td>7.9</td> <td>62</td> <td>17</td> <td>90°</td> <td>王滝村～岐阜県</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">想定震源の位置と大きさ (※平成13年想定)</p>	想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ(km)	幅(km)	傾斜	位置等		糸魚川-静岡構造線(北部)		8.0	80	20	60°E	小谷村～松本市	糸魚川-静岡構造線(中部)		8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町	信濃川断層帯		7.5	43	21	45°W	飯山市～長野市	伊那谷断層帯		7.9	68	20	60°W	南箕輪村～浪合村	東海地震		8.0	115	70	34°W	(平成13年想定)	阿寺断層系		7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。</p> <p>平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。</p> <p>第2 想定地震</p> <p style="text-align: center;">想定地震の諸元</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地震名</th> <th rowspan="2">長さ(km)</th> <th colspan="2">マグニチュード</th> <th rowspan="2">想定ケース*</th> </tr> <tr> <th>M_j</th> <th>M_w</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野盆地西縁断層帯の地震 ①</td> <td>58</td> <td>7.8</td> <td>7.1</td> <td>4ケース</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">糸魚川-静岡構造線断層帯の地震</td> <td>北側 ②</td> <td>84</td> <td>8.0</td> <td rowspan="3">1ケース</td> </tr> <tr> <td>南側 ③</td> <td>66</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>全体 ④</td> <td>150</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>伊那谷断層帯(主部)の地震 ⑤</td> <td>79</td> <td>8.0</td> <td>7.3</td> <td>4ケース</td> </tr> <tr> <td>阿寺断層帯(主部南部)の地震 ⑥</td> <td>60</td> <td>7.8</td> <td>7.2</td> <td>2ケース</td> </tr> <tr> <td>木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 ⑦</td> <td>40</td> <td>7.5</td> <td>6.9</td> <td>2ケース</td> </tr> <tr> <td>境峠・神谷断層帯(主部)の地震 ⑧</td> <td>47</td> <td>7.6</td> <td>7.0</td> <td>4ケース</td> </tr> <tr> <td>想定東海地震 ⑨</td> <td></td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>1ケース</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ巨大地震 ⑩</td> <td></td> <td>9.0</td> <td>9.0</td> <td>基本、陸側ケース</td> </tr> </tbody> </table>  <p>※内陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震(南海トラフ巨大地震)では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。</p>	地震名	長さ(km)	マグニチュード		想定ケース*	M _j	M _w	長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	4ケース	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	北側 ②	84	8.0	1ケース	南側 ③	66	7.9	全体 ④	150	8.5	伊那谷断層帯(主部)の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4ケース	阿寺断層帯(主部南部)の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2ケース	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2ケース	境峠・神谷断層帯(主部)の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4ケース	想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1ケース	南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース
想定地震	震源諸元	マグニチュード		長さ(km)						幅(km)	傾斜	位置等																																																																																														
糸魚川-静岡構造線(北部)		8.0	80	20	60°E	小谷村～松本市																																																																																																				
糸魚川-静岡構造線(中部)		8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町																																																																																																				
信濃川断層帯		7.5	43	21	45°W	飯山市～長野市																																																																																																				
伊那谷断層帯		7.9	68	20	60°W	南箕輪村～浪合村																																																																																																				
東海地震		8.0	115	70	34°W	(平成13年想定)																																																																																																				
阿寺断層系		7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県																																																																																																				
地震名	長さ(km)	マグニチュード		想定ケース*																																																																																																						
		M _j	M _w																																																																																																							
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	58	7.8	7.1	4ケース																																																																																																						
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	北側 ②	84	8.0	1ケース																																																																																																						
	南側 ③	66	7.9																																																																																																							
	全体 ④	150	8.5																																																																																																							
伊那谷断層帯(主部)の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4ケース																																																																																																						
阿寺断層帯(主部南部)の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2ケース																																																																																																						
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2ケース																																																																																																						
境峠・神谷断層帯(主部)の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4ケース																																																																																																						
想定東海地震 ⑨		8.0	8.0	1ケース																																																																																																						
南海トラフ巨大地震 ⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース																																																																																																						

節	節名	旧	新																																																																																																																																																																																																																																										
2	被害想定	<p>第3 被害の概要</p> <p>1 県地震対策基礎調査の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">信濃川断層帯</th> <th rowspan="2">伊那谷断層帯</th> <th colspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">阿寺断層系</th> </tr> <tr> <th>糸魚川-静岡線(北部)</th> <th>糸魚川-静岡線(中部)</th> <th>S54</th> <th>H13(概略検討)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国による地震発生確率(30年以内)</td> <td>14% *1</td> <td>*1</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>北部6~11% 南部ほぼ0%</td> </tr> <tr> <td>規模(マグニチュード)</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>7.5</td> <td>7.9</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>震度</td> <td>4~7</td> <td>4~7</td> <td>3~6強</td> <td>4~7</td> <td>4~5強</td> <td>~6弱</td> <td>4~6強</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害(冬季の夜)</td> <td>死者</td> <td>3,457人</td> <td>2,820人</td> <td>1,031人</td> <td>1,144人</td> <td>2人</td> <td>24人</td> <td>166人</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>4,528人</td> <td>4,356人</td> <td>1,698人</td> <td>2,430人</td> <td>44人</td> <td>262人</td> <td>629人</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>87,118人</td> <td>83,918人</td> <td>32,850人</td> <td>46,915人</td> <td>899人</td> <td>5,251人</td> <td>12,385人</td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td>413,956人</td> <td>382,692人</td> <td>163,525人</td> <td>219,352人</td> <td>1,149人</td> <td>15,973人</td> <td>44,333人</td> </tr> <tr> <td>建築物被害</td> <td>全壊106,255棟 大破</td> <td>105,925棟</td> <td>28,804棟</td> <td>61,955棟</td> <td>102棟</td> <td>1,939棟</td> <td>8,674棟</td> </tr> <tr> <td>出火棟数(冬・昼)</td> <td>554棟</td> <td>559棟</td> <td>176棟</td> <td>309棟</td> <td>2棟</td> <td>—</td> <td>62棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数(冬・夜)</td> <td>12,583棟</td> <td>11,865棟</td> <td>4,738棟</td> <td>3,365棟</td> <td>1棟</td> <td>—</td> <td>689棟</td> </tr> <tr> <td>液状化被害地域</td> <td>松本、安曇、大町</td> <td>松本、安曇、諏訪</td> <td>長野、飯山</td> <td>飯田、伊那、諏訪</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>飯田、諏訪</td> </tr> <tr> <td>水道配水管被害箇所</td> <td>9,016箇所</td> <td>11,563箇所</td> <td>1,643箇所</td> <td>4,285箇所</td> <td>24箇所</td> <td>—</td> <td>668箇所</td> </tr> <tr> <td>都市ガス被害箇所</td> <td>520箇所</td> <td>572箇所</td> <td>194箇所</td> <td>140箇所</td> <td>3箇所</td> <td>—</td> <td>44箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 地震調査研究推進本部による発生確率の公表は北部中部を一連のものとして1箇所としている</p>	項目	想定地震		信濃川断層帯	伊那谷断層帯	東海地震		阿寺断層系	糸魚川-静岡線(北部)	糸魚川-静岡線(中部)	S54	H13(概略検討)	国による地震発生確率(30年以内)	14% *1	*1	ほぼ0%	ほぼ0%	—	—	北部6~11% 南部ほぼ0%	規模(マグニチュード)	8.0	8.0	7.5	7.9	8.0	8.0	7.9	震度	4~7	4~7	3~6強	4~7	4~5強	~6弱	4~6強	人的被害(冬季の夜)	死者	3,457人	2,820人	1,031人	1,144人	2人	24人	166人	重傷者	4,528人	4,356人	1,698人	2,430人	44人	262人	629人	軽傷者	87,118人	83,918人	32,850人	46,915人	899人	5,251人	12,385人	避難者	413,956人	382,692人	163,525人	219,352人	1,149人	15,973人	44,333人	建築物被害	全壊106,255棟 大破	105,925棟	28,804棟	61,955棟	102棟	1,939棟	8,674棟	出火棟数(冬・昼)	554棟	559棟	176棟	309棟	2棟	—	62棟	焼失棟数(冬・夜)	12,583棟	11,865棟	4,738棟	3,365棟	1棟	—	689棟	液状化被害地域	松本、安曇、大町	松本、安曇、諏訪	長野、飯山	飯田、伊那、諏訪	—	—	飯田、諏訪	水道配水管被害箇所	9,016箇所	11,563箇所	1,643箇所	4,285箇所	24箇所	—	668箇所	都市ガス被害箇所	520箇所	572箇所	194箇所	140箇所	3箇所	—	44箇所	<p>第3 被害の概要</p> <p>1 県地震被害想定の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">信濃川断層帯</th> <th rowspan="2">伊那谷断層帯</th> <th colspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">阿寺断層系</th> </tr> <tr> <th>糸魚川-静岡線(北部)</th> <th>糸魚川-静岡線(中部)</th> <th>S54</th> <th>H13(概略検討)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国による地震発生確率(30年以内)</td> <td>14% *1</td> <td>*1</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>北部6~11% 南部ほぼ0%</td> </tr> <tr> <td>規模(マグニチュード)</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>7.5</td> <td>7.9</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>震度</td> <td>4~7</td> <td>4~7</td> <td>3~6強</td> <td>4~7</td> <td>4~5強</td> <td>~6弱</td> <td>4~6強</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害(冬季の夜)</td> <td>死者</td> <td>3,457人</td> <td>2,820人</td> <td>1,031人</td> <td>1,144人</td> <td>2人</td> <td>24人</td> <td>166人</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>4,528人</td> <td>4,356人</td> <td>1,698人</td> <td>2,430人</td> <td>44人</td> <td>262人</td> <td>629人</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>87,118人</td> <td>83,918人</td> <td>32,850人</td> <td>46,915人</td> <td>899人</td> <td>5,251人</td> <td>12,385人</td> </tr> <tr> <td>避難者</td> <td>413,956人</td> <td>382,692人</td> <td>163,525人</td> <td>219,352人</td> <td>1,149人</td> <td>15,973人</td> <td>44,333人</td> </tr> <tr> <td>建築物被害</td> <td>全壊106,255棟 大破</td> <td>105,925棟</td> <td>28,804棟</td> <td>61,955棟</td> <td>102棟</td> <td>1,939棟</td> <td>8,674棟</td> </tr> <tr> <td>出火棟数(冬・昼)</td> <td>554棟</td> <td>559棟</td> <td>176棟</td> <td>309棟</td> <td>2棟</td> <td>—</td> <td>62棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数(冬・夜)</td> <td>12,583棟</td> <td>11,865棟</td> <td>4,738棟</td> <td>3,365棟</td> <td>1棟</td> <td>—</td> <td>689棟</td> </tr> <tr> <td>液状化被害地域</td> <td>松本、安曇、大町</td> <td>松本、安曇、諏訪</td> <td>長野、飯山</td> <td>飯田、伊那、諏訪</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>飯田、諏訪</td> </tr> <tr> <td>水道配水管被害箇所</td> <td>9,016箇所</td> <td>11,563箇所</td> <td>1,643箇所</td> <td>4,285箇所</td> <td>24箇所</td> <td>—</td> <td>668箇所</td> </tr> <tr> <td>都市ガス被害箇所</td> <td>520箇所</td> <td>572箇所</td> <td>194箇所</td> <td>140箇所</td> <td>3箇所</td> <td>—</td> <td>44箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 地震調査研究推進本部による発生確率の公表は北部中部を一連のものとして1箇所としている</p>	項目	想定地震		信濃川断層帯	伊那谷断層帯	東海地震		阿寺断層系	糸魚川-静岡線(北部)	糸魚川-静岡線(中部)	S54	H13(概略検討)	国による地震発生確率(30年以内)	14% *1	*1	ほぼ0%	ほぼ0%	—	—	北部6~11% 南部ほぼ0%	規模(マグニチュード)	8.0	8.0	7.5	7.9	8.0	8.0	7.9	震度	4~7	4~7	3~6強	4~7	4~5強	~6弱	4~6強	人的被害(冬季の夜)	死者	3,457人	2,820人	1,031人	1,144人	2人	24人	166人	重傷者	4,528人	4,356人	1,698人	2,430人	44人	262人	629人	軽傷者	87,118人	83,918人	32,850人	46,915人	899人	5,251人	12,385人	避難者	413,956人	382,692人	163,525人	219,352人	1,149人	15,973人	44,333人	建築物被害	全壊106,255棟 大破	105,925棟	28,804棟	61,955棟	102棟	1,939棟	8,674棟	出火棟数(冬・昼)	554棟	559棟	176棟	309棟	2棟	—	62棟	焼失棟数(冬・夜)	12,583棟	11,865棟	4,738棟	3,365棟	1棟	—	689棟	液状化被害地域	松本、安曇、大町	松本、安曇、諏訪	長野、飯山	飯田、伊那、諏訪	—	—	飯田、諏訪	水道配水管被害箇所	9,016箇所	11,563箇所	1,643箇所	4,285箇所	24箇所	—	668箇所	都市ガス被害箇所	520箇所	572箇所	194箇所	140箇所	3箇所	—	44箇所
項目	想定地震			信濃川断層帯	伊那谷断層帯			東海地震			阿寺断層系																																																																																																																																																																																																																																		
	糸魚川-静岡線(北部)	糸魚川-静岡線(中部)	S54			H13(概略検討)																																																																																																																																																																																																																																							
国による地震発生確率(30年以内)	14% *1	*1	ほぼ0%	ほぼ0%	—	—	北部6~11% 南部ほぼ0%																																																																																																																																																																																																																																						
規模(マグニチュード)	8.0	8.0	7.5	7.9	8.0	8.0	7.9																																																																																																																																																																																																																																						
震度	4~7	4~7	3~6強	4~7	4~5強	~6弱	4~6強																																																																																																																																																																																																																																						
人的被害(冬季の夜)	死者	3,457人	2,820人	1,031人	1,144人	2人	24人	166人																																																																																																																																																																																																																																					
	重傷者	4,528人	4,356人	1,698人	2,430人	44人	262人	629人																																																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	87,118人	83,918人	32,850人	46,915人	899人	5,251人	12,385人																																																																																																																																																																																																																																					
避難者	413,956人	382,692人	163,525人	219,352人	1,149人	15,973人	44,333人																																																																																																																																																																																																																																						
建築物被害	全壊106,255棟 大破	105,925棟	28,804棟	61,955棟	102棟	1,939棟	8,674棟																																																																																																																																																																																																																																						
出火棟数(冬・昼)	554棟	559棟	176棟	309棟	2棟	—	62棟																																																																																																																																																																																																																																						
焼失棟数(冬・夜)	12,583棟	11,865棟	4,738棟	3,365棟	1棟	—	689棟																																																																																																																																																																																																																																						
液状化被害地域	松本、安曇、大町	松本、安曇、諏訪	長野、飯山	飯田、伊那、諏訪	—	—	飯田、諏訪																																																																																																																																																																																																																																						
水道配水管被害箇所	9,016箇所	11,563箇所	1,643箇所	4,285箇所	24箇所	—	668箇所																																																																																																																																																																																																																																						
都市ガス被害箇所	520箇所	572箇所	194箇所	140箇所	3箇所	—	44箇所																																																																																																																																																																																																																																						
項目	想定地震		信濃川断層帯	伊那谷断層帯	東海地震		阿寺断層系																																																																																																																																																																																																																																						
	糸魚川-静岡線(北部)	糸魚川-静岡線(中部)			S54	H13(概略検討)																																																																																																																																																																																																																																							
国による地震発生確率(30年以内)	14% *1	*1	ほぼ0%	ほぼ0%	—	—	北部6~11% 南部ほぼ0%																																																																																																																																																																																																																																						
規模(マグニチュード)	8.0	8.0	7.5	7.9	8.0	8.0	7.9																																																																																																																																																																																																																																						
震度	4~7	4~7	3~6強	4~7	4~5強	~6弱	4~6強																																																																																																																																																																																																																																						
人的被害(冬季の夜)	死者	3,457人	2,820人	1,031人	1,144人	2人	24人	166人																																																																																																																																																																																																																																					
	重傷者	4,528人	4,356人	1,698人	2,430人	44人	262人	629人																																																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	87,118人	83,918人	32,850人	46,915人	899人	5,251人	12,385人																																																																																																																																																																																																																																					
避難者	413,956人	382,692人	163,525人	219,352人	1,149人	15,973人	44,333人																																																																																																																																																																																																																																						
建築物被害	全壊106,255棟 大破	105,925棟	28,804棟	61,955棟	102棟	1,939棟	8,674棟																																																																																																																																																																																																																																						
出火棟数(冬・昼)	554棟	559棟	176棟	309棟	2棟	—	62棟																																																																																																																																																																																																																																						
焼失棟数(冬・夜)	12,583棟	11,865棟	4,738棟	3,365棟	1棟	—	689棟																																																																																																																																																																																																																																						
液状化被害地域	松本、安曇、大町	松本、安曇、諏訪	長野、飯山	飯田、伊那、諏訪	—	—	飯田、諏訪																																																																																																																																																																																																																																						
水道配水管被害箇所	9,016箇所	11,563箇所	1,643箇所	4,285箇所	24箇所	—	668箇所																																																																																																																																																																																																																																						
都市ガス被害箇所	520箇所	572箇所	194箇所	140箇所	3箇所	—	44箇所																																																																																																																																																																																																																																						

節	節名	旧	新																																																																																																																																																
2	被害想定	<p>2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）</p> <p>○人的被害（死者：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>建物倒壊</th> <th>斜面崩壊</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5時</td> <td>予知情報なし</td> <td>約70</td> <td>約50</td> <td>約20</td> <td>約100</td> </tr> <tr> <td>予知情報あり</td> <td>約20</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約30</td> </tr> </tbody> </table> <p>○建物被害（全壊棟数：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>斜面災害</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5時</td> <td>予知情報なし</td> <td>約1,300</td> <td>約900</td> <td>約600</td> <td>約1,500</td> <td>約4,200</td> </tr> <tr> <td>予知情報あり</td> <td>約1,300</td> <td>約900</td> <td>約600</td> <td>—</td> <td>約2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 東南海・南海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年9月公表）</p> <p>※東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合の被害想定結果</p> <p>○人的被害（死者：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物倒壊</th> <th>斜面崩壊</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>18時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>—：わずか</p> <p>○建物被害（全壊棟数：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>斜面災害</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18時</td> <td>約20</td> <td>約70</td> <td>約30</td> <td>—</td> <td>約100</td> </tr> </tbody> </table> <p>—：わずか</p>			建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計	5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100	予知情報あり	約20	—	—	約30			揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計	5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800		建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計	5時	—	—	—	—	12時	—	—	—	—	18時	—	—	—	—		揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計	18時	約20	約70	約30	—	約100	<p>2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）</p> <p>○人的被害（死者：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予知情報</th> <th>建物倒壊</th> <th>斜面崩壊</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5時</td> <td>予知情報なし</td> <td>約70</td> <td>約50</td> <td>約20</td> <td>約100</td> </tr> <tr> <td>予知情報あり</td> <td>約20</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約30</td> </tr> </tbody> </table> <p>○建物被害（全壊棟数：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予知情報</th> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>斜面災害</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5時</td> <td>予知情報なし</td> <td>約1,300</td> <td>約900</td> <td>約600</td> <td>約1,500</td> <td>約4,200</td> </tr> <tr> <td>予知情報あり</td> <td>約1,300</td> <td>約900</td> <td>約600</td> <td>—</td> <td>約2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果（中央防災会議：平成24年8月公表）</p> <p>○人的被害（死者：人）—：わずか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生</th> <th>建物倒壊</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏12時</td> <td>約20</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約20</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>約30</td> <td>約10</td> <td>—</td> <td>約40</td> </tr> <tr> <td>冬深夜</td> <td>約50</td> <td>約10</td> <td>—</td> <td>約60</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低）</p> <p>○建物被害（全壊棟数：棟）—：わずか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震動</th> <th>揺れ</th> <th>液状化</th> <th>急傾斜地崩壊</th> <th>火災</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本ケース</td> <td>—</td> <td>約600</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約600</td> </tr> <tr> <td>陸側ケース</td> <td>約700</td> <td>約1,500</td> <td>約90</td> <td>約10</td> <td>約2,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東海地方が大きく被災するケース、冬深夜、風速8m/s）</p>		予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計	5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100	予知情報あり	約20	—	—	約30		予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計	5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800	発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計	夏12時	約20	—	—	約20	冬18時	約30	約10	—	約40	冬深夜	約50	約10	—	約60	地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計	基本ケース	—	約600	—	—	約600	陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400
		建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計																																																																																																																																														
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100																																																																																																																																														
	予知情報あり	約20	—	—	約30																																																																																																																																														
		揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計																																																																																																																																													
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200																																																																																																																																													
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800																																																																																																																																													
	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計																																																																																																																																															
5時	—	—	—	—																																																																																																																																															
12時	—	—	—	—																																																																																																																																															
18時	—	—	—	—																																																																																																																																															
	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計																																																																																																																																														
18時	約20	約70	約30	—	約100																																																																																																																																														
	予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計																																																																																																																																														
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100																																																																																																																																														
	予知情報あり	約20	—	—	約30																																																																																																																																														
	予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計																																																																																																																																													
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200																																																																																																																																													
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800																																																																																																																																													
発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計																																																																																																																																															
夏12時	約20	—	—	約20																																																																																																																																															
冬18時	約30	約10	—	約40																																																																																																																																															
冬深夜	約50	約10	—	約60																																																																																																																																															
地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計																																																																																																																																														
基本ケース	—	約600	—	—	約600																																																																																																																																														
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400																																																																																																																																														

節	節名	旧	新
1	地震に強いまちづくり	<p>本町における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地震防災事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い「まちづくり」を行う。</p> <p>また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設等に耐震性の確保、地域保全機能の増進等地震に強い基盤づくりを形成する。 <p>第1 地震に強い地域基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの町域保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第2節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。 <p>第2 地震に強いまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震に強い都市構造の形成 <ol style="list-style-type: none"> 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築部や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。 <p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。 	<p>本町における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地震防災事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。</p> <p>また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設等への耐震性の確保、地域保全機能の増進等地震に強い基盤づくりを形成する。 <p>第1 地震に強い地域基盤づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの町域保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第2節「被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 <p>第2 地震に強いまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 地震に強い都市構造の形成 <ol style="list-style-type: none"> 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。 <p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

節	節名	旧	新
1	地震に強いまちづくり	<p>2 建築物等の安全化</p> <p>(1) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。</p> <p>特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>(2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。</p> <p>(3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。</p> <p>(4) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。</p> <p>[追加]</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) 上下水道、廃棄物処理等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(2) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。</p> <p>(3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。</p> <p>4 地質、地盤の安全確保</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>2 建築物等の安全化</p> <p>(1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。</p> <p>特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>(2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>(3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。</p> <p>(4) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。</p> <p>(5) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</p> <p>(6) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(2) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備に努める。</p> <p>(3) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>4 地質、地盤の安全確保</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</p>

節	節名	旧	新
1	地震に強いまちづくり	<p>6 災害応急対策等への備え</p> <p>被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。</p>	<p>6 災害応急対策等への備え</p> <p>(1) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(3) 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>(4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。</p> <p>(5) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>(6) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p>
7	要配慮者支援計画	<p>第7節 災害時要援護者計画</p> <p>(風水害対策編第2章第8節を準用)</p>	<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>(風水害対策編第2章第8節を準用)</p>
10	避難の受入活動計画	<p>第10節 避難収容活動計画</p> <p>(風水害対策編第2章第11節を準用)</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>(風水害対策編第2章第11節を準用)</p>
15	危険物施設等災害予防計画	<p>第15節 危険物施設災害予防計画</p> <p>(風水害対策編第2章第16節を準用)</p>	<p>第15節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>(風水害対策編第2章第16節を準用)</p>
16	ライフライン施設災害予防計画	<p>第1 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>2 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 長野都市ガス株式会社</p> <p>ア 既設導管の取替え</p> <p>耐震性を有するものへ計画的な取り替えを図る。</p> <p>イ ガスメーターの取替え</p> <p>地震による漏洩等に有効なマイコンメーターを業務用も含め、全戸に設置する(一般需要家は平成7年度完了)。</p> <p>ウ 地震計の設置</p> <p>被害の想定及び供給停止等の判断をするため、地震計を設置する。</p>	<p>第1 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>2 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(2) 長野都市ガス株式会社</p> <p>ア 経年管対策の推進</p> <p>[削除]</p> <p>イ マイコンメーターの全戸設置</p> <p>[削除]</p> <p>ウ 地震計の設置</p> <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
16	ライフライン施設災害予防計画	<p>4 関係機関との連携</p> <p>(1) 連絡方法等の確認</p> <p>都市ガス事業者は被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・町等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。</p> <p>(2) 事業者間の連携</p> <p>ア (社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」</p> <p>イ (社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」</p> <p style="text-align: center;">「東京パイプライン事故対策要領」</p> <p>ウ 長野県ガス協会「会員相互の保安の確保のための相互援助協定書」</p> <p>第2 下水道施設災害予防計画</p> <p>1 施設・設備の課題</p> <p>(1) 町は、重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化が進んでいるものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 緊急連絡体制、復旧体制の確立</p> <p>(1) 町は、災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。</p> <p>(2) 町は、対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</p> <p>(3) 町は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。</p> <p>3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保</p> <p>町は、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。</p> <p>4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充</p> <p>町は、下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。</p> <p>5 管渠及び処理場施設の系統の多重化</p>	<p>4 関係機関との連携</p> <p>(1) 連絡方法等の確認</p> <p>都市ガス事業者は被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、町、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認する。</p> <p>(2) 事業者間の連携</p> <p>ア (一社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」</p> <p>イ (一社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」</p> <p style="text-align: center;">「帝石パイプライン事故対策要領」</p> <p>[削除]</p> <p>第2 下水道施設等災害予防計画</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(1) 町は、重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 町は、災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。</p> <p>(2) 町は、業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</p> <p>(3) 町は、復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。</p> <p>3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄</p> <p>町は、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。</p> <p>4 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充</p> <p>町は、下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。</p> <p>5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化</p>
19	防災都市計画	<p>第19節 防災まちづくり計画</p> <p>(風水害対策編第2章第20節を準用)</p>	<p>第19節 防災都市計画</p> <p>(風水害対策編第2章第20節を準用)</p>

節	節名	旧	新
20	建築物災害予防計画	<p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和56年以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。 <p>第1 公共建築物の耐震対策 〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〔略〕 2 防火管理者の設置 学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。 3 施設の安全性確保 町は、施設を新築、改築する場合には、利用者等の安全確保、災害に対する安全性の確保に努める。耐震診断の結果等により改築、改修が必要な施設は、計画的に実施できるように努める。 特に義務教育施設等については、年次計画等により改築、補強に努め、予防対策を実施する。 4 緊急地震速報の活用 <p>第2 一般建築物の耐震対策 〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断・耐震改修事業の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅及び民間の避難施設について、町は県と連携を図り、耐震診断への助成を行う。 (2) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、町は県と連携を図り耐震改修への助成を行う。 2・3 〔略〕 4 建築物の所有者の対策 建築物の所有者等は、耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。また、「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。 	<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。 <p>第1 公共建築物 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 〔略〕 町は、庁舎、社会福祉施設、町営住宅、町立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。 2 防火管理者の設置 学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。 <p>〔削除〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 緊急地震速報の活用 <p>第2 一般建築物 昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。 また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断、耐震改修のための支援措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、町は県と連携を図り、耐震診断への助成を行う。 (2) 賃貸を除く戸建住宅等について、町は県と連携を図り耐震改修への助成を行う。 2・3 〔略〕 <p>〔削除〕</p>

節	節名	旧	新
20	建築物災害予防計画	<p>第3 落下物・ブロック塀等の対策</p> <p>1 町は、落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>第4 文化財の対策</p> <p>3 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p>	<p>第3 落下物・ブロック塀等</p> <p>1 町は、屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 住民は、地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講ずる。</p> <p>第4 文化財</p> <p>3 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備を図る。</p>
21	道路及び橋梁災害予防計画	<p>震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。</p> <p>主な取組み</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第1 道路及び橋梁の災害予防</p> <p>[追加]</p> <p>第3 関係団体との協力体制の整備</p> <p>1 道路管理者等との協力体制</p> <p>町は、国、県及び東日本高速道路㈱等の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。</p> <p>(2) 建設業協会等との協力体制</p> <p>市は、災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により長野県建設業協会等との協力体制を整備する。</p>	<p>震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。</p> <p>構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。</p> <p>道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。</p> <p>主な取組</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第1 道路及び橋梁の震災に対する整備</p> <p>大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。</p> <p>第3 関係団体との協力体制の整備</p> <p>大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結し、交通の確保を図る。各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。</p> <p>1 町は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。</p> <p>2 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</p>

節	節名	旧	新
22	河川施設等災害 予防計画	第22節 河川施設災害予防計画 (風水害対策編第2章第23節を準用)	第22節 河川施設等災害予防計画 (風水害対策編第2章第23節を準用)
25	積雪期の地震災 害予防計画	〔新設〕	<p>第25節 積雪期の地震災害予防計画</p> <p>積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い町づくりを行う。 2 冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 6 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。 7 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。 8 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。 <p>第1 道路交通の確保</p> <p>積雪期の地震においては、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、町、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。 (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。 2 自主防災組織・住民の実施計画 <p>地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。</p> <p>第2 家屋倒壊の防止</p> <p>建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町の実施計画 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。 (2) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

節	節名	旧	新
25	積雪期の地震災害予防計画	[新設]	<p>第3 消防活動の確保 積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。 このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。</p> <p>1 関係機関の実施計画 (1) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。 (2) 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。</p> <p>第4 避難場所及び避難路の確保 積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。</p> <p>1 町の実施計画 (1) 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。 (2) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。</p> <p>第5 寒冷対策の推進 豪雪時は、積雪の影響による長期間のライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。 寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。</p> <p>1 町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。 2 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 3 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。</p>

節	節名	旧	新
26	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>第25節 二次災害の予防計画</p> <p>[追加]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の受け入れ体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。 <p>第1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や宅地関係 災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、応急危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定体制の整備が進められている。 町は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。 2 道路・橋梁関係 余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、町は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。 <p>第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部が実施する計画 (3) 防災応急対策用資機（器）材等の整備についての指導 2 危険物取扱事業所が実施する計画 (3) 防災応急対策用資機（器）材等の整備 3 高圧ガス製造事業者等が実施する計画 (1) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施 (2) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持 (3) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施 (4) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施 (5) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底 (6) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立 	<p>第26節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を推進する。 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置をとる。 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置をとる。 <p>第1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や宅地関係 災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。 町は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。 2 道路・橋梁関係 地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、町は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう体制を整備する。 <p>第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部が実施する計画 (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導 2 危険物取扱事業所が実施する計画 (3) 防災応急対策用資機材等の整備 <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
26	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>4 (社)長野県エルピーガス協会が実施する計画</p> <p>5 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画</p> <p>(3) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。</p> <p>特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先する。</p> <p>6 毒物劇物業者及び業務上取扱者が実施する計画</p> <p>(3) 防災応急対策用資機(器)材等の整備</p> <p>第3 河川施設の二次災害予防対策</p> <p>地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合に備え、河川施設の被災後の保全に留意する必要がある。</p> <p>町は、所管する河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>1 情報収集体制の整備</p> <p>町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。</p>	<p>3 (一社)長野県LPガス協会が実施する計画</p> <p>4 液化石油ガス販売事業者等が実施する計画</p> <p>(3) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。</p> <p>特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先する。</p> <p>5 毒物劇物業者及び業務上取扱者が実施する計画</p> <p>(3) 防災応急対策用資機材等の整備</p> <p>第3 河川施設の二次災害予防対策</p> <p>地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。</p> <p>今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。</p> <p>町は、河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>1 情報収集体制の整備</p> <p>町は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できる体制を整備する。</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>第26節 防災知識普及計画</p> <p>「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、各種の災害について、全てを経験することは困難である。</p> <p>このため、町、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p>主な取組み 1～4 〔略〕 〔追加〕</p> <p>第1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>町は、発災時における行動の仕方、どのような危険があるか、応急対策をどうするか、災害時要援護者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。</p> <p>1 知識普及の方法</p> <p>(1) 講習会等の開催 防災に関する講習会、展示会等の機会を通じて、防災知識の普及を図る。講習会等において、県所有の地震体験車の活用を図り、住民が地震の恐ろしさを体験できる機会を設定する。また、企業に対しても、地域の一員として講習会、研修会等への参加を呼びかける。</p> <p>(2) 広報誌等による普及 町内全世帯に配布する町広報誌等を通じて、防災知識を普及する。</p> <p>(3) 防災マップ等の配布 防災関係の諸情報を掲載した防災マップ・パンフレット、防災カルテを作成・配布し、住民の防災への関心を高めるとともに、避難場所や災害危険箇所等を周知する。 なお、防災マップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。</p> <p>(4) 報道機関による普及 上田ケーブルビジョン及び有線放送を主体として、必要によりテレビ、ラジオ、新聞等を活用する。</p>	<p>第27節 防災知識普及計画</p> <p>「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> <p>主な取組 1～4 〔略〕 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。</p> <p>第1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>1 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(1) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>(2) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</p> <p>(4) 警報等や、避難指示等の意味や内容</p> <p>(5) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>(6) 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識</p> <p>(7) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>(5) その他 広報車、屋外告知放送、町ホームページ等を活用する。</p> <p>2 知識普及の主な内容</p> <p>(1) 地域防災計画の概要</p> <p>(2) 災害予防</p> <p>ア 家屋や塀の耐震化の促進</p> <p>イ 家具類の転倒、落下防止措置</p> <p>ウ 火気使用器具の点検整備及び火気管理</p> <p>エ 消火器・消火用水の準備</p> <p>オ 非常用飲料水・食料の準備</p> <p>カ 救急医薬品の準備</p> <p>キ 生活必需品及び防災用品の準備</p> <p>ク 防災講習会、訓練への参加</p> <p>ケ 家庭内での防災について話し合い</p> <p>コ 自主防災組織の役割と積極的参加</p> <p>サ 避難場所の確認及び避難方法</p> <p>(3) 災害時の心得</p> <p>ア 地震情報及び町、消防本部、警察署等からの情報入手方法</p> <p>イ 出火防止、初期消火</p> <p>ウ 非常時における出入り口の確保</p> <p>エ がけ崩れ、地すべり等土砂災害に関する注意事項</p> <p>オ 住民相互の協力体制</p> <p>カ 秩序の遵守と衛生</p> <p>キ 電話、自動車の利用自粛</p> <p>ク 乳幼児、児童、高齢者、妊婦、障害者、病弱者等の災害時要援護者の支援と安全確保</p> <p>ケ 生活物資の買い急ぎ、預貯金の引き出しの自粛</p> <p>コ 避難する際の注意事項</p> <p>サ 非常持ち出し品</p>	<p>(8) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識</p> <p>(9) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とすべき行動に関する知識</p> <p>(10) 正確な情報入手の方法</p> <p>(11) 要配慮者に対する配慮</p> <p>(12) 男女のニーズの違いに対する配慮</p> <p>(13) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(14) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>(15) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>(16) 避難生活に関する知識</p> <p>(17) 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(18) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p> <p>(19) 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識</p> <p>ア 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>イ 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>ウ 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識</p> <p>エ 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>(20) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p>(21) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p>(22) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p>(23) 上記(1)～(22)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。</p> <p>ア 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>イ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識</p> <p>(24) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。</p> <p>(25) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>(26) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力を</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>3 家庭における防災知識普及の推進</p> <p>住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、各家庭において防災に関する話し合いを定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。</p> <p>(1) 避難路、避難所の確認</p> <p>(2) 発災時の連絡方法</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>4 企業における防災知識普及の推進</p> <p>第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。このため、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>1 町所管の施設</p> <p>町所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>第3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校において、児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。また、保育園、幼稚園に対しては、町立学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。</p>	<p>ついて指導推進する。</p> <p>(27) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>(28) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p> <p>(29) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>2 家庭における防災知識普及の推進</p> <p>住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭における防災に関する話し合いを定期的に行き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。</p> <p>(1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認</p> <p>(2) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>(7) 地域の防災マップの作成</p> <p>(8) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加</p> <p>(9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>3 企業における防災知識普及の推進</p> <p>第2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、駅、商業施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>1 町所管の施設</p> <p>町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>第3 学校における防災教育の推進</p> <p>幼稚園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。</p>

節	節名	旧	新
27	防災知識普及計画	<p>1 防災訓練の実施 学校においては、大規模災害にも対処できるように町、その他関係機関と連携し、より実践的な防災訓練の実施に努める。</p> <p>2 児童生徒等への防災教育の実施 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 (5) 災害時要援護者に対する配慮</p> <p>第4 町職員に対する防災知識の普及 町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2 普及する事項 (4) 職員が果たすべき役割 (5) 防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題 〔追加〕</p>	<p>1 防災訓練の実施 学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。</p> <p>2 児童生徒等への防災教育の実施 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 (5) 要配慮者に対する配慮</p> <p>第4 町職員に対する防災知識の普及 町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <p>2 普及する事項 (4) 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (6) 地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p>第5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>1 町及び県の実施計画 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>2 住民の実施計画 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。</p>
28	防災訓練計画	<p>第27節 防災訓練計画 (風水害対策編第2章第28節を準用)</p>	<p>第28節 防災訓練計画 (風水害対策編第2章第28節を準用)</p>
29	災害復旧・復興への備え	<p>第28節 災害復旧・復興への備え (風水害対策編第2章第29節を準用)</p>	<p>第29節 災害復旧・復興への備え (風水害対策編第2章第29節を準用)</p>
30	自主防災組織等の育成に関する計画	<p>第29節 自主防災組織の育成計画 (風水害対策編第2章第30節を準用)</p>	<p>第30節 自主防災組織等の育成に関する計画 (風水害対策編第2章第30節を準用)</p>

節	節名	旧	新
31	企業防災に関する計画	<p>第30節 企業防災に関する計画 (風水害対策編第2章第31節を準用) [追加]</p>	<p>第31節 企業防災に関する計画</p> <p>災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。 <p>第1 現状及び課題</p> <p>大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。</p> <p>また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。</p> <p>第2 町が実施する対策</p> <p>町は、企業における防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図る。</p> <p>第3 企業の実施計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業は、社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。 2 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

節	節名	旧	新
31	企業防災に関する計画	[追加]	<p>3 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p> <p>4 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</p>
32	ボランティア活動の環境整備	<p>第31節 ボランティア活動の環境整備 (風水害対策編第2章第32節を準用)</p>	<p>第32節 ボランティア活動の環境整備 (風水害対策編第2章第32節を準用)</p>
33	防災対策に関する財政措置計画	<p>第32節 防災対策に関する財政措置計画 (風水害対策編第2章第33節を準用)</p>	<p>第33節 防災対策に関する財政措置計画 (風水害対策編第2章第33節を準用)</p>
34	震災対策に関する調査研究及び観測	<p>第33節 震災対策に関する調査研究及び観測</p> <p>地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。</p> <p>既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。</p> <p>さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。</p> <p>主な取り組み</p> <p>町・県・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。</p> <p>第1 防災アセスメント調査の定期的な実施</p> <p>町は、社会動向の変化や都市化の進展等、地域条件の変遷に応じ、常に地域の実態に即した災害特性が把握され、また、新たな災害予測技術に基づく、より正確な被害予測等が得られるよう、定期的な防災アセスメント調査の実施を図るものとする。</p>	<p>第34節 震災対策に関する調査研究及び観測</p> <p>地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。</p> <p>既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。</p> <p>県においては、地震被害想定調査を実施し、県内における被害想定を行っているところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。</p> <p>主な取組</p> <p>町・県・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。</p> <p>第1 町の実施計画</p> <p>1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするよう努める。</p> <p>2 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。</p>
35	観光地の災害予防計画	[新設]	<p>第35節 観光地の災害予防計画 (風水害対策編第2章第35節を準用)</p>
36	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	[新設]	<p>第36節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (風水害対策編第2章第36節を準用)</p>

節	節名	旧	新
1	災害情報の収集・連絡活動	<p>＜参考 地震情報＞</p> <p>1 緊急地震速報（警報・予報） 緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。</p> <p>〔追加〕</p> <p>（1）緊急地震速報（警報） 最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。</p> <p>〔追加〕</p> <p>（2）緊急地震速報（予報） 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。</p> <p>2 震度速報 震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。</p> <p>3 地震情報（震源に関する情報） 震源速報を発表した地震に対して、津波警報・注意報を行う必要がないことが分かった時点で発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名及び津波の心配なしからなる。 なお、確実に津波などの発生がないと判定できない場合には、発表はしない。</p> <p>4 地震情報（震源・震度に関する情報） 長野県内震度観測点で震度3以上、隣接県（新潟・群馬・埼玉・山梨・静岡・愛知・岐阜・富山の各県）内で震度4以上、その他の都道府県で震度5弱以上を観測した場</p>	<p>＜参考 地震情報＞</p> <p>1 緊急地震速報（警報・予報） 緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。</p> <p>県、町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線の放送機能及び町ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア等への情報連携により住民への伝達を行う。</p> <p>町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>（1）緊急地震速報（警報） 最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>（2）緊急地震速報（予報） 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p> <p>2 震度速報 震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。</p> <p>3 地震情報（震源に関する情報） 震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。 ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。</p> <p>4 地震情報（震源・震度に関する情報） 震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに</p>

節	節名	旧	新																		
1	災害情報の収集・連絡活動	<p>合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名からなる。</p> <p>また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。</p> <p>5 地震情報（地震回数に関する情報） 地震の震央が長野県内及び隣接県内で、活発な群発地震時や余震活動時に、時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震の回数を知らせる情報。</p> <p>6 各地の震度に関する情報 長野県内震度観測点で震度1以上を観測した場合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その事実も含めて発表する。 〔追加〕</p>	<p>発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。 また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。</p> <p>5 地震情報（その他の情報） 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。</p> <p>6 地震情報（各地の震度に関する情報） 震度1以上を観測した場合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。</p> <p>7 地震情報（推計震度分布図） 震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>																		
2	非常参集職員の活動	<p>職員の配備区分と発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準1号配備 (準備体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町域に震度3又は4の地震が発生した場合 災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合 東海地震に関する観測情報（安心情報は除く）、注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合）が伝達された場合 </td> <td>1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1号配備 (警戒体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害等の状況から必要があると認められた場合 東海地震に係る警戒宣言、東海地震予知情報が伝達された時 </td> <td>町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	活動内容等	準1号配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> 町域に震度3又は4の地震が発生した場合 災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合 東海地震に関する観測情報（安心情報は除く）、注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合）が伝達された場合 	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	1号配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の状況から必要があると認められた場合 東海地震に係る警戒宣言、東海地震予知情報が伝達された時 	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。	<p>職員の配備区分と発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準1号配備 (準備体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町域に震度3又は4の地震が発生した場合 災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合 南海トラフ地震臨時情報〈調査中〉が発表されたとき </td> <td>1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。</td> </tr> <tr> <td>1号配備 (警戒体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害等の状況から必要があると認められた場合 南海トラフ地震臨時情報〈巨大地震注意〉が発表されたとき </td> <td>町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	活動内容等	準1号配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> 町域に震度3又は4の地震が発生した場合 災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合 南海トラフ地震臨時情報〈調査中〉が発表されたとき 	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。	1号配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の状況から必要があると認められた場合 南海トラフ地震臨時情報〈巨大地震注意〉が発表されたとき 	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。
配備区分	配備基準	活動内容等																			
準1号配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> 町域に震度3又は4の地震が発生した場合 災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合 東海地震に関する観測情報（安心情報は除く）、注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合）が伝達された場合 	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。																			
1号配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の状況から必要があると認められた場合 東海地震に係る警戒宣言、東海地震予知情報が伝達された時 	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。																			
配備区分	配備基準	活動内容等																			
準1号配備 (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> 町域に震度3又は4の地震が発生した場合 災害が発生するおそれがあり、総務課長が必要と認める場合 南海トラフ地震臨時情報〈調査中〉が発表されたとき 	1号配備を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。																			
1号配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の状況から必要があると認められた場合 南海トラフ地震臨時情報〈巨大地震注意〉が発表されたとき 	町内におけるパトロールを強化し、避難その他災害の拡大を防止するため必要な諸般の準備を完了する体制とする。																			

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

節	節名	旧		新			
2	非常参集職員の活動	*災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制) ・町域に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・災害が発生した場合及び激甚な災害発生のおそれがある場合 〔追加〕 ・町長が必要と認める場合	1号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	*災害対策本部設置後	2号配備 (即応体制) ・町域に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・災害が発生した場合及び激甚な災害発生のおそれがある場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報〈巨大地震警戒〉 が発表されたとき ・町長が必要と認める場合	1号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。
			3号配備 (非常体制) ・町域に震度6弱以上の地震が発生した場合 ・大規模な災害が発生し、もしくは町全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・町長が必要と認める場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもってあたるものとする。		3号配備 (非常体制) ・町域に震度6弱以上の地震が発生した場合 ・大規模な災害が発生し、もしくは町全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・町長が必要と認める場合	中規模以上の災害が発生した場合に対処できる配備体制とし、本部要員の全員をもってあたるものとする。
4	ヘリコプターの運用計画	第4節 ヘリコプターの要請計画 (風水害対策編第3章第5節を準用)		第4節 ヘリコプターの運用計画 (風水害対策編第3章第5節を準用)			
5	自衛隊の災害派遣	第5節 自衛隊災害派遣活動 (風水害対策編第3章第6節を準用)		第5節 自衛隊の災害派遣 (風水害対策編第3章第6節を準用)			
8	要配慮者に対する応急活動	第8節 災害時要援護者活動 (風水害対策編第3章第9節を準用)		第8節 要配慮者に対する応急活動 (風水害対策編第3章第9節を準用)			
11	避難受入及び情報提供活動	第11節 避難収容活動 (風水害対策編第3章第12節を準用)		第11節 避難受入及び情報提供活動 (風水害対策編第3章第12節を準用)			
17	遺体の捜索及び対策等の活動	第17節 死体の捜索及び処置等の活動 (風水害対策編第3章第18節を準用)		第17節 遺体の捜索及び対策等の活動 (風水害対策編第3章第18節を準用)			
19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	第19節 物価安定等に関する活動 (風水害対策編第3章第20節を準用)		第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 (風水害対策編第3章第20節を準用)			

節	節名	旧	新
24	建築物災害応急活動	<p>地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。 <p>第1 公共建築物</p> <p>災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎、社会福祉施設、小・中学校等については、管理者等が利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。 2 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。 <p>第2 一般建築物 〔追加〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町が実施する措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動体制 建設部は、被災建築物の応急危険度判定及び住宅の応急修理を実施する。 (2) 被災建築物・宅地の応急危険度判定 建設部は、被害状況により建物・宅地の応急危険度判定体制を整えるため、応急危険度判定士の派遣要請し、判定作業を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 判定作業の準備 建設部は、判定作業の実施のため、次の準備を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 応急危険度判定士の県への派遣要請 (イ) 応急危険度判定を要する建築物・宅地又は地区の選定 (ウ) 被災地域への派遣手段の確保 (エ) 応急危険度判定士の連絡手段の確保 イ 判定結果の表示及び周知 応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、判定ステッカーを建物の入り口など見やすい場所に貼りつける。 	<p>地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。 <p>第1 公共建築物</p> <p>災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎、社会福祉施設、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。 2 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。 <p>第2 一般建築物 災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。 〔削除〕</p>

節	節名	旧	新												
24	建築物災害応急活動	<table border="1" data-bbox="338 193 1218 411"> <thead> <tr> <th>判定結果</th> <th>色</th> <th>判定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険</td> <td>赤</td> <td>建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。</td> </tr> <tr> <td>要注意</td> <td>黄</td> <td>建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。</td> </tr> <tr> <td>調査済</td> <td>緑</td> <td>建築物の損傷が少ない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 住宅の応急修理 建設部は、災害により住家に被害を受け、生活の維持が困難な者に対し、次の基準に基づき応急修理を実施する。</p> <p>ア 対象者 (ア) 災害のため住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 (イ) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者</p> <p>イ 経費の負担 (ア) 費用の範囲 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分に限られる。 (イ) 負担方法 住宅の応急修理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は町が負担する。</p> <p>ウ 整備書類 建設部は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。 (ア) 救助実施記録日計表 (イ) 住宅の応急修理記録簿 (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類</p> <p>2 建築物の所有者等が実施する対策</p> <p>第3 文化財 文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。</p> <p>1 町が実施する対策 文化財は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>2 所有者が実施する対策 (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p>	判定結果	色	判定内容	危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。	要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	調査済	緑	建築物の損傷が少ない。	<p>[削除]</p> <p>1 建築物の所有者等が実施する対策</p> <p>第3 文化財 文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。</p> <p>1 町が実施する対策 町は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</p> <p>2 所有者が実施する対策 (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。</p>
判定結果	色	判定内容													
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。													
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。													
調査済	緑	建築物の損傷が少ない。													

節	節名	旧	新
26	河川施設等応急活動	<p>第26節 河川施設応急活動</p> <p>地震による洪水被害を軽減するため、水防活動を実施するとともに、二次災害を防止するため、県及び関係機関との連携・協力により、速やかに被害状況等の把握を行い応急復旧に対応する。</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防上必要な資機（器）材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定 2 大規模な地震が発生した場合には、緊急点検を行い施設の安全を確認し、異常が認められた場合は、適切な処置をとる。 <p>河川施設応急対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 <p>県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。</p> 2 避難誘導 <p>被害状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民に避難勧告、指示等の応急活動を実施する。</p> 3 被害拡大の防止措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。 (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 4 復旧計画の策定 <p>県及び関係機関との連携、協力のもと、地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。</p> 5 関係機関との連携 <p>河川施設の応急対策の実施にあたっては、河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。</p> 6 住民の活動 <p>住民は被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。</p> 	<p>第26節 河川施設等応急活動 (風水害対策編第3章第27節を準用)</p>

節	節名	旧	新
27	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>第27節 二次災害の防止活動</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物に係る二次災害を防止するため応急危険度判定を実施する。また、道路・橋梁等については、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。 3 河川施設の二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。 4 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を行う。 <p>第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物関係 被災した建築物については、余震等による倒壊等の二次災害から町民を守るため、県に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急危険度判定実施のための体制整備 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 応急危険度判定士の派遣要請 イ 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定 ウ 町内の被災地域への派遣手段の確保 エ 応急危険度判定士との連絡手段の確保 (2) 応急措置 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。 (3) 建築物の所有者等が実施する対策 応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。 2 道路及び橋梁関係 道路・橋梁等の構造物については、余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要があるため、第25節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに町内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。 <p>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>危険物施設等については、第20節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。</p>	<p>第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。 <p>第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物関係 被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から町民を守るための措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険度判定実施のための体制整備 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 危険度判定士の派遣要請 イ 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定 ウ 町内の被災地域への派遣手段の確保 エ 危険度判定士との連絡手段の確保 (2) 応急措置 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。 (3) 建築物や敷地の所有者等が実施する対策 危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとる。 2 道路及び橋梁関係 道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる。 <p>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>危険物施設等については、第15節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。</p>

節	節名	旧	新
27	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>第3 河川施設の二次災害防止対策 地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。 3 災害防止のため応急措置を実施する。</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から町民を守るため、県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。 〔追加〕</p>	<p>第3 河川施設の二次災害防止対策 地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。 3 災害防止のため応急工事を実施する。</p> <p>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から町民を守るための措置をとる。 1 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。 2 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</p>
28	ため池災害応急活動	<p>〔追加〕</p> <p>ため池応急対策 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、定めた規模のため池について速やかに緊急点検をする。ため池が決壊した場合又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急措置を実施する。 1 情報の収集、伝達 (1) 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町へ報告する。 3 被害拡大の防止措置 (1) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。 4 管理団体の活動 管理団体においては町が実施する応急対策について協力する。</p>	<p>実施担当部：産業部</p> <p>ため池応急対策 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急措置を実施する。 1 情報の収集、伝達 (1) 管理団体等において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町へ報告する。 3 被害拡大の防止措置 (1) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。 4 管理団体等の活動 管理団体等においては町が実施する応急対策について協力する。</p>
31	飼養動物の保護対策	<p>〔新設〕</p>	<p>第31節 飼養動物の保護対策 (風水害対策編第3章第32節を準用)</p>
32	ボランティアの受入体制	<p>第31節 防災ボランティア等の受入体制 (風水害対策編第3章第32節を準用)</p>	<p>第32節 ボランティアの受入体制 (風水害対策編第3章第33節を準用)</p>
33	義援物資及び義援金の受入体制	<p>第32節 義援物資、義援金の受入体制 (風水害対策編第3章第33節を準用)</p>	<p>第33節 義援物資及び義援金の受入体制 (風水害対策編第3章第34節を準用)</p>

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

節	節名	旧	新
34	災害救助法の適用	第33節 災害救助法の適用 (風水害対策編第3章第34節を準用)	第34節 災害救助法の適用 (風水害対策編第3章第35節を準用)
35	観光地の災害応急対策	[新設]	第35節 観光地の災害応急対策 (風水害対策編第3章第36節を準用)

節	節名	旧	新
7	被災した観光地の復興	[新設]	第7節 被災した観光地の復興 (風水害対策編第4章第7節を準用)

節	節名	旧	新
		第1節 計画の目的 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制 第3節 情報収集伝達計画 第4節 広報計画 第5節 避難活動等 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画 第7節 医療救護及び保健衛生活動計画 第8節 児童生徒等の保護活動計画 第9節 消防・救急救助等対策 第10節 売り惜しみ・買い占め等の防止 第11節 交通対策 第12節 緊急輸送 第13節 事業所等対策計画	[削除]

大規模な火事災害対策編 第1章 災害予防計画

節	節 名	旧	新
		<p>近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。</p> <p>このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。</p>	<p>近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。</p> <p>このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。</p>
1	災害に強いまちづくり	<p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。 <p>第1 大規模な火事災害に強いまちの形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 〔略〕 3 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。 4 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。 5 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。 <p>第2 火災に対する建築物の安全化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。 2 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。 3 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。 4 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。 5 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 	<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。 <p>第1 大規模な火事災害に強いまちの形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 〔略〕 〔削除〕 3 町道について、国道・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。 〔削除〕 <p>第2 火災に対する建築物の安全化</p> <ol style="list-style-type: none"> 〔削除〕 1 学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。 2 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、消防本部はその履行を促進する。 3 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

節	節名	旧	新
2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	<p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 救助・救急用資機材の整備 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 消火活動の計画 <p>第1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>平成20年4月1日現在、県内消防本部における消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車76.9%※、救急自動車98.3%※である。（※：H18.4.1現在）</p> <p>これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。 <p>その際、救急救命士の計画的配置にも努める。</p> <p>第2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p> <p>このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。 <ol style="list-style-type: none"> 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等 最先到着隊による措置 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等 応急救護所の設置基準、編成、任務等 各活動隊の編成と任務 消防団の活動要請 通信体制 関係機関との連絡 報告及び広報 	<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 救助・救急用資機材の整備 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 消火活動の計画 避難誘導計画の整備 <p>第1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>令和2年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車27台、救急自動車145台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車100%、救急自動車100%である。</p> <p>救急自動車及び救助工作車については充足及び高規格化は果たされているが、引き続き、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の維持、計画的な更新を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図る。 <p>その際、救急救命士の計画的配置にも努める。</p> <p>第2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。</p> <p>また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。</p> <p>このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。</p> <p>[削除]</p>

節	節名	旧	新
2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	<p>(10) 訓練計画</p> <p>(11) その他必要と認められる事項</p> <p>2 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。</p> <p>また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。</p> <p>3 関係機関の協力を得て、町消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。</p> <p>第3 消火活動の計画</p> <p>1 大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>2 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</p> <p>また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。</p> <p>(4) 火災予防</p> <p>ア・イ 〔略〕</p>	<p>〔削除〕</p> <p>また、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。</p> <p>加えて、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。</p> <p>〔削除〕</p> <p>第3 消火活動の計画</p> <p>〔削除〕</p> <p>1 大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</p> <p>〔削除〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、きめ細かな活動のできる体制とする。</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。</p> <p>(4) 火災予防</p> <p>ア・イ 〔略〕</p>

節	節名	旧	新
2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	<p>ウ 危険物保有施設への指導 科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。</p> <p>(5) 活動体制の整備 大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。 特に関係機関との連携に留意した初動時にける活動体制及び情報収集体制の整備を図る。 また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。</p> <p>(6) 〔略〕</p>	<p>ウ 危険物保有施設への指導 科学実験室等を有する企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。</p> <p>(5) 活動体制の整備 大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。 特に関係機関との連携に留意した初動時にける活動体制及び情報収集体制の整備を図る。 また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。</p> <p>(6) 〔略〕</p>

大規模な火事災害対策編 第2章 災害応急対策計画

節	節 名	旧	新
1	消火活動	<p>消火活動</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 消火活動関係</p> <p>イ 情報収集及び効率的部隊配置</p> <p>管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。</p> <p>特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。</p> <p>また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。</p> <p>ウ 応援要請等</p> <p>(ア) 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を長野地域防災計画火山災害対策編第3章第4節により行う。</p> <p>(イ) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、長野地域防災計画火山災害対策編第3章第5節により要請する。</p> <p>(2) 救助・救急活動</p> <p>大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。</p> <p>なお、本項については、長野地域防災計画火山等災害対策編第3章第7節に定める。</p>	<p>消火活動</p> <p>1 町が実施する対策</p> <p>(1) 消火活動関係</p> <p>イ 情報収集及び効率的部隊配置</p> <p>管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。</p> <p>〔削除〕</p> <p>また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。</p> <p>ウ 応援要請等</p> <p>(ア) 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第3章第4節により行う。</p> <p>(イ) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請する。</p> <p>(2) 救助・救急活動</p> <p>大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかにを行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。</p> <p>なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。</p>

節	節名	旧	新
2	避難誘導活動	<p>大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>主な活動 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>活動の内容 公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。 また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。 避難誘導活動においては、特に高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者に配慮した措置を講じる。</p> <p>1 町は、庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等について、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 建築物の所有者等は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。</p>	<p>大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。</p> <p>主な活動 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p>活動の内容 公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。 また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。 避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。</p> <p>1 町は、庁舎、社会福祉施設、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p>2 建築物の所有者等は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p>

大規模な火事災害対策編 第3章 災害復旧・復興計画

節	節 名	旧	新
1	計画的復興の進め方	<p>大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。</p> <p>[追加]</p> <p>また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。</p> <p>大規模な火事災害における連絡体制</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。</p>	<p>大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</p> <p>主な活動</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。</p> <p>当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。</p> <p>また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。</p> <p>大規模な火事災害における連絡体制</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[削除]</p>

林野火災対策編 第1章 災害予防計画

節	節 名	旧	新
1	林野火災に強い地域づくり	<p>町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。</p> <p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。 2 [略] <p>第2 予防対策の実施</p> <p>林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</p> <p>町及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防火思想の普及 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) [略] 2 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。 (2) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。 (3) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。 (4) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。 3 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視 4 林野所有（管理）者に対する指導 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(6) [略] 5 応援体制の確立 	<p>町は、消防本部と連携し、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。</p> <p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画の確立を図る。 2 [略] <p>第2 予防対策の実施</p> <p>林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</p> <p>町は、消防本部と連携し、林野火災予防のため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防火思想の普及 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) [略] <p>[削除]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 森林保全巡視指導員による巡視 3 林野所有（管理）者に対する指導 <ol style="list-style-type: none"> (1)～(6) [略] 4 応援体制の確立
2	林野火災防止のための情報の充実	<p>主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 [略] <p>第2 林野火災関連情報等の収集体制の整備</p> <p>町及び県は、林野火災の発生しやすい時期において、広報車、へり等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。</p>	<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・2 [略] <p>第2 林野火災関連情報等の収集体制の整備</p> <p>町及び県は、林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警へり等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。</p>

節	節名	旧	新
3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	<p>林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。</p> <p>主な取組み 1～4 [略]</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係 町及び県は、防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。 また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。</p>	<p>林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。</p> <p>主な取組 1～4 [略]</p> <p>第1 情報の収集・連絡関係 町は、防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。 また、状況に応じて消防防災ヘリコプター又は車両による現地情報の収集体制を整備する。</p>

林野火災対策編 第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧	新
1	林野火災の警戒活動	<p>実施計画</p> <p>2 火入れ、たき火、喫煙等の制限</p> <p>(2) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。</p>	<p>実施計画</p> <p>2 火入れ、たき火、喫煙等の制限</p> <p>(2) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとる。</p> <p>(3) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。</p>
2	発災直後の情報の収集・連絡体制	<p>第2 町が実施する対策</p> <p>1 ヘリコプターによる偵察の要請</p>	<p>第2 町が実施する対策</p> <p>1 消防防災ヘリコプター等による偵察の要請</p>
3	活動体制の確立	<p>第1 災害情報の収集・連絡体制</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施</p> <p>第2 林野所有（管理）者の活動体制</p> <p>1 町及び県が実施する対策</p>	<p>第1 災害情報の収集・連絡体制</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施</p> <p>第2 林野所有（管理）者の活動体制</p> <p>1 町が実施する対策</p>
4	消火活動	<p>主な活動</p> <p>地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。</p>	<p>主な活動</p> <p>地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプター等による空中消火活動を実施する。</p>
5	二次災害の防止活動	<p>林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から町民を守るための措置を講ずる。</p> <p>二次災害の防止</p> <p>危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。</p>	<p>林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から町民を守るための措置をとる。</p> <p>二次災害の防止</p> <p>危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。</p>

節	節名	旧	新
		<p>林野火災における連絡体制</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。</p>	<p>林野火災における連絡体制</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[削除]</p>

節	節 名	旧	新
1	計画作成の趣旨	<p>第1節 原子力災害の特性</p> <p>県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）」（以下「EPZ」という。）にも本町の地域は含まれていない。</p> <p>しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、本県の最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、町民の心理的動揺や混乱をできるかぎり少なくするためには、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備することが重要となる。</p> <p>本編では、原子力災害に関し、町が県をはじめとした関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定め、町民の不安を解消し、安全安心な町民生活を確保することを目的とする。</p> <p>なお、本編に定めるもの以外に必要な事項は、他編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。</p> <p>また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、本編に準じて措置するものとする。</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、坂城町、県、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。</p> <p>第2 定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。 <p>第3 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、坂城町防災会議が作成する「坂城町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。</p> <p>なお、この計画は、長野県地域防災計画と一体をなすものであり、この計画にない項目は長野県地域防災計画に準ずる。</p> <p>第4 計画の推進及び修正</p> <p>この計画は、町の地域における災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、町及び関係機関は、本計画に基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。</p> <p>また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。</p>

節	節名	旧	新
1	計画作成の趣旨		<p>第5 計画の対象とする災害</p> <p>坂城町内及び長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径5km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30km圏内）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。</p> <p>こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</p>
2	防災の基本方針	<p>第2節 原子力災害対策において尊重すべき指針</p> <p>原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力安全委員会の防災指針を十分に尊重するものとする。</p> <p>※ 防災指針では、E P Zの目安の距離として、原子力発電所の場合は半径約8～10kmとしている。これは、「原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものである」としている。</p> <p>(専門用語等の取り扱い)</p> <p>本編中には、原子力防災、放射線医療等の専門性の高い用語や単位などを数多く用いていることから、それらの用語集を巻末の資料編に掲載する。</p>	<p>第2節 防災の基本方針</p> <p>県及び関係機関からの情報収集、町民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。</p>
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>[新設]</p>	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 町</p> <p>町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 原子力事業者</p>

節	節名	旧	新								
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	[新設]	<p>原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置をとるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置をとる。</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 坂城町</p> <table border="1" data-bbox="1245 501 2134 995"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂城町</td> <td> (1) 町防災会議、町災害警戒本部及び町災害対策本部に関すること。 (2) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (3) 町民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (4) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (5) 健康被害の防止に関すること。 (6) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (7) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。 (8) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (9) 汚染物質の除去等に関すること。 (10) その他原子力防災に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 長野県</p> <table border="1" data-bbox="1245 1034 2134 1497"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td> (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。 (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。 (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。 (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (7) 健康被害の防止に関すること。 (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	坂城町	(1) 町防災会議、町災害警戒本部及び町災害対策本部に関すること。 (2) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (3) 町民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (4) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (5) 健康被害の防止に関すること。 (6) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (7) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。 (8) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (9) 汚染物質の除去等に関すること。 (10) その他原子力防災に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。 (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。 (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。 (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (7) 健康被害の防止に関すること。 (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
坂城町	(1) 町防災会議、町災害警戒本部及び町災害対策本部に関すること。 (2) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (3) 町民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (4) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (5) 健康被害の防止に関すること。 (6) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (7) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。 (8) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (9) 汚染物質の除去等に関すること。 (10) その他原子力防災に関すること。										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
長野県	(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。 (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。 (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。 (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。 (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。 (7) 健康被害の防止に関すること。 (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。										

節	節名	旧	新								
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	[新設]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1240 197 1406 373"></td> <td data-bbox="1406 197 2136 373"> (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。 (12) 汚染物質の除去等に関すること。 (13) その他原子力防災に関すること。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1240 373 2136 411" style="text-align: center;">3 原子力事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 411 1406 450">機関の名称</td> <td data-bbox="1406 411 2136 450">処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 450 1406 762">原子力事業者</td> <td data-bbox="1406 450 2136 762"> (1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。 </td> </tr> </table>		(10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。 (12) 汚染物質の除去等に関すること。 (13) その他原子力防災に関すること。	3 原子力事業者		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	原子力事業者	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。
	(10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。 (11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。 (12) 汚染物質の除去等に関すること。 (13) その他原子力防災に関すること。										
3 原子力事業者											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
原子力事業者	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 (8) 汚染物質の除去に関すること。										

節	節 名	旧	新
		<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 原子力災害に強いまちづくり</p> <p>原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県及び防災関係機関からの情報収集、町民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における避難収容活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害に対する備え</p> <p>第1 基本方針 放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。 また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p>第2 モニタリング等 町は県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。</p> <p>第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。 2 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。 <p>第4 健康被害の防止 町は県と連携して、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。</p> <p>第5 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町、県及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること 2 原子力災害とその特殊性に関すること 3 放射線防護に関すること 4 町等が講ずる対策の内容に関すること 5 屋内退避、避難に関すること 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること <p>第6 原子力防災に関する訓練の実施 町は県と連携して、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。</p>

原子力災害対策編 第2章 災害に対する備え

節	節名	旧	新
		第2節 情報の収集・連絡体制計画 第3節 活動体制計画 第4節 広域相互応援計画 (風水害対策編第2章第5節を準用) 第5節 救助・救急・医療計画 (風水害対策編第2章第6節を準用) 第6節 災害時要援護者計画 (風水害対策編第2章第8節を準用) 第7節 緊急輸送計画 第8節 避難収容活動計画 (風水害対策編第2章第11節を準用) 第9節 食料品等の備蓄・調達計画 (風水害対策編第2章第13節を準用) 第10節 給水計画 (風水害対策編第2章第14節を準用) 第11節 生活必需品の備蓄・調達計画 (風水害対策編第2章第15節を準用) 第12節 住民等への情報伝達体制計画 第13節 農林水産物災害予防計画 (風水害対策編第2章第25節を準用) 第14節 防災知識普及計画 第15節 防災訓練計画 (風水害対策編第2章第28節を準用) 第16節 自主防災組織の育成計画 (風水害対策編第2章第30節を準用) 第17節 企業防災に関する計画 (風水害対策編第2章第31節を準用) 第18節 ボランティア活動の環境整備 (風水害対策編第2章第32節を準用) 第19節 防災対策に関する財政措置計画 (風水害対策編第2章第33節を準用)	[削除]

節	節名	旧	新
1	基本方針	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 基本活動</p> <p>本章は、特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>放射性物質の拡散又は放射線の影響から、町民の生命、身体、財産を保護するため、町は、県及び防災関係機関と連携し、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。</p> <p>なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。</p>
2	情報の収集・連絡活動	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>(風水害対策編第3章第2節を準用。ただし、特定事象又は原子力緊急事態発生後の県等との情報連絡については、次による。)</p> <p>県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象又は原子力緊急事態に関する状況の把握に努めることとしている。</p> <p>町は、県と密接な連携をとり、その情報の入手に努める。</p> <p>第1 特定事象発生情報等の収集</p> <p>原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、所在市町村、所在県警察本部、所在市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、同時に文書をFAXで送付することとなっている。</p> <p>県は、必要な情報を収集し、関係市町村、関係機関へ連絡することとしているが、町は、県を通じて情報の入手に努める。(図2参照)</p> <p>図2 事故発生時における体制(1)～特定事象発生時～</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡活動</p> <p>第1 情報の収集及び連絡体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 新潟県、石川県等に立地する原子力事業所で特定事象が発生した場合、県から情報収集をするが、諸状況に応じた情報ルート、担当者等をあらかじめ定めておく。 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。 県と連携を密にして情報の把握に努める。 <p>第2 通信手段の確保</p> <p>町は、災害時の迅速かつ的確な情報収集のため、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。</p>

節	節 名	新
2	<p>情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>1 特定事象発生後 原子力事業者は、所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、所在市町村、所在県警察本部、所在市町村の消防本部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡し、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとなっている。 町は、県を通じて情報の入手に努める。</p> <p>2 原子力緊急事態宣言発出後 県は、オフサイトセンター及び原子力事業者等からの情報及び原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、応急対策について必要な調整を行うこととしている。 町は、県を通じて情報の入手に努めるとともに、町が行う応急対策について県と調整を行う。</p> <p>図3 事故発生時における体制（2）～ 原子力緊急事態宣言発出後～</p> <p>第3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>1 特定事象発生の連絡を受けた場合 県は、現地における情報を入手するとともに、緊急時モニタリングの準備を開始することとしている。 町は、県が行う緊急時モニタリングが円滑に実施されるよう、情報提供など必要な協力を行う。</p> <p>2 原子力緊急事態宣言発出後 県は、現地からの情報を入手するとともに、緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果を取りまとめることとしている。 町は、緊急時モニタリングが円滑に実施されるよう県に協力するとともに、迅速な情報収集体制を確保し、町関係機関に情報を提供する。</p>	

節	節名	旧	新
3	活動体制	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>1 原子力災害警戒本部の設置 (1) 設置基準 ア 柏崎刈羽原子力発電所等原子力事業所に関して、原子力緊急事態宣言が発出された場合 イ 原子力災害時の応急対策にあたり、町長が必要と認めた場合</p> <p>2 原子力災害対策本部の設置 (1) 設置基準 ア 放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となったとき。 イ 原子力災害時の応急対策にあたり、町長が必要と認めた場合 組織体制は、風水害対策編の第3章第3節第3を準用する。</p>	<p>第3節 活動体制</p> <p>1 原子力災害警戒本部の設置 (1) 設置基準 ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。 イ その他町長が必要と認めたとき。</p> <p>2 原子力災害対策本部の設置 (1) 設置基準 ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。 イ その他町長が必要と認めたとき。 組織体制は、風水害対策編の第3章第3節第4を準用する。</p>
4	モニタリング等	<p>第4節 広域相互応援活動 (風水害対策編第3章第4節を準用)</p>	<p>第4節 モニタリング等</p> <p>第1 基本方針 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。</p> <p>第2 災害時のモニタリング 町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。</p> <p>第3 放射能濃度の測定 町は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。</p>
5	健康被害防止対策	<p>第5節 救助・救急・医療活動 (風水害対策編第3章第7節を準用)</p>	<p>第5節 健康被害防止対策</p> <p>町は県と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保並びに健康相談を実施する。</p>

節	節名	旧	新
6	住民等への的確な情報伝達	<p>第6節 災害時要援護者活動 (風水害対策編第3章第9節を準用)</p>	<p>第6節 住民等への的確な情報伝達</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動 町は県と連携して、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。 情報提供及び広報に当たっては、災害時要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応 町は県と連携して、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。</p>
7	屋内退避、避難誘導等の防護活動	<p>第8節 避難収容活動 (風水害対策編第3章第12節を準用。ただし、屋内退避及び避難誘導に関する情報提供等及び広域避難活動並びに避難を指示した地域の立入制限等は、次による。)</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>1 町は、県と連携して、原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。 (1) 有線放送電話や町広報車等による広報活動</p> <p>2 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。 (2) 避難誘導に当たっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 (3) 避難勧告又は避難指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。 (4) [略]</p> <p>なお、防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次表のとおり。</p>	<p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>[削除]</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>1 町は、県と連携して、原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。 (1) 町防災行政無線や町広報車等による広報活動</p> <p>2 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとる。 (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 (3) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。 (4) [略]</p> <p>なお、「原子力災害対策指針(最新改定令和3年7月21日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次表のとおり。</p>

節	節名	旧	新																				
7	屋内退避、避難誘導等の防護活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="338 199 920 272">屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量（単位：mSv）</th> <th data-bbox="920 199 1216 483" rowspan="2">防護対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 272 629 483">外部被ばくによる実効線量</td> <td data-bbox="629 272 920 483"> <ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面又は肺の等価線量 プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 483 629 624">10～50</td> <td data-bbox="629 483 920 624">100～500</td> <td data-bbox="920 483 1216 624">住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 624 629 730">50以上</td> <td data-bbox="629 624 920 730">500以上</td> <td data-bbox="920 624 1216 730">住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="338 983 533 1010">第2 広域避難活動</p> <p data-bbox="338 1018 499 1045">1～3 [略]</p> <p data-bbox="338 1051 412 1078">〔追加〕</p> <p data-bbox="338 1086 1021 1114">4 町は、県と連携し、避難者の輸送及び輸送に関する援助を行う。</p> <p data-bbox="338 1121 1223 1182">第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p data-bbox="338 1190 1223 1291">町は、県と連携して、屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量（単位：mSv）		防護対策の内容	外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面又は肺の等価線量 プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。	50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1247 199 1641 226">基準の概要</th> <th data-bbox="1641 199 1865 226">初期設定値*1</th> <th data-bbox="1865 199 2130 226">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1247 234 1641 411">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td data-bbox="1641 234 1865 411">500 μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2）</td> <td data-bbox="1865 234 2130 411">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1247 419 1641 624">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準</td> <td data-bbox="1641 419 1865 624">20 μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</td> <td data-bbox="1865 419 2130 624">1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1247 632 2145 692">*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。</p> <p data-bbox="1247 700 2145 761">*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p data-bbox="1247 769 2145 869">*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p data-bbox="1247 877 2145 971">*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。</p> <p data-bbox="1247 979 1442 1007">第2 広域避難活動</p> <p data-bbox="1247 1015 1408 1042">1～3 [略]</p> <p data-bbox="1247 1050 2114 1077">4 JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、町、県と連携し、避難者の輸送を行う。</p> <p data-bbox="1247 1085 2024 1112">5 町は、県、自衛隊と連携し、避難者の輸送及び輸送に関する援助を行う。</p> <p data-bbox="1247 1120 2085 1147">第3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p data-bbox="1247 1190 2145 1291">町長は、県と連携して、屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量（単位：mSv）		防護対策の内容																					
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面又は肺の等価線量 プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 																						
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。																					
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。																					
基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																					
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）																					
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施																					
8	緊急輸送活動	<p data-bbox="338 1337 577 1364">第7節 緊急輸送活動</p> <p data-bbox="338 1370 714 1398">（風水害対策編第3章第10節を準用）</p>	<p data-bbox="1247 1337 1487 1364">第8節 緊急輸送活動</p> <p data-bbox="1247 1370 1626 1398">（風水害対策編第3章第10節を準用）</p>																				

節	節名	旧	新															
		<p>第9節 食料品等の調達供給活動 (風水害対策編第3章第14節を準用)</p> <p>第10節 飲料水の調達供給活動 (風水害対策編第3章第15節を準用)</p>	[削除]															
9	飲料水、飲食物の摂取制限等	<p>第11節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。</p> <p>飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="331 536 1218 719"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td>(乳児は100ベクレル/キログラム以上)</td> </tr> <tr> <td>野菜類 (根菜・芋類を除く)</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知より)</p> <p>第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。</p>	対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	(乳児は100ベクレル/キログラム以上)	野菜類 (根菜・芋類を除く)	2,000 ベクレル/キログラム以上	<p>第9節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。</p> <p>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1240 536 2125 719"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類 (根菜・芋類を除く)、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針 (令和3年7月21日)」より)</p> <p>第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。</p>	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く)、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム
対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																	
牛乳・乳製品	(乳児は100ベクレル/キログラム以上)																	
野菜類 (根菜・芋類を除く)	2,000 ベクレル/キログラム以上																	
対象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類 (根菜・芋類を除く)、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
		<p>第12節 生活必需品の調達供給活動 (風水害対策編第3章第16節を準用)</p> <p>第13節 保健衛生、感染症予防活動 (風水害対策編第3章第17節を準用)</p> <p>第14節 廃棄物の処理活動 (風水害対策編第3章第19節を準用)</p> <p>第15節 物価安定等に関する活動 (風水害対策編第3章第20節を準用)</p> <p>第16節 災害広報活動 (風水害対策編第3章第23節を準用)</p> <p>第17節 農林水産物災害応急活動 (風水害対策編第3章第30節を準用)</p> <p>第18節 文教活動 (風水害対策編第3章第31節を準用)</p> <p>第19節 飼養動物の保護活動 (風水害対策編第3章第32節を準用)</p> <p>第20節 防災ボランティア等の受入活動 (風水害対策編第3章第33節を準用)</p> <p>第21節 義援物資、義援金の受入体制 (風水害対策編第3章第34節を準用)</p> <p>第22節 災害救助法の適用 (風水害対策編第3章第35節を準用)</p>	[削除]															

節	節名	旧	新
10	町外からの避難者の受入活動	<p>第23節 避難者の受入れ活動</p> <p>第1 避難者の受入れ</p> <p>1 緊急的な一時受入れ 町は、県と連携して、町外から避難する者が発生した場合、町の施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れに当たっては、災害時要援護者及びその家族を優先する。</p> <p>2 中長期的な避難者の受入れ ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、町の施設で対応する。 イ 長期的に本町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。</p> <p>[追加]</p> <p>第2 避難者の生活支援及び情報提供</p> <p>1 町は、県と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 町は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供する。</p>	<p>第10節 町外からの避難者の受入活動</p> <p>第1 避難者の受入</p> <p>1 緊急的な一時受入 (1) 町は、避難元の都道府県や市町村（以下「避難元都道府県等」）からの受入について県から要請のあった場合、必要に応じて次の対応を行う。 ア 町の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入に当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。 イ 県は、市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。 (2) 町は、県に準じた対応を実施するよう努める。</p> <p>2 短期的な避難者の受入 (1) 町は、避難元都道府県等と連携し、必要に応じて次の対応を行う。 ア 被災自治体から避難者受入の要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入と同様に、町が保有する施設で対応する。 イ アによる受入が困難な場合、県と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。</p> <p>3 中期的な避難者の受入 (1) 町は、避難元都道府県等と連携し、必要に応じて次の対応を行う。 ア 避難者に対しては、空いている町営住宅等の受入情報について提供を行う。 イ 長期的に町内に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援に努める。</p> <p>第2 避難者の生活支援及び情報提供</p> <p>1 町は、県及び避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 町は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。</p>

節	節 名	旧	新
		<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>町、県、国及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興を講じる。</p> <p>第1 放射性物質による汚染除去等</p> <p>町は県と連携して、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の除去等に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。</p> <p>第2 その他災害後の対応</p> <p>3 町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害からの復旧・復興</p> <p>[削除]</p> <p>町、県、国及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興を行う。</p> <p>第1 放射性物質による汚染除去等</p> <p>町は県と連携して、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。</p> <p>第2 その他災害後の対応</p> <p>3 町は県と連携して、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。</p>

節	節 名	旧	新
		<p>第1節 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>第1 基本方針 核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射性の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれがあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。 〔追加〕</p> <p>第2 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報 2 消火、延焼防止の措置 3 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置 4 モニタリングの実施 5 運搬に従事する者や付近にいる者の退避 6 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去 7 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 8 その他放射線障害の防止のために必要な措置 <p>第3 消防本部の対応 消防本部は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。</p>	<p>〔削除〕</p> <p>第1 基本方針 核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内あるいは町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。 なお、下記以外の項目については、第2章「災害に対する備え」、第3章「災害応急対策」、第4章「災害からの復旧・復興」を準用する。</p> <p>第2 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報 2 消火、延焼防止 3 立入禁止区域の設定 4 避難のための警告 5 汚染の拡大防止及び除去 6 放射線の遮蔽 7 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置 <p>〔削除〕</p> <p>第3 消防機関の対応 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、町及び防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。</p>

その他災害対策編 第1章 雪害対策

節	節名	旧	新
		〔新設〕	実施担当部：総務部 建設部 産業部 民生部 教育部
1	災害予防計画	〔新設〕	<p>雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、除雪資機材の整備、主要幹線道等の交通確保を図り、雪害予防に万全を期する。</p> <p>具体的な活動については、「風水害対策編 第2章 災害予防計画」を使用し、本文中の「風水害」の表記を「雪害」に読み替えるとともに、特筆すべき事項については以下に記載した。</p> <p>第1 雪害に強い地域づくり</p> <p>1 雪害に強い町づくり</p> <p>町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い町づくりを行う。</p> <p>(1) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。</p> <p>(2) 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1) 町は、冬期における住民の安全と道路交通を確保するため、除雪の計画を定め、除雪体制を整える。特に雪害時（災害対策本部を設置する基準に達する降雪）は、町内の道路、公共施設、バス路線及び住宅等の立地状況を勘案し、効率的な道路除雪体制を実施するよう努める。</p> <p>(2) 町は、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、他の道路管理者との連携のもと、主要幹線より順次除（排）雪を実施する等迅速・適切に対応するよう努める。</p> <p>(3) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>(4) 通学路の除雪については、学校関係者、地元自治区及び関係機関等の協力を得て実施する。</p> <p>(5) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。</p>

節	節名	旧	新
1	災害予防計画	[新設]	<p>(6) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他の関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。</p> <p>(7) 地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、担い手となる地域の建設業者等が存続できるよう努める。</p> <p>3 農林産物対策計画 県及びながの農業協同組合等の協力を得て、雪害による農林産物の被害、ハウス施設の損壊を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び周知を行う。</p> <p>4 授業・保育の確保等 小中学校及び幼稚園、保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下、この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示の下、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育・保育を確保するための対策を講ずる。</p> <p>(1) 学校長等は、児童生徒等及び保護者に対し確実かつ迅速な連絡確保のための体制をとる。</p> <p>(2) 学校長等は、天候の急変に際して町教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。</p> <p>5 文化財の保護 町は、積雪による破損や損傷のおそれがある文化財について、適切な対策を講ずる。また、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。</p> <p>6 警備体制の確立 町は、関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。</p> <p>7 雪害に関する知識の普及・啓発 降雪・積雪の状況、気温等から雪害の発生を予測することができる場合は、住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害の未然防止や軽減も可能であるため、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。</p> <p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>1 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合の迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興を講ずるための備えとして次の体制等の整備を行う。</p> <p>(1) 緊急輸送関係 迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、町は、除雪体制の強化により輸送路の確保を図る。</p>

節	節名	旧	新
1	災害予防計画	[新設]	<p>(2) 避難収容関係</p> <p>ア 避難所は、雪崩のおそれがない場所へ開設する。</p> <p>イ 避難施設等における暖房設備の設置等を行う。</p> <p>2 雪処理関係</p> <p>雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、町は各機関と連携し、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。</p> <p>(1) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組みづくりを推進する。</p> <p>(2) ボランティアを地域で受け入れるための体制づくりを図る。</p> <p>(3) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。</p> <p>3 情報提供体制の充実</p> <p>町は、各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。</p> <p>(1) 防災行政無線、さかきまちすぐメール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。</p> <p>(2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。</p>

節	節名	旧	新																												
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>雪害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。</p> <p>第1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。</p> <p>なお、具体的な活動については、風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」及び第3章第3節「非常参集職員の活動」による。</p> <p>1 長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報の発表基準一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1218 501 2132 1337"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">坂城町</td> <td>発表官署</td> <td>長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td>長野県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>北部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた区域</td> <td>長野地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>暴風雪 (平均風速)</td> <td>17m/s雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪(12時間降雪の深さ)</td> <td>12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">注意報</td> <td>風雪 (平均風速)</td> <td>13m/s雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪(12時間降雪の深さ)</td> <td>12時間降雪の深さ15cm</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td>1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td>著しい着氷が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td>著しい着雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。</p> <p>2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。</p>	坂城町	発表官署	長野地方気象台	府県予報区	長野県	一次細分区域	北部		市町村等をまとめた区域	長野地域	警報	暴風雪 (平均風速)	17m/s雪を伴う	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ25cm	注意報	風雪 (平均風速)	13m/s雪を伴う	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ15cm	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	着氷	著しい着氷が予想される場合	着雪	著しい着雪が予想される場合
坂城町	発表官署	長野地方気象台																													
	府県予報区	長野県																													
	一次細分区域	北部																													
	市町村等をまとめた区域	長野地域																													
警報	暴風雪 (平均風速)	17m/s雪を伴う																													
	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ25cm																													
注意報	風雪 (平均風速)	13m/s雪を伴う																													
	大雪(12時間降雪の深さ)	12時間降雪の深さ15cm																													
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上																													
	なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上																													
	着氷	著しい着氷が予想される場合																													
	着雪	著しい着雪が予想される場合																													

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」の内容を参照する。</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>(1) 町は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。その際は、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。</p> <p>(2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>(3) 町は、住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(4) 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 除雪活動</p> <p>(1) 除排雪の優先順位と考え方</p> <p>基本的な考え方として、主要幹線道路の確保を第一とするが、急病人等の対応については並行的に対応できるよう努める。第二として、各管理施設の状況調査及び敷地内等の除排雪を行う。このほか、早急に対応しなければならない事象が生じた場合には、臨機応変に対応する。</p> <p>(2) 除雪体制の確立</p> <p>町は、町道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。</p> <p>(3) 除雪開始時期</p> <p>交通に支障をきたすおそれがあると認められるとき（具体的には、積雪が10cmに達したとき）。</p> <p>(4) 住民による除雪活動等</p> <p>住民は、一定量の降積雪があった場合、自宅周辺等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。</p> <p>(5) 住民の安全対策、福祉対策</p> <p>除雪作業等の実施が困難な高齢者世帯等の安全確保のための支援を行う。さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。</p> <p>ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。</p>

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。</p> <p>2 交通の規制 雪害の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、各道路管理者等と連携し必要に応じ、その区間の通行禁止又は規制について協議する。</p> <p>3 自衛隊の派遣要請 雪害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。</p> <p>応急対策活動情報の連絡</p> <pre> graph TD PM[内閣総理大臣] <--> Cabinet[内閣府] Cabinet <--> RoadMgr[道路管理者] Cabinet <--> Admin[指定行政機関等] Admin <--> Public[指定公共機関等] Admin <--> Pref[長野県] Pref <--> City[坂城町] Admin <--> HQ[非常災害対策本部等] HQ <--> Cabinet </pre>

その他災害対策編 第2章 航空災害対策

節	節名	旧	新
		[新設]	実施担当部：総務部 消防部 民生部
1	災害予防計画	[新設]	<p>航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、関係機関との連携に努める。</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。</p> <p>第2 災害応急体制の整備 町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。</p>
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>航空機の墜落等により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。</p> <p>第1 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>1 情報の収集及び報告 (1) 町は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。 (2) 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。</p> <p>2 応急活動対策の情報収集 町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置 町は、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に基づき、早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。</p> <p>2 広域応援体制への早期対応 町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行う。</p> <p>3 自衛隊の派遣要請</p>

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	〔新設〕	<p>航空災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。</p> <p>第3 搜索、救助・救急及び消火活動</p> <p>1 搜索活動の実施 町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関と消防団との連携による搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。</p> <p>2 消火、救助活動の実施 災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。</p> <p>3 医療活動の実施 多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や千曲医師会、日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。</p> <p>第4 関係者等への情報伝達活動</p> <p>町は、県や関係機関と連絡を取り合い、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を把握し、住民家族等に役立つ情報を適切に提供するように努める。</p> <p>応急対策活動情報の連絡</p> <pre> graph TD PM[内閣総理大臣] <--> CAB[内閣府] CAB <--> DAE[指定行政機関等] DAE <--> DPO[指定公共機関等] CAB <--> SDHQ[非常災害対策本部等] SDHQ <--> DAE SDHQ <--> DPO CAB <--> AS[航空運送事業者] AS --> CAB CAB <--> NC[長野県] NC <--> DAE NC <--> DPO NC <--> SDHQ NC <--> TM[坂城町] TM <--> NC </pre>

その他災害対策編 第3章 道路災害対策

節	節名	旧	新
		[新設]	実施担当部：総務部 建設部 消防部 民生部
1	災害予防計画	[新設]	<p>自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、各道路管理者と協力して、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。</p> <p>第1 道路（橋梁等を含む）の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町は、道路災害に対する安全性に配慮した整備を行う。 2 道路管理者は、自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備に努める。 <p>第2 災害応急体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関との協力体制の整備 町は、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図るため、関係機関との協力体制を整備する。 2 関係者への的確な情報伝達体制の整備 町は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、放送事業者等との連携を図る。

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救助・救急活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限にとどめる。</p> <p>被害が甚大な場合は、必要に応じて各道路管理者等と相互に支援を行う。</p> <p>第1 災害情報等の収集・連絡 町は、大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる災害状況の調査を行い、県及び関係各機関に報告する。</p> <p>第2 救助・救急・消火活動 町は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急・消火活動を実施する。</p> <p>第3 災害応急対策の実施</p> <p>1 応急活動の実施 町は、町内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県等に報告する。また、関係機関は連携を図りながら交通規制、応急復旧等を行い、交通の確保に努める。</p> <p>2 協力体制の確立 町は、必要物資等について速やかに県等に要請するなど、緊密に連携、協力して効率的な人員・資材の運用に努める。</p> <p>3 自衛隊の派遣要請 道路災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。</p> <p>第4 関係者等への情報伝達活動 町は、県や関係機関と連絡を取り合い、道路事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を把握し、住民等に情報を適切に提供するよう努める。</p> <p>第5 被害拡大防止措置 町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。</p> <p>1 通行禁止又は制限 (1) 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。 (2) 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。</p>

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>2 道路利用者及び住民等への広報 町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、さかきまちすぐメール、広報車、緊急速報メール、町公式SNS等により広報を行う。</p> <p>3 道路災害における連絡体制</p> <p>応急対策活動情報の連絡</p>

その他災害対策編 第4章 鉄道災害対策

節	節名	旧	新
		[新設]	実施担当部：総務部 建設部 消防部 民生部
1	災害予防計画	[新設]	<p>大規模な鉄道事故に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、関係機関との連携に努める。</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。</p> <p>第2 災害応急体制の整備 町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。</p>
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>町は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。</p> <p>第1 鉄道事故情報等の連絡 1 鉄道事故情報等の連絡 (1) 町、県、JR東日本及びしなの鉄道は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。 (2) 発見又は連絡に基づき、町は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。 (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。</p> <p>第2 救助・救急・消火活動 町は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に基づき、救助・救急・消火活動を実施する。</p> <p>第3 活動体制及び応援体制 1 広域応援体制</p>

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>(1) 町は、鉄道災害が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。</p> <p>(2) 町は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。</p> <p>2 自衛隊派遣要請</p> <p>町は、鉄道災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に基づき、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。</p> <p>第4 関係者等への情報伝達活動</p> <p>町は、県、JR東日本及びしなの鉄道と緊密に連絡を取り合い、鉄道事故の状況、安否情報を把握し、住民等に情報を適切に提供するよう努める。</p> <p>応急対策活動情報の連絡</p>

その他災害対策編 第5章 危険物等災害対策

節	節 名	旧	新
		[新設]	実施担当部：総務部 消防部 建設部 民生部
1	災害予防計画	[新設]	<p>危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。</p> <p>第1 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>1 規制及び指導の強化 消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、以下の指導を行う。 (1) 消防本部による危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。 (2) 消防本部は、既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。 (3) 消防本部による立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。 ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況 イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況</p> <p>2 自衛消防組織の整備促進 緊急時における消防本部との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。</p> <p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>1 応援体制の整備 町は、危険物取扱事業所間による相互応援に関する協定の締結など保安体制の整備を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。</p> <p>2 県警察との連携 消防本部は、消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。</p>

節	節名	旧	新
1	災害予防計画	[新設]	<p>3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備 危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。 (1) 町は、危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。</p>
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>町は、町域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。</p> <p>第1 応急活動体制の確立 町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。</p> <p>第2 災害拡大防止活動</p> <p>1 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を確保するため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。</p> <p>2 流出、転倒及び浮上したタンク等については、施設の管理者等に使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。</p> <p>3 危険物関係 危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに消防本部に通報する。</p> <p>(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等 町長は、消防法の規定により、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じることができる。</p> <p>(2) 災害発生時等における連絡 町は、危険物施設において災害が発生した場合、危険物等取扱事業所、消防本部、警察及び県等関係機関並びに近隣の事業所・住宅等に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との連絡体制を確立する。</p> <p>(3) 危険物施設の管理者等に対する指導 町は、危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。</p>

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>【危険物等取扱事業所等が実施する対策】</p> <p>危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防本部、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。</p> <p>(1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。</p> <p>(2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。</p> <p>(3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地の状況を消防本部及び警察等に連絡する。危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防本部等に連絡する。</p> <p>4 自衛隊の派遣要請</p> <p>危険物等災害が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。</p> <p>5 毒物・劇物関係</p> <p>(1) 町は、周辺住民に対して必要に応じて避難等の警告を行うとともに、広報活動等を行う。</p> <p>(2) 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。</p> <p>(3) 消防本部は、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。</p> <p>【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>取水箇所異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。</p> <p>6 共通事項</p> <p>町は、危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、救助・救急活動等を実施する。</p> <p>第3 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民へ健康被害を与えるおそれがあるため、町及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止に努める。</p>

節	節名	旧	新
2	災害応急対策計画	[新設]	<p>1 町は、消防本部と連携してオイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとる。</p> <p>2 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。</p> <p>3 町は、必要に応じて水質検査等の環境モニタリングを実施するものとする。</p> <p>応急対策活動情報の連絡</p>